

生きものつながる 世田谷プラン

～生きもの元気！ひと元気！生物多様性地域戦略～

平成29年度～平成44年度

等々力溪谷



はじめに

世田谷は、国分寺崖線のまとまった樹林地や、農地、屋敷林、川、湧水など、23区の中でも比較的、自然環境に恵まれています。一方で、住宅都市の宿命である宅地開発や農地転用などにより自然環境が減少し、そこをよりどころとしている様々な生きものも失われていくことが危惧されています。

広く地球全体を見た場合でも、生物多様性は安全な水や食料の供給、気候の緩和、癒しなどの様々な恵みを人類にもたらしてくれていますが、その一方で様々な生きものとそのつながりは刻一刻と失われつつあります。これは、決して大げさではなく人類の存亡に関わることであり、国家間の連携が不可欠であることから、1992年（平成4年）地球サミットでの『生物多様性条約』の採択、2010年（平成22年）生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）での『愛知目標』の採択など、国際レベルでの動きも活発になっています。

日本でも、この流れを受けて、国は『生物多様性国家戦略』を、東京都は『緑施策の新展開』を定めました。世田谷区は、国や都の理念を具体化するべく、世田谷らしい独自の理念や将来像を描いて、『生きものつながる世田谷プラン』をまとめました。

「木漏れ日の中で心を休める」「鳥の鳴き声を聞きながら通勤・通学する」「子どもたちと一緒に虫捕りをする」「季節の伝統行事に参加する」「日々の暮らしの中で、自然の移ろいや生きものの活動に感銘を受ける」など、生きものとともにある暮らしと、みどり豊かな環境を次代に引き継ぐために、今、私たちは何ができるか、何をすべきかを考え、そして行動しなければなりません。

子どもから高齢者までのすべての区民、事業者、行政など、様々な主体が、生物多様性を意識したライフスタイルを実践し、生物多様性の恵みが将来にわたって受け続けられ、活力のある活動が生まれ出される世田谷であり続けるために、住宅都市のリーディングモデルとなる生物多様性地域戦略を「生きものつながる世田谷プラン」として策定し、これをよりどころとして、皆で取り組みを実践していきます。

目次

第1章	私たちの暮らしと生物多様性のつながり 1
	1. 生物多様性とは 1
	(1) 生物多様性の3つのレベル 2
	(2) 生物多様性の危機 4
	(3) 国内外の動向 6
	(4) 国・東京都と世田谷区の取り組みの関係性 8
	2. 生物多様性の恵み 10
	(1) 生物多様性から得られる4つの恵み 10
第2章	世田谷の成り立ち、現状と課題 12
	1. 世田谷の成り立ち 12
	(1) 近郊農村としての世田谷 12
	(2) 時代とともに進むベッドタウン化 13
	(3) 現在の世田谷 15
	2. 世田谷の地形・水系・みどりの現状 16
	(1) 広域的な自然の概況 16
	(2) 地形 18
	(3) 水系 19
	(4) みどり 20
	3. 世田谷の生きものの現状 24
	(1) みどりの連続性が高い地域 25
	(2) 住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域 27
	(3) 市街化が進み比較的みどりが少ない地域 29
	4. 生物多様性がもたらしている恵み 32
	(1) 生きものの生息・生育地の提供 32
	(2) 生活環境の調整 33
	(3) 資源の供給 34
	(4) 豊かな暮らしと文化の創造 35
	5. 生物多様性の視点でとらえた世田谷の特徴と課題 36
	(1) 世田谷の特徴 36
	(2) 世田谷の課題 39

第3章 基本事項 40

- 1. 生きものつながる世田谷プランの役割 40
- 2. 対象区域 41
- 3. 対象期間 41
- 4. 理念 41
- 5. 将来像 42
 - (1) 3つの地域ごとの将来イメージ 43
 - (2) 生きものネットワークのイメージ 46
- 6. 9つの目標 49

第4章 取り組み 50

- 1. 取り組み主体 50
- 2. 取り組みの体系 51
- 3. 取り組み 53

第5章 取り組みの進め方 71

- 1. リーディングプロジェクト 71
- 2. 行動計画と進行管理 76
 - (1) 生きものつながる世田谷プラン行動計画 76
 - (2) 進行管理 76
- 3. 推進体制 77
 - (1) 多様な主体による推進体制 77
 - (2) 各主体の役割 77

巻末資料 79

本計画では、みどり・みず・緑・水・生きものという言葉を決定的に次のように使っています

- ①みどり : 土、植物、生物など自然を構成する要素と、人とのかかわりによる文化や歴史的なみどりの要素も含む
- ②みず : 水環境や雨水浸透、地下水涵養など水の循環にかかわる要素と、人とのかかわりによる文化や歴史的なみずの要素も含む
- ③緑 : 樹林、樹木や草花などの植物そのもの
- ④水 : 河川、池、湧水などの水そのもの
- ⑤生きもの : 植物や動物などの生物そのもの

1 生物多様性とは

生きものは、樹林や草地、川、湿地、池、公園、庭など、様々な環境に適応して生きています。そして、食べる・食べられる、寄生する・される、共生するなど、お互いが関わりを持って生きており、そのつながりが環境を支えています。このように多様な生きものが、互いに関係しながら生きていることを「生物多様性」といいます（図 1-1）。



図 1-1 生物多様性とその恵み

生物多様性は、長い進化の歴史によって育まれてきたものであり、地球上の生命と私たちの暮らしを支えています。

生物多様性は、1992年（平成4年）にブラジルで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で「生物多様性条約」が採択され、1993年（平成5年）12月29日に、この条約が発効されたことで、日本のみならず締約国（196の国と地域、2017年現在）のその後の環境政策に大きな影響を及ぼし、広く世界に認知されるようになりました。

(1) 生物多様性の3つのレベル

生物多様性条約では、「生物多様性」を「すべての生きものの中に違いがあること」と定義しており、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルがあるとしています。

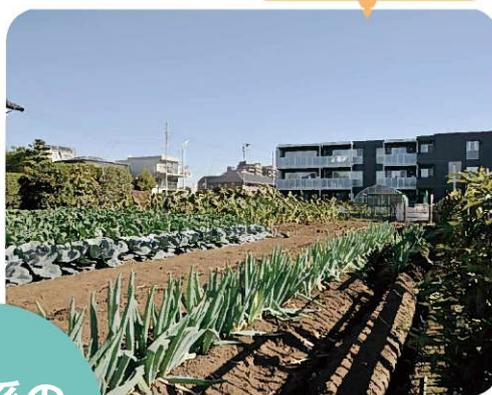
【生態系の多様性とは】

森林、草地、農地、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることを指します。生態系は、地形、地質や気候などそれぞれの地域の環境に応じて長い歴史を経て形づくられてきたものです。生態系の構成や配置の違いは、地域の環境を特徴づける重要な要因となります。

森林の生態系



農地の生態系



生態系の
多様性



河川の生態系



市街地の生態系

【種の多様性とは】

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがあることをいいます。地球上には、既に知られているものだけで約 175 万種の生きものが生息・生育しており、まだ知られていない生きものも含めると、3,000 万種が存在すると推定されています。日本は、南北に長く複雑な地形である上、豊富な降水量と四季の変化に富んでいることから、すでに知られている生きもので 9 万種、まだ知られていないものも含むと 30 万種以上の生きものが存在すると推定されています。

これらの種は、環境に適応してきた進化の結果として生み出されたものであり、そのすべての生きものが互いに関わりを持ちながら生息・生育しており、生態系を構成しています。



【遺伝子の多様性とは】

同じ種でも個体や個体群、地域によって、色や形、行動などの違いがあることをいいます。

例えば、ゲンジボタルは、発光の頻度が東日本と西日本で違うことが知られています。西日本ではオスは 2 秒周期で光ります。東日本ではオスは 4 秒周期で光ります。この違いは、遺伝子が異なることによるものです。

また、植物は自ら移動できないことから、遺伝子には地域や集団ごとに個性があることがわかっています。例えば、サクラソウは、地域や集団ごとに花の色や形状が異なっています。園芸種が人間によって持ち込まれると、在来種と交雑し、本来の在来種としての遺伝的特徴が失われてしまいます。

同じ種でも、地域や集団ごとに異なる遺伝子をもっていることによって、様々な環境の変化に応じて、適応できる環境の幅が広がり、種が生き残る確率が高まります。また、多様な遺伝子が存在することで、将来、薬剤や素材開発などに利用できる可能性が広がります。

(2) 生物多様性の危機

私たちの暮らしは、生物多様性の恵みによって支えられています。生物多様性は地域ごとに固有の特色があり、地域独自の豊かな文化を支えています。ところが、生物多様性の重要性が十分に理解されないまま、現代の私たち人間の活動により、これまでにないスピードでその損失が進んでいます（図 1-2）。

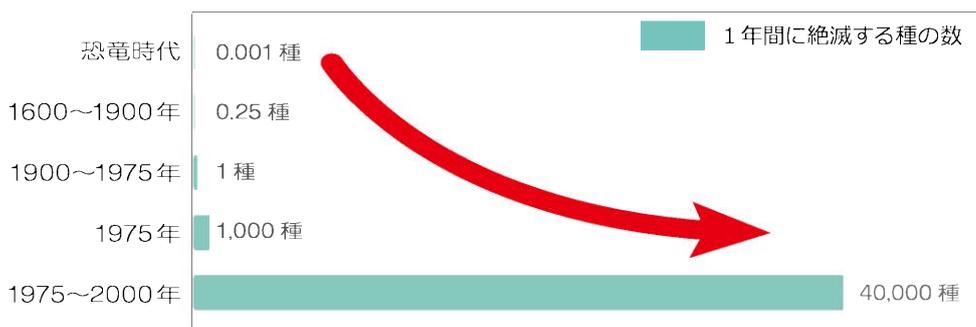


図 1-2 種の絶滅速度^{※1}

【生物多様性の4つの危機】

日本の生物多様性は、主に人間活動の影響によって、4つの危機にさらされています。

第1の危機 開発などによる自然環境と種の減少・生態系の破壊

宅地化や埋め立てなどの開発行為によって生きものの生息・生育環境が悪化し、また、観賞や商業利用を目的とした乱獲によって、生きもの自体の数が減少しています。

なかでも、河川のコンクリート護岸工事による直線化・無機質化やダム・堰などの築造、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備は、生きものの生息・生育場所を悪化させ、生物多様性に大きな負の影響を与えています。



商業利用を目的とした乱獲で絶滅危惧種^{※2}となったニホンウナギ

※1 「図で見る環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（平成22年版）」より作成

※2 絶滅危惧種の詳細は、巻末資料 p.138 を参照

第2の危機 人による手入れや利用などの縮小による生態系の劣化

人手が入ることによって生物多様性のバランスが保たれていた里山の雑木林は、人間が利用しなくなったために、手入れがされなくなり、荒廃しています。

例えば、薪や炭などの燃料を得ていた雑木林（薪炭林）では、材の利用と更新を目的とした伐採などの定期的な管理により、カタクリなどの明るい林を好む植物が生育していました。しかし、管理がされなくなったことで、森林の内部が暗くなり、そうした生きものの生息・生育場所が失われ、もとあった里山の環境が失われてきています。



シュロが繁茂して荒廃した雑木林

第3の危機 外来種による生態系のかく乱などの深刻な被害

外来種とは、野生生物の本来の移動能力を越えて、人為的に国外や国内の他の地域から導入された生きもののことです。外来種には在来種を捕食して生息・生育場所を奪うもの、交雑して遺伝的にかく乱をもたらすもの、家畜やペットが野外に定着して地域固有の生態系に大きな影響を与えているものなどがいます。

外来種の問題は、社会・経済のグローバル化にともなう人の移動や物資の流通域の拡大によって世界各地に広がっており、地域固有の生態系に深刻な被害をもたらしています。



地域の生態系に深刻な被害をもたらす特定外来生物のアライグマ

第4の危機 地球温暖化など、地球環境の変化による影響

地球温暖化により、生態系の変化や種の絶滅などの深刻な影響が生じることが危惧されています。花の受粉を昆虫が助け、鳥が種子を運ぶなど、生きものは相互に密接な関係を持っています。地球温暖化によって開花や結実の時期に変化が生じ、生きものの相互関係に影響を及ぼすなど、多くの種で絶滅のリスクが高まると予測されています。



地球温暖化によって開花時期が早まっている桜

(3) 国内外の動向

① 国・東京都の動向

生物多様性の問題に対して、国際的には、1992年（平成4年）に国連環境開発会議（地球サミット）で「生物多様性条約」が採択されました。2010年（平成22年）に日本の愛知県で行われた生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、2011年（平成23年）以降の新たな世界目標が採択され、具体的な行動目標として「愛知目標（20の個別目標）」が設定されました。

日本は、生物多様性条約を受けて1995年（平成7年）に最初の「生物多様性国家戦略」を策定し、これに基づいて対策を進めてきました。2008年（平成20年）には「生物多様性基本法」を制定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本原則、各主体の責務、国の基本的施策などを定めました。COP10後には生物多様性基本法に基づき、愛知目標を達成するため「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定しました。

東京都は、2012年（平成24年）に東京都における生物多様性地域戦略である「緑施策の新展開」を策定しました。これは、これまでの緑に関する施策のほか、生物多様性の視点から強化すべき施策の方向性を示すものでした。

国や東京都の動向

1992年（平成4年）	国連環境開発会議（地球サミット） 「生物多様性条約」の採択	
1993年（平成5年）	「生物多様性条約」の発効	国
1995年（平成7年）	「生物多様性国家戦略」の策定	国
2002年（平成14年）	「新・生物多様性国家戦略」の策定	国
2007年（平成19年）	「第三次生物多様性国家戦略」の策定	国
2008年（平成20年）	「生物多様性基本法」の制定	国
2010年（平成22年）	生物多様性条約第10回締約国会議 「愛知目標」の設定	COP10 国
2012年（平成24年）	「生物多様性国家戦略2012-2020」の策定 「緑施策の新展開」の策定	国 東京都

②世田谷区の動向

区は、1999年（平成11年）に「世田谷区みどりの基本計画」を策定しました。その後、『みどりとみずの環境共生都市・世田谷』の実現をめざし、区制100周年となる2032年（平成44年）にみどり率を33パーセントとする長期目標「世田谷みどり33」を掲げ、2008年度（平成20年度）から2017年度（平成29年度）を計画年次とする「世田谷区みどりとみずの基本計画」を策定しました。

また、基本計画と対になる「世田谷区みどりとみずの行動計画」は、みどりとみずの基本計画の推進に向けて、区の具体的な取り組み（事業）を体系的に示すものであり、2014年（平成26年）に、2014年度（平成26年度）から2017年度（平成29年度）を計画年次とする「世田谷区みどりとみずの行動計画（第3期）」を策定しました。この中で、『区民・事業者・学識経験者などとの協働により、区内の動植物の現況と多様性を把握し、生態系の保全・回復に努める長期的な計画として、生物多様性地域戦略を策定し、その計画に即した生物多様性に配慮した生活や事業を営むことで、みどりの質を高めていく』ことを示しています。

世田谷区の動向

1999年（平成11年）	「世田谷区みどりの基本計画」の策定
2008年（平成20年）	「世田谷区みどりとみずの基本計画」の策定 2008～2017年度（平成20～29年度）
2014年（平成26年）	「世田谷区みどりとみずの行動計画（第3期）」の策定 2014～2017年度（平成26～29年度）

《「世田谷みどり33」シンボルマークとピンバッジ》

平成20年度に「世田谷みどり33」のシンボルとなるマークを募集し、1,927点の中から決定しました。ピンバッジの売り上げ相当額は、みどりのトラスト基金に積み立てられ、公園などの整備に役立てられています。



世田谷みどり33

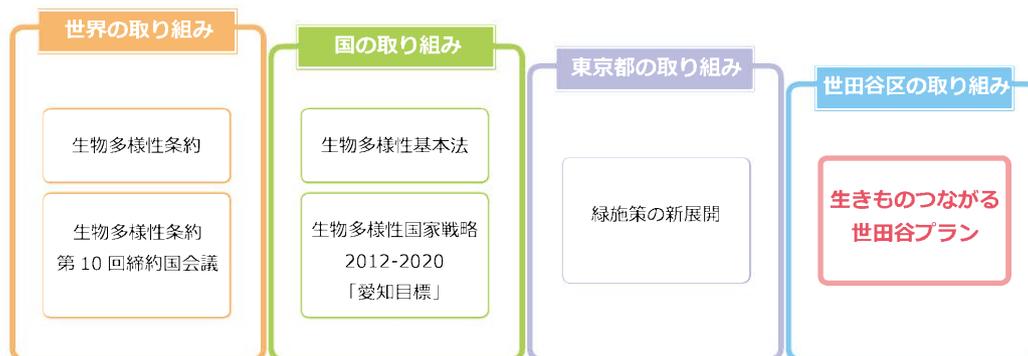
シンボルマーク



ピンバッジ

(4) 国・東京都と世田谷区の取り組みの関係性

世田谷区は、生物多様性国家戦略と東京都の「緑施策の新展開」をふまえて、世田谷の自然環境に応じた生物多様性に関わる課題に対し、区としての目標を定め、具体的な取り組みを進めています。



【国の取り組み】

「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、2020年（平成32年）までの基本的な戦略に、以下の5つを挙げています。

1. 生物多様性を社会に浸透させる。
2. 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する。
3. 森・里・川・海をつながり確保する。
4. 地球規模の視野を持って行動する。
5. 科学的基盤を強化し、政策に結びつける。

【東京都の取り組み】

東京都版の生物多様性地域戦略「緑施策の新展開」において、2020年（平成32年）までの目標に、以下の7つを掲げています。

1. 東京都に残された貴重な緑である農地や森林などが保全されている。
2. 生態系に配慮した緑の確保や外来種対策などが講じられ、希少種などの保全が進んでいる。
3. 水質改善の取り組みが進み、川や海などの水辺空間が、都民により一層身近なものとなっている。
4. 2016年（平成28年）までの10年間で1,000haの新たな緑が創出されるとともに、2020年（平成32年）までに新たに都市公園など433haの整備が進むなど、緑あふれる都市東京が実現している。
5. 荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径30kmの緑のリングが形成されるなど、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」が充実している。
6. 都民、企業、NPOなど、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
7. 緑のムーブメントが定着し、都民、企業などによる主体的な緑化や保全活動が活性化している。

2 生物多様性の恵み

(1) 生物多様性から得られる4つの恵み

私たちは、食料や水、気候の安定など、生活の中で気づかないうちにたいへん多くの生物多様性の恵みを受け取っています。

これらの生物多様性から受ける恵みは、「生きものの生息・生育地の提供」「生活環境の調整」「資源の供給」「豊かな暮らしと文化の創造」の4つに分けられます(図1-3)。

生物多様性の価値は見えにくく、暮らしの中でその恩恵を受けていることに気が付きにくいのですが、様々な生物多様性の恵みがあることで私たちが生きていけることを忘れてはいけません。

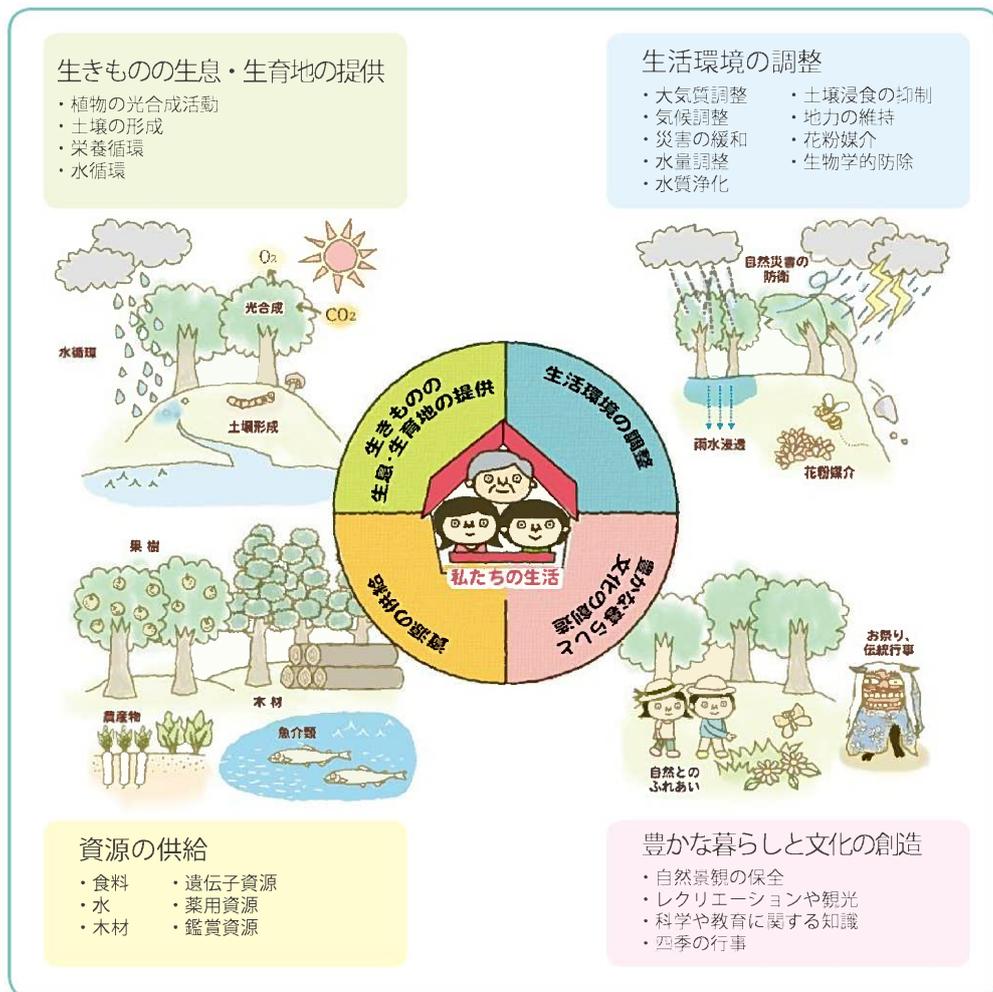


図 1-3 生物多様性から得られる4つの恵み

恵み1 生きものの生息・生育地の提供

光合成による酸素の発生、土壌の形成、栄養循環、水循環などが行われ、人間をはじめとした動植物が生きる場所の基盤をつくっています。



恵み2 生活環境の調整

気候の調整、土壌の保全、水質浄化、洪水の抑制など、私たちの安定した生活環境を整えてくれています。

例えば、樹木や草花が都市に存在することによって、大気汚染や騒音が軽減され、都市のヒートアイランド現象の緩和につながっています。また、昆虫や鳥などが植物の受粉を媒介する機能も調整の恵みのひとつです。花粉を媒介する昆虫や鳥が失われると、受粉活動が行われず、作物の収穫量が減少してしまいます。



恵み3 資源の供給

私たちの暮らしに必要なとなる食料、水、木材などの、資源を供給してくれています。

日本では豊かな水と肥沃な土壌に恵まれ、様々な農産物が生産されてきました。また多数の河川を持ち、海に囲まれた日本では、昔から魚介類は食生活を支える貴重な食料でした。

また、国土の7割近くを占める森林は、建築物の材料や燃料として利用され、現在に至るまで、私たちの住居に木材は欠かせない材料です。

さらに、日本は食料の6割を、木材の7割を海外から輸入しており、世界各地の生物多様性の恵みを利用して暮らしています。海外の自然資源を利用する私たち日本人の消費行動は、生物多様性に大きく影響を与えているのです。



恵み4 豊かな暮らしと文化の創造

心のやすらぎ、芸術や景観の創造など、豊かな暮らしと文化をつくり出しています。

例えば、花鳥風月を題材とした日本らしい芸術、五穀豊穡を祝うお祭りなどの伝統行事をはじめ、公園や水辺をレクリエーションの場とすることも文化の創造の一つです。

生物多様性に支えられて育まれた多様な文化は、豊かな暮らしとともにあり、地域固有の財産として、地域社会の発展にも寄与しています。



1 世田谷の成り立ち

世田谷では、約3万年前の後期旧石器時代（先土器時代）から中近世（鎌倉～江戸時代）の遺跡が多く確認されていますが、ここでは、現在の住宅都市世田谷につながる時代の変遷として、近代以降の世田谷の暮らしや人口増加についてみてみます。

（1）近郊農村としての世田谷（江戸時代～明治中期）

現在の世田谷の一角は、江戸時代に江戸市中に向けて野菜を供給する近郊農村として発展し、明治中頃までは水と緑の豊かな農村地帯でした。農村内を流れる、呑川や目黒川などは、台地が浸食されて形成された自然の河川でした。また、国分寺崖線沿いには、多くの湧水が集まってできた自然の流れもありました。一方では、^{かんがい}灌漑用水路として人の手で作られた、次大夫堀（別名：六郷用水）をはじめ、飲用水や生活用水として玉川上水、北沢用水、烏山用水、品川用水、三田用水などが引かれました。こうした用水が整ったことにより、耕作地面積は拡大し、農村地帯としての世田谷が発展してきました。このころの農村風景が、世田谷の原風景といえ、現在でも区内の中央部に残存する屋敷林や農地から当時の様子がしのべられます。



近郊農村としての世田谷の風景^{※1}
現在の次大夫堀公園付近、昭和36年撮影



武蔵野のおもかげがのこる
蘆花恒春園

※1 1955-64 写真で見る高度成長期の世田谷：平成25年度特別展、東京都世田谷区立郷土資料館発行

(2) 時代とともに進むベッドタウン化(明治中頃以降～大正、昭和時代)

世田谷の人口増加は、鉄道の開通と軍事施設の建設をきっかけにはじまりました。明治末期から昭和初期にかけて玉川電車(現東急田園都市線)や京王電車(現京王線)が開通しました。1891年(明治24年)ごろには駒場から池尻、下馬、三宿、太子堂などに陸軍施設が増え、それに伴い旅館や商店などができたことで次第に人口が増加しました。

1923年(大正12年)に関東大震災が発生し、一部の被災者が被害の少なかった世田谷に移転してきたことで、住宅地が拡大しました。下町各所から寺院が移転した烏山寺町、牛込(現新宿区)から移転してきた学校とその分譲住宅地で形成された成城町などの特徴ある街は、関東大震災をきっかけに形成されました。

第二次世界大戦後には、東京への人口集中と急激な市街化が進みました。

軍用地の跡地には、昭和女子大学や東京農業大学をはじめ、中学校や高校、病院などの施設が数多く建設されました。また、1964年(昭和39年)に開催された東京オリンピックの競技会場となった駒沢オリンピック公園や馬事公苑、アクセス道路の整備など、多くのインフラや施設が、オリンピック関連事業により市街地としての整備が進みました。

こうした時代背景のもとでの度重なる人口増加により、現在につながる住宅都市が形成されるとともに、古くからの農村環境は少しずつ失われてきました。



戦後急速に進んだ都市化^{※1}

昭和41年に建設された住宅団地と環状八号線
左手前が八幡山、左奥が船橋、右手前は粕谷、右奥が千歳台

※1 私たちの世田谷(2016年度版)、世田谷区教育委員会発行

大正時代の後期から昭和時代の後期にかけての土地利用の変化をみると（図1-4、図1-5）、世田谷の全域にわたり住宅地化が進んだことがわかります。

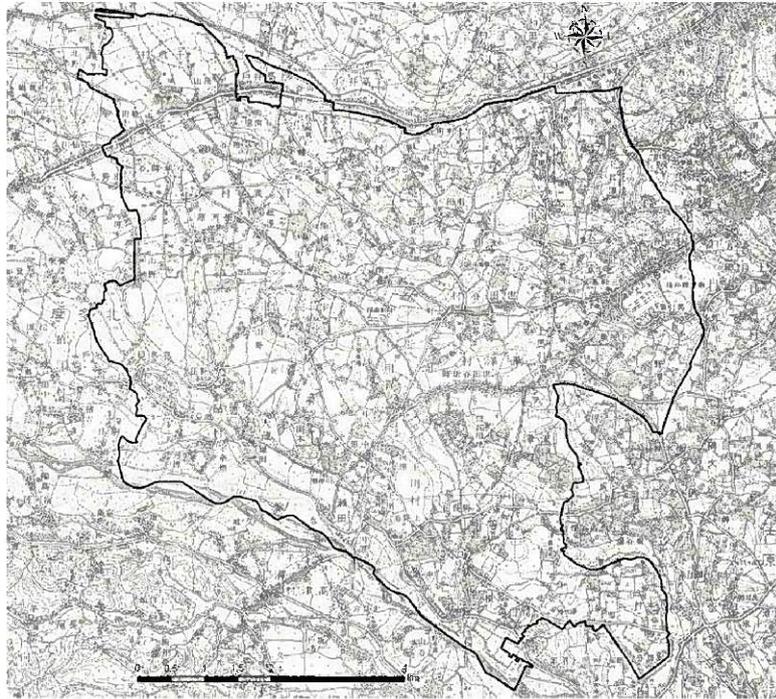


図 1-4 大正 10 年頃の土地利用図※ 1

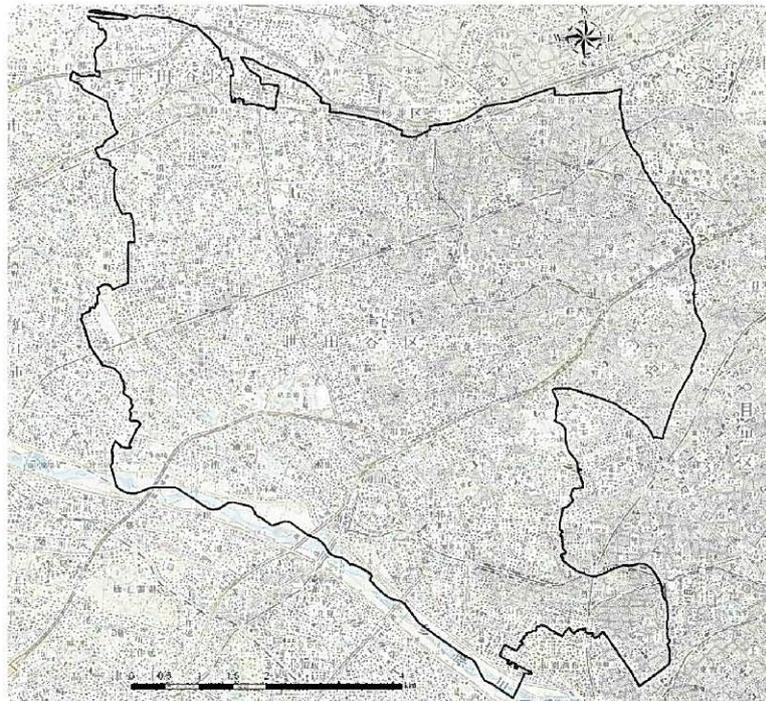


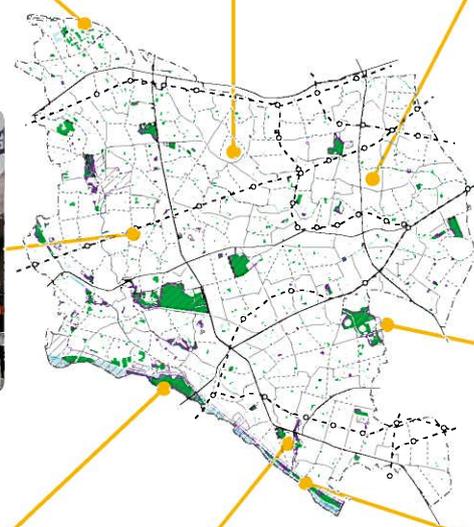
図 1-5 昭和 56 年頃の土地利用図※ 1

※ 1 地図で見る東京の変遷（平成改訂版）、財団法人日本地図センター発行

(3) 現在の世田谷

2011年度（平成23年度）の土地利用現況調査によると、区全体面積の約5割（49.4%）が住居系の宅地となっており、その他の宅地を含めると区全体の約7割（66.4%）が宅地となっています。一方で、区内の約3割（25.2%）をみどりが占めており、23区内で2番目に高いみどり率となっています。

区ではみどり豊かな環境に向けて区制100周年を迎える2032年（平成44年）にみどり率33%を目指しています（『世田谷みどり33』）。このような現況に即して、「世田谷区みどりの基本条例」などの法令制度を運用し、みどり豊かな住宅地の街づくりに取り組んでいます。



2 世田谷の地形・水系・みどりの現状

武蔵野台地の南東部に位置する世田谷は、多摩の丘陵地から東京湾沿岸の低地にかけて続くみどりとみずのつながりを土台に、住宅都市として発展してきました。ここでは、広域的な自然の概況と世田谷の地形・水系・みどりの現状を整理します。

(1) 広域的な自然の概況

武蔵野台地の南東部に位置する世田谷は、多摩の丘陵地から東京湾沿岸の低地へと続く広域的な生きもののネットワークをつなぐ場

東京都の地形は、大きく山地、丘陵地、台地（武蔵野台地）、低地に区分されます（図 2-1）。東京都の河川は、多摩川水系、荒川水系、利根川水系、鶴見川水系などがあり、湧水は武蔵野台地や多摩川、秋川、浅川流域に分布し、山地、丘陵、台地にある崖や谷間から湧き出ています（図 2-2）。

世田谷は、奥多摩から東京湾にそそぐ多摩川の水辺のつながりや、立川市、国分寺市、国立市などから多摩川水系に連なる国分寺崖線の樹林や湧水群のつながりの一翼を担っています（図 2-2）。

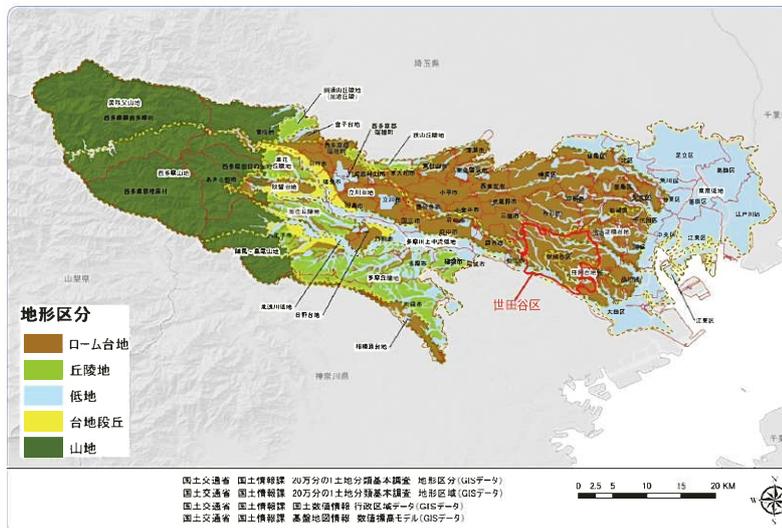


図 2-1
東京都の地形

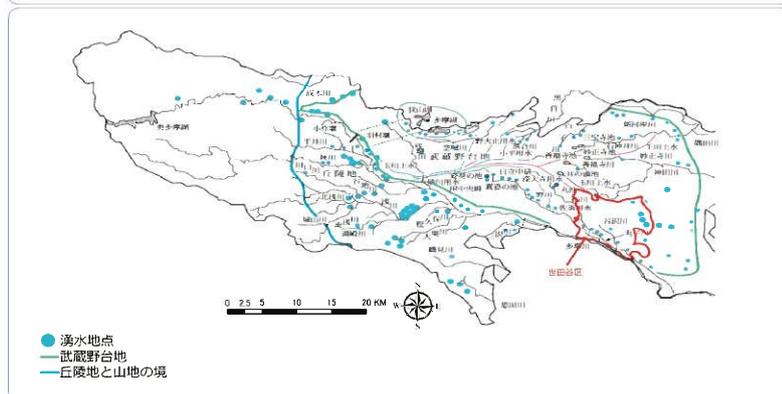


図 2-2
東京都の湧水と水系

東京都の緑被（樹林や草地で覆われた土地）は、東京都西部の関東山地や南部の丘陵地を中心に分布していますが、東京都東部は市街地が多く、緑被は局所的に分布する公園緑地などが主体となります（図 2-3）。

世田谷において、緑被は区西部に国分寺崖線や多摩川沿いにまとまって分布しており、区東部は市街地が多く、緑被は少なくなっています（図 2-4）。

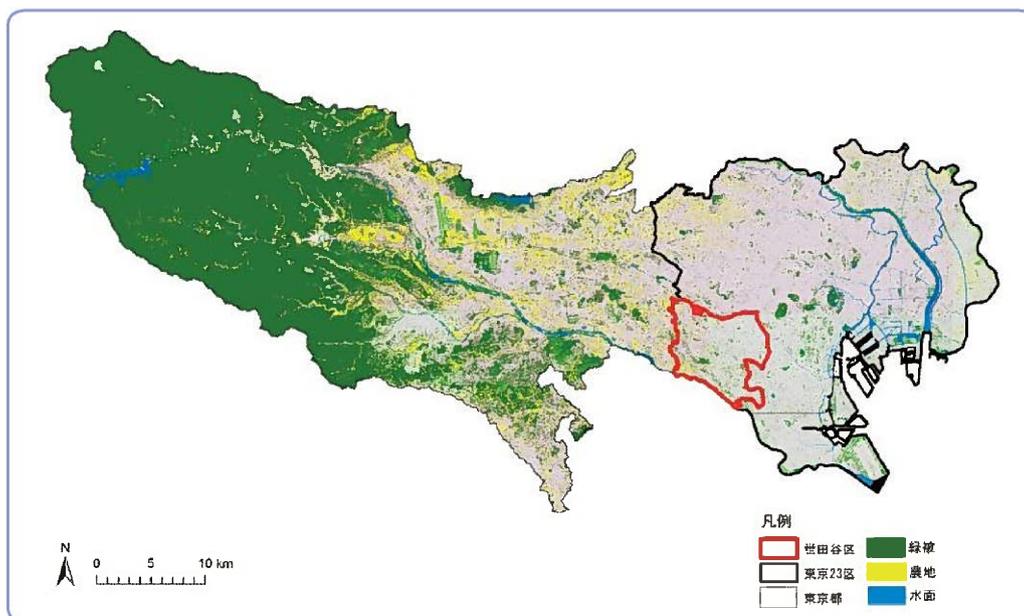


図 2-3 東京都の緑被及び水面の分布※ 1

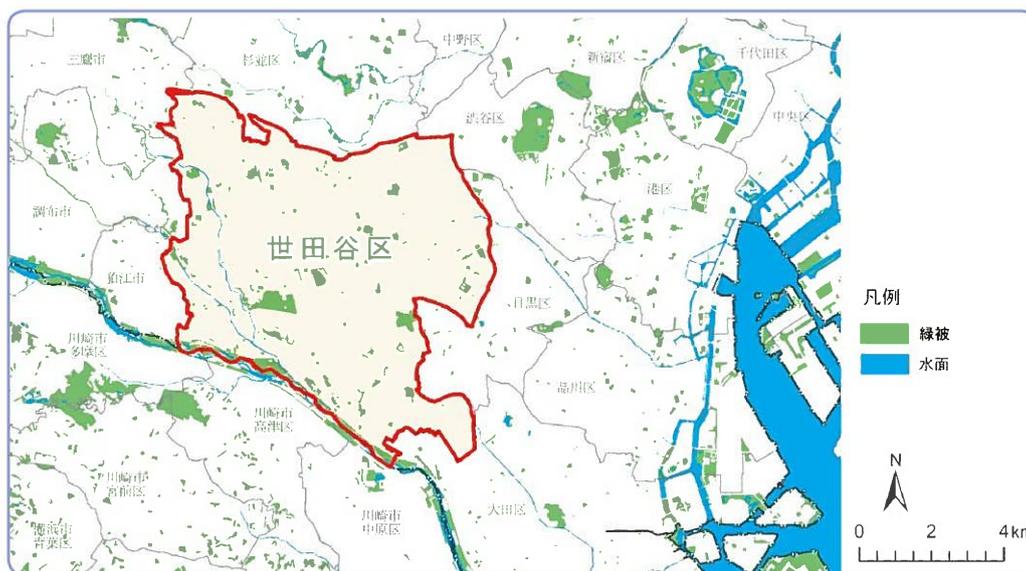


図 2-4 世田谷周辺の緑被及び水面の分布※ 2

※ 1 2006 年度大都市圏における水循環と緑の回復に関する都市環境インフラ再生推進調査より作成

※ 2 1/25,000 植生図「川崎」「荏田」「東京国際空港」「溝口」「東京南西部」「東京南部」「吉祥寺」「東京西部」「東京首都」GIS データ（環境省生物多様性センター）を使用し、世田谷区が作成・加工したものである。（<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>）

奥多摩部分については、第 6 回・7 回自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センター植生調査情報提供ホームページ）より補填した。

(2) 地形

主に武蔵野台地と低地からなり、多摩川と野川沿いの国分寺崖線が特徴

世田谷の地形は、主に武蔵野台地(標高30～50m)と低地(標高10～25m)から成り立っています(図2-5)。

世田谷の地形を特徴づけるものとして、国分寺崖線があります。国分寺崖線は、多摩川と野川に沿って続く高さ10～20mの斜面地で、約10万年前から多摩川と野川が武蔵野台地を削ってできました。区内に残る唯一の帯状緑地帯であり、世田谷の「みどりの生命線」となっています。

台地は中小河川によって枝状に浸食され、その結果、丘や谷といった起伏が形成されました。国分寺崖線を境に、低地が多摩川と野川沿いに広がっています。

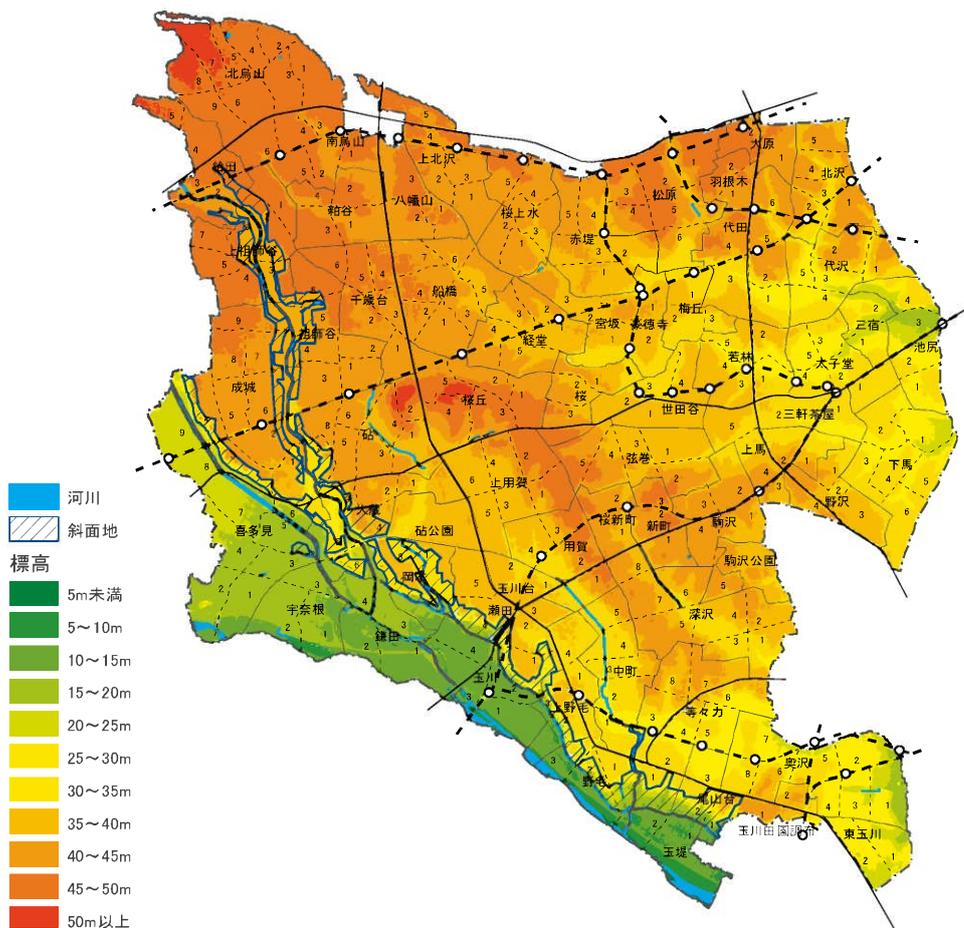


図 2-5 世田谷の地形※1

※1 世田谷区の土地利用 2011、世田谷区発行

(3) 水系：河川および地下水

多摩川や野川など、多くの河川が存在。湧水は約 100 か所あり、広い範囲に宙水（ちゅうすい）※¹も存在

世田谷には多摩川や野川をはじめとして多くの河川があります（図 2-6）。区東部から北部にかけての河川の多くは蓋をされ暗渠化されており、水と緑の豊かな水辺環境を形成している場所はごくわずかです。

湧水は、区内に約 100 か所の湧水地点が存在しており（図 2-6）、そのうち等々力溪谷・等々力不動尊、烏山弁天池、岡本静嘉堂緑地の 3 か所は「東京の名湧水 57 選（東京都環境局）」に選定されています。特に、国分寺崖線を軸とした世田谷の南西部は、湧水が多く分布している貴重な地域です。

また、世田谷の北西部の北烏山周辺には、地表近くの地下水である宙水があり、烏山弁天池の水を満たす源となっています。

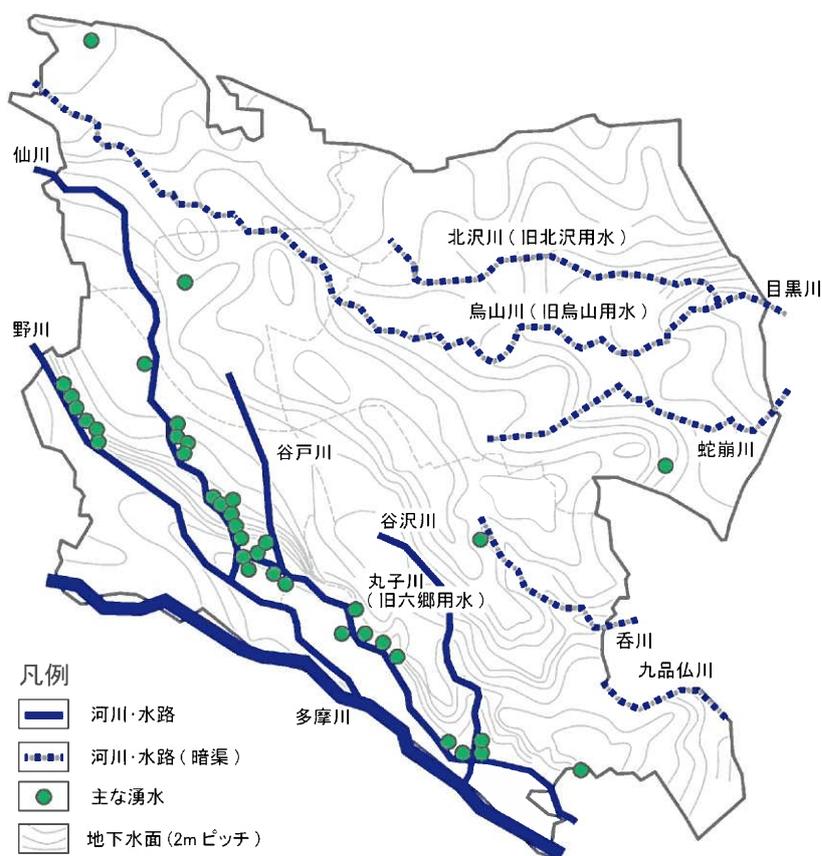


図 2-6 世田谷の河川及び主な湧水※¹

※¹ 水辺の再生計画、世田谷区発行
宙水（ちゅうすい）の説明については、巻末資料 p.139 を参照。

(4) みどり

①みどり率^{※1}

みどり率は西部が高く、みどりの多くは民有地に分布

2016年度（平成28年度）に実施した区の調査では、世田谷のみどり率は25.18%であり、東京23区の中では比較的多くのみどりが存在しています（図2-7）。

みどり率は世田谷の西部が高く、中央部、東部の順に低くなっています。特に多摩川沿いの低地部から国分寺崖線にかけての一带は、みどり率が30%以上であり、みどりとみずの豊かな地域です。

また、多くのみどりは民有地に分布していることから、民有地において継続的にみどりを確保することが、今後の大きな課題となっています。

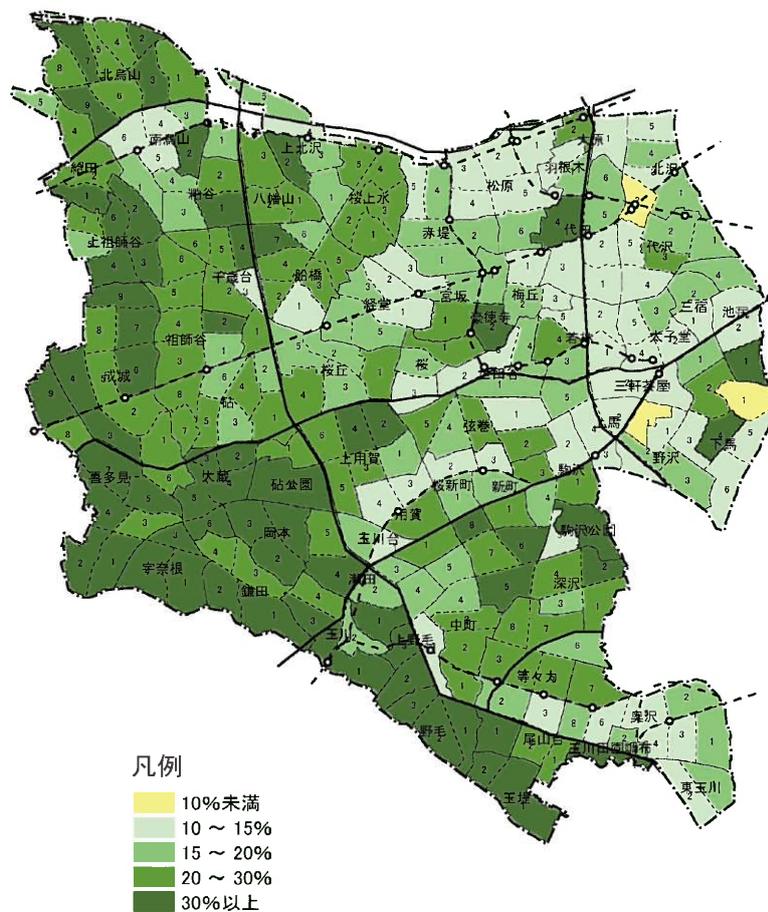


図 2-7 世田谷のみどり率^{※2}

※1 緑が地表を覆う部分に、水面と公園内の緑に覆われていない部分を加えた面積が、世田谷区全域に占める割合

※2 平成28年度 世田谷区土地利用現況調査（みどりの資源調査）報告書、世田谷区発行

②植生の分布状況

自然性の高い樹林や草地は、多摩川沿いの低地部や国分寺崖線に集中

世田谷の植生は、区域全体にまばらに点在しています（図 2-8）。まとまった植生が見られる場所としては、国分寺崖線や多摩川沿いの「自然林、二次林」や河川敷の「草地」などが挙げられます。

特徴的な植生としては、国分寺崖線沿いにスダジイやシラカシなどの樹林やコナラやクヌギなどからなる雑木林が点在しており、貴重な自然が残されています。また、多摩川沿いの低地部から国分寺崖線にかけては、帯状に植生が連続しています。

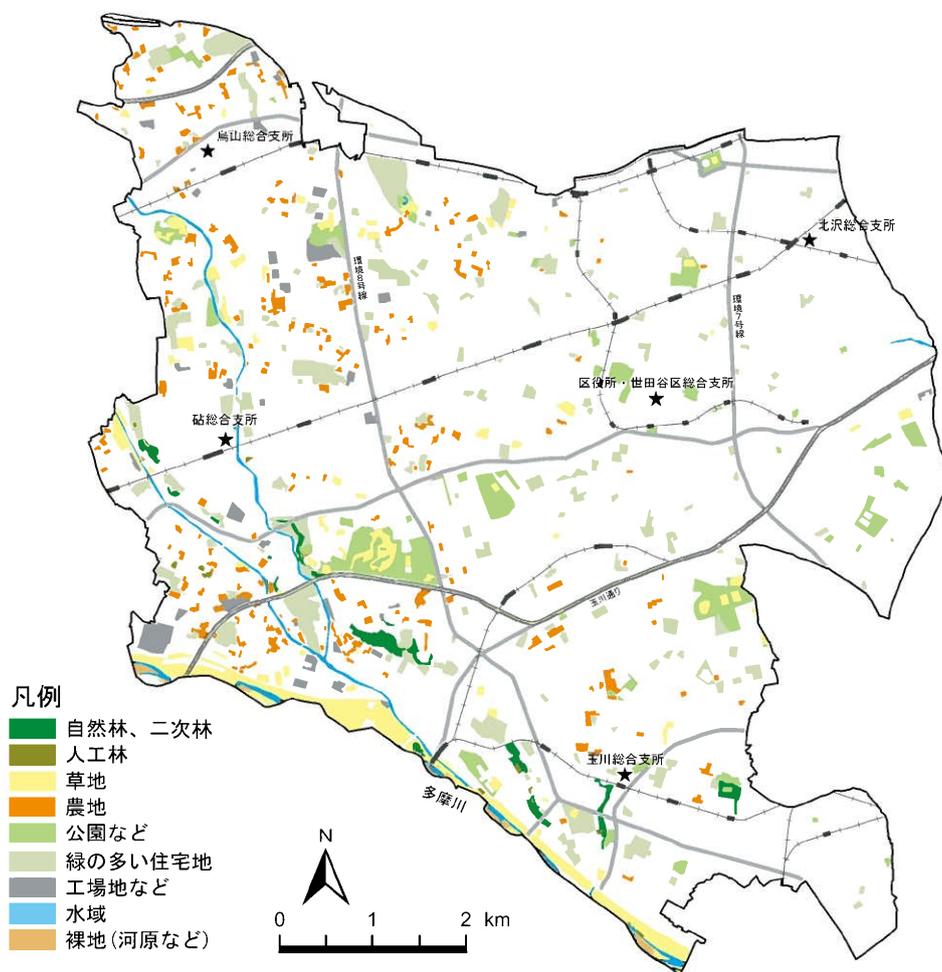


図 2-8 世田谷の植生の分布状況

第 6 回・7 回自然環境保全基礎調査植生調査情報^{※1}より作成

※1 環境省生物多様性センター 第 6 回・7 回自然環境保全基礎調査植生調査情報提供ホームページ

③農地

農地は東部を除き点在、面積は年々減少傾向

農地は、食料を生産する場であるとともに、多くの生きものにとっての生息・生育の場でもあります。また、農作業の体験や災害時の防災拠点などの多面的な機能を持ち、重要な環境のひとつです。

世田谷の農地は、2011年（平成23年）時点で108.6haであり、世田谷の総面積約5,800haに対して約2%とごくわずかです（図2-9）。

図2-10をみると、農地は1975年（昭和50年）以降、毎年減少しており、そのうちの生産緑地地区^{※1}については、1993年（平成5年）までは増加傾向にありましたが、その後は減少傾向にあります。

農家戸数については、1990年（平成2年）から2010年（平成22年）までの20年間に285戸（42.7%）減少し、1戸あたりの平均耕地面積も1.4haから0.3haに減少しています。

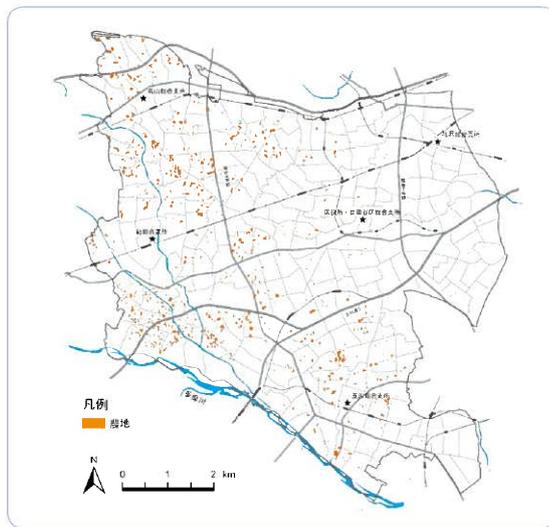


図2-9 世田谷の農地の分布状況^{※2}

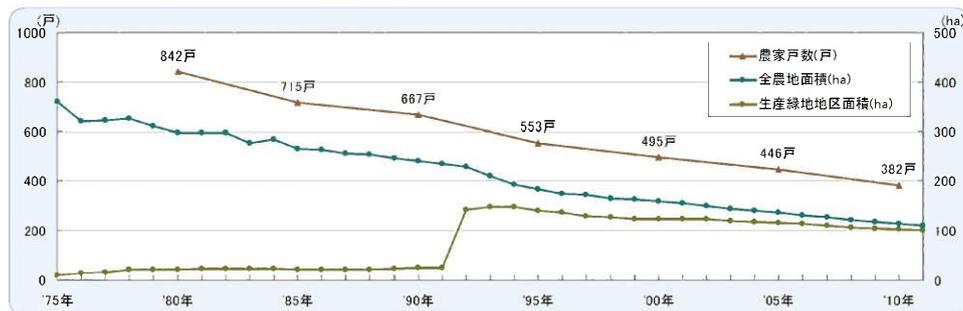


図2-10 全農地と生産緑地地区の面積および農家戸数の推移^{※3}

1992年（平成4年）の生産緑地地区面積の急激な増加は、1991年（平成3年）の生産緑地法および地方税制の改正に伴う生産緑地の指定の変更によるもの

※1 要件を満たす農地などについて、指定希望者からの申出に対し、区が審査のうえ認められる農地などについて都市計画の手続きを経て指定するもの。

※2 世田谷区の土地利用2011、世田谷区発行

※3 世田谷区農家基本調査集計表（2015年度版）、世田谷区農業委員会

④その他：人口の推移と住宅地の分布状況

住宅都市として発展をつづけ、人口は 89 万人を超え、一大消費地に

住宅都市世田谷として発展するなかで、経年的に人口が増加し、住宅地が拡大しました。人口および世帯数については、図 2-11 に示すように、世田谷では増加傾向にあり、人口は 2017 年（平成 29 年）3 月 1 日現在で 89 万人を超えています。一方、世帯当たり人数は減少傾向にあります。なお、将来の人口については、図 2-12 に示すように世田谷では今後も人口の増加傾向が続く見込みとなっており、2026 年（平成 38 年）にはおよそ 98 万人になると推計されています。

住宅地については、図 2-13 の土地利用構成比率をみると、建物の敷地として利用されている「宅地」が区全体面積の 66.4%を占めており、そのうち住居系が最も多く宅地の 74%（区全体面積の 49.4%）を占めています。区内で住宅地の占める割合が多いことがわかります。

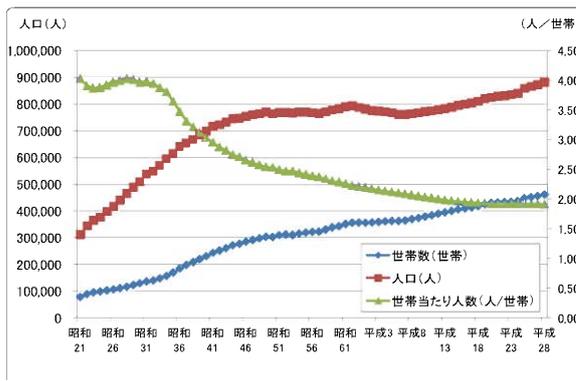


図 2-11 世田谷の人口と世帯数の推移※ 1

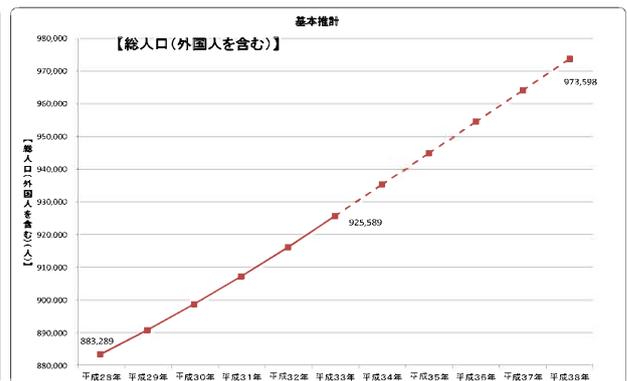


図 2-12 将来の人口推計※ 2

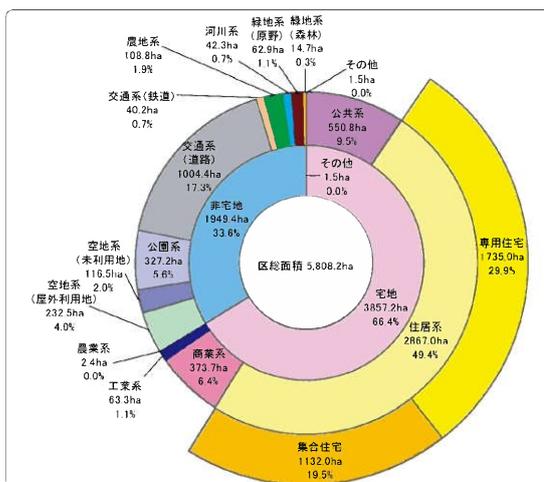


図 2-13 世田谷の土地利用構成比※ 3

※ 1 世田谷区の統計書（人口編）、2016 年 3 月、世田谷区発行

※ 2 新人口推計結果（基準値：平成 28 年 1 月 1 日時点、推計結果：平成 28 年 4 月）、世田谷区作成

※ 3 世田谷区の土地利用 2011、世田谷区発行

3 世田谷の生きものの現状

河川および主な湧水（図 2-6）、みどり率（図 2-7）、農地の分布状況（図 2-9）などのみどりとみずの特徴から、世田谷を大きく3つの地域に分けることができます。南西部は多摩川や国分寺崖線などのまとまった緑が多く残る「みどりの連続性が高い地域」、中央部は住宅の中に社寺林や農地が点在する「住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域」、東部は都心に近く開発が進んでいる「市街化が進み比較のみどりが少ない地域」という特色が見られます（図 2-14）。ここでは、2015年（平成27年）に現地調査^{※1}で確認された生きものを地域ごとに紹介します。



図 2-14 世田谷の地域性区分

※1 区内を3つの地域に区分し、各地域3か所の公園緑地を対象に、平成27年度に現地調査をおこなった。詳細は巻末資料p.109 現地調査を参照。

(1) みどりの連続性が高い地域

この地域は、多摩川や国分寺崖線を中心としたみどりの連続性が高い地域です。世田谷で最も多様な環境が見られる地域であり、多摩川や野川などの河川、崖線の斜面地や湧水が存在しています。また、このように、みどりの連続性が高いことなどから、生きものが最も多様です。多摩川には、大河川の中下流域を生息域としている淡水に生息する生きものや海と川を行き来する生きものが生息しています。また、河川敷には裸地環境や明るい草地を好む生きものが生息・生育しています。以下に、この地域で見られた生きものを紹介します（表2-1）。

みどりの連続性が高い地域の代表的な緑地



成城三丁目緑地



野川

①河川や水辺

海と川を行き来する甲殻類のモクスガニや、東京都では少なくなった魚類のスミウキゴリが生息しています。

②湧水

清涼な水辺を好む甲殻類のサワガニ、昆虫類のオニヤンマ、ヤマトクロスジヘビトンボなどの重要種^{※1}が生息しています。

③崖線斜面の樹林

クヌギ・コナラの雑木林において昆虫類のアカシジミが生息しています。そのほか昆虫類のヒグラシや爬虫類のヒバカリは薄暗い樹林に生息しています。また、雑木林の中にはアカマツが点在し、手入れがされた林床や林縁に生育するホトトギス、エビネ、キンランなどの重要種が生育しています。

※1 重要種の基準は巻末資料 p.115 を参照。

④水田

世田谷で唯一の水田がある次大夫堀公園では、明るく流れのない水辺環境を好む生きものとして、鳥類ではカルガモ、用水路には魚類のドジョウやオイカワ、タモロコ、昆虫類のオオアメンボやミヤマアカネなどの重要種が生息しています。

⑤住宅地や屋敷林・社寺林、公園緑地

他の地域区分とほぼ同様の生きものが生息・生育しています。

みどりの連続性が高い地域で見られる生きもの



サワガニ



ハグロトンボ



クヌギ・コナラの雑木林

表 2-1 みどりの連続性が高い地域で見られた生きもの
(現地調査^{*1}より抜粋)

分類	確認された生きもの
植物	リョウメンシダ、アスカイノデ◎、イノデ、アカマツ、ハンノキ◎、クヌギ、コナラ、シロダモ、モミジイチゴ、コクサギ、カクレミノ、ムラサキシキブ、ガマズミ、ホウチャクソウ、ナルコユリ、ホトトギス◎、エビネ◎、キンラン◎、ササバギンラン◎
哺乳類	アズマモグラ◎、タヌキ、ハクビシン※
鳥類	カルガモ、シジュウカラ、ツバメ、ヒヨドリ、メジロ、ムクドリ、ホオジロ
爬虫類	ミシシippアカミミガメ※、ヒガシニホントカゲ◎、ニホンカナヘビ◎、ヒバカリ◎
両生類	アズマヒキガエル◎
昆虫類	オニヤンマ◎、ミヤマアカネ◎、ヒグラシ◎、オオアメンボ◎、オニヤンマ◎、ヤマトクロスジヘビトンボ◎、アカシジミ◎、アカボシゴマダラ※、ルリタテハ本土亜種、ジャコウアゲハ本土亜種、コクワガタ、ウバタマムシ◎、ハグロトンボ◎
魚類	オイカワ、タモロコ、ドジョウ◎、モツゴ、スミウキゴリ
甲殻類	サワガニ◎、モクスガニ◎

◎東京都レッドデータブック掲載種、※外来種

※1 区内を3つの地域に区分し、各地域3か所の公園緑地を対象に、平成27年度に現地調査を行った。詳細は巻末資料p.109 現地調査を参照。

(2) 住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域

この地域は、公園や屋敷林、畑などの中・小規模のみどりが点在する地域です。住宅地が広がる中でも、屋敷林や社寺林、畑などの古くからあるみどりが残されており、そのうち一部は北烏山九丁目屋敷林のような市民緑地となっています。また、小河川が暗渠化されて、烏山川緑道などの緑道になっています。そうした環境を利用する身近な生きものが生息・生育しています。また、住宅の庭や生垣、マンションや事業所の敷地のみどりも生きものが利用する場となっています。以下に、この地域で見られた生きものを紹介します（表 2-2）。

住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域の代表的な緑地



資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり

北烏山九丁目屋敷林市民緑地



烏山川緑道

①屋敷林や社寺林

宅地開発が進む中でも、昔からのみどりが比較的まとまった面積で残されています。屋敷林や社寺林のような古くからある樹林には、コガタスズメバチが生息しています。また、春に明るい林床に芽生えるタチツボスミレも生育しています。

②雑木林

一部の公園に残された雑木林は、落葉広葉樹が主体の明るい林です。昆虫類のサトキマダラヒカゲ、植物のケヤキやムクノキ、シラカシ、ジャノヒゲが生息・生育しています。

③農地

鳥類のムクドリやツグミ、昆虫類のオンブバッタ、ウリハムシ、モンシロチョウ、ベニシジミなどの畑や明るい草地を利用する生きものが生息しています。また、爬虫類のニホンカナヘビが草地に生息しています。

④ 中小規模の公園や緑道

鳥類のコゲラやオナガ、ムクドリなど公園の樹木を利用する種や、植物のコナラやケヤキなどの樹林のほか、ヒメジョオン、ナズナなどの路傍の身近な草花や昆虫類のヤマトシジミ本土亜種などの路傍の草花を利用する生きものも生息・生育しています。

⑤ 大規模な公園緑地

水辺に集まる鳥を餌として、鳥類のオオタカが生息しています。また、哺乳類のタヌキや、外来種のアライグマなど広範囲を移動する動物が生息しています。

⑥ 住宅地

鳥類のスズメ、植物のオオバコや外来種のシロツメクサなどの生きものが人家や人の生活に身近な場所に生息・生育しています。

⑦ 野川などの河川

植物のツユクサが見られるほか、両生類のアズマヒキガエルなどの水辺や湿地を利用する生きものが生息・生育しています。

住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域で見られる生きもの



オオタカ



ニホンカナヘビ



イヌタデ

表 2-2 住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域で見られた生きもの
(現地調査^{※1}より抜粋)

分類	確認された生きもの
植物	シラカシ、コナラ、ムクノキ、ケヤキ、イヌタデ、ナズナ、シロツメクサ※、コニシキソウ※、タチツボスミシ、ヤエムグラ、オオバコ、オオキンケイギク※、ヒメジョオン※、ジャノヒゲ、ツユクサ、ススキ
哺乳類	アズマモグラ◎、アライグマ※、タヌキ
鳥類	オオタカ◎、コゲラ、オナガ、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、ホオジロ、ツグミ
爬虫類	ニホンカナヘビ◎
両生類	アズマヒキガエル◎
昆虫類	オンバッタ、ベニシジミ、ヤマトシジミ本土亜種、アカボシゴマダラ※、モンシロチョウ、サトキマダラヒカゲ、ウリハムシ、コガタスズメバチ

◎東京都レッドデータブック掲載種、※外来種

※1 区内を3つの地域に区分し、各地域3か所の公園緑地を対象に、平成27年度に現地調査を行った。詳細は巻末資料 p.109 現地調査を参照。

(3) 市街化が進み比較のみどりが少ない地域

この地域は、都市に近く、古くから住宅地としての開発が進んだため、比較のみどりが少ない地域です。住宅地が密集する中に、屋敷林や公園緑地が局所的に残っています。その中の一部は、大原一丁目柳澤の杜市民緑地や三宿の森緑地のように公園緑地として管理されています。生きものは、住宅の庭やベランダなどのプランター、屋上緑化や壁面緑化など、都市の中に残された環境を利用して生息・生育しています。以下に、この地域で見られた生きものを紹介します（表 2-3）。

市街化が進み比較のみどりが少ない地域の代表的な緑地



資料提供：(一財) 世田谷トラストまちづくり

大原一丁目柳澤の杜市民緑地



三宿の森緑地

①住宅地や市街地

鳥類では、外来種であるワカケホンセイインコが住宅地内に生息しており、身近な路傍の植物の花に集まる昆虫類のツマグロヒョウモンや、人家や人の生活に身近な場所に生息する爬虫類のニホンヤモリなどが生息しています。

②屋敷林や社寺林

鳥類のシジュウカラやオナガ、昆虫類のムラサキシジミ、植物のスダジイなどの樹林や林縁環境ならではの生きものが生息・生育しています。

③公園緑地

鳥類のヒヨドリ、ムクドリ、昆虫類のヤマトシジミ本土亜種のほか、植物のツツジ類（オオムラサキなど）やネジバナなどの管理された樹林や草地、シバ地を利用する生きものが生息・生育しています。

④小河川や人工的につくられた水辺

人工的に造られた水辺では、両生類のアズマヒキガエルの産卵が確認され、外来種で甲殻類のアメリカザリガニが生息しています。

市街化が進み比較のみどりが少ない地域で見られる生きもの



ニホンヤモリ



ツマグロヒョウモン



ホタルブクロ

表 2-3 市街化が進み比較のみどりが少ない地域で見られた生きもの
(現地調査^{※1}より抜粋)

分類	確認された生きもの
植物	スギナ、イチョウ、スダジイ、ムクノキ、ウマノスズクサ◎、ツバキ、アジサイ、ナンテンハギ、フジ、ホタルブクロ、ツツジ類（オオムラサキなど）、メヒシバ、エノコログサ、ネジバナ
哺乳類	アブラコウモリ
鳥類	オナガ、ハシブトガラス、シジュウカラ、ヒヨドリ、ムクドリ、ワカケホンセイインコ※、ガビチョウ※
爬虫類	ニホンヤモリ◎
両生類	アズマヒキガエル◎
昆虫類	ヤマトシジミ本土亜種、ムラサキシジミ、ツマグロヒョウモン
甲殻類	アメリカザリガニ※

◎東京都レッドデータブック掲載種、※外来種

※1 区内を3つの地域に区分し、各地域3か所の公園緑地を対象に、平成27年度に現地調査を行った。詳細は巻末資料p.109 現地調査を参照。

世田谷に暮らす貴重な生きもの^{※1}

都市の中の緑地にも貴重な動物が生息しています。ここで紹介する写真は、世田谷で撮影されたものです。社寺林のアオバズク、大規模緑地のオオタカなどの絶滅が危惧されている鳥類や河川のカワセミなど清流に

生息する鳥類が確認されています。また、東京都で準絶滅危惧種に指定されるタマムシや近年、セイヨウミツバチに生息地を追われているニホンミツバチなど世田谷にも貴重な生きものが生息しています。



アオバズク



オオタカ



ニホンミツバチ



カワセミ



タマムシ

※1 p.115の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（環境省 平成4年）」、「第5次レッドリストの公表について（お知らせ）（環境省 平成27年9月15日）」および「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版～レッドデータブック東京2013～（区部）（東京都 平成25年）」に従った定義。

4 生物多様性がもたらしている恵み

4つの生物多様性の恵み（10～11頁参照）に照らすと、世田谷の生物多様性は、次のような恵みをもたらし、私たちの暮らしを支えています。私たちの暮らしの中にある身近な恵みから紹介します。

（1）生きものの生息・生育地の提供

これまで見てきたように、世田谷には武蔵野台地、多摩川や小河川沿いの低地など、様々な環境が存在し、多様な生きものの生息・生育を支えています。

生きものの生息・生育地の提供



崖線緑地のキンランや池のアズマヒキガエルなど

【世田谷のみどりの生命線としての国分寺崖線】

世田谷の南部には、立川市、国分寺市、小金井市などから連なる国分寺崖線があります。国分寺崖線は、「世田谷のみどりの生命線」とも呼ばれ、樹林や湧水などの豊かな自然環境が残る区西部の中心となるみどりで、カタクリやゲンジボタルなど、重要種が生息・生育できる環境としても大切にしていける必要があります。



資料提供：（一財）世田谷トラストまちづくり
国分寺崖線とカタクリ

【水鳥などの重要な生きものを育む水辺】

世田谷には、大河川の多摩川のほか、多摩川に流入する野川や仙川などの中小河川があります。また、区内には、数多くの湧水が分布するなど水辺環境に恵まれており、そのほとんどは区西部に分布しています。これらの水辺には、サギ類やカモ類などの水鳥のほか、重要種のメダカやドジョウなどが生息しています。



野川とコサギ

(2) 生活環境の調整

緑は、その蒸散作用により気温の上昇を抑える効果があり、緑化を進めることで都市のヒートアイランド現象^{※1}を緩和します。また、農地や樹林地には、雨水を地中に浸透して、大雨の際に雨水が河川に集中するのを抑え、地下水や湧水を維持する機能があります。

生活環境の調整



木陰の提供、農地の雨水浸透など

【みどりのネットワークとしての街路樹や緑道】

街路樹は、みどり豊かな風格ある景観や木陰をつくりだし、快適な景観を形成します。また、世田谷では、暗渠化された中小河川の上部を緑道として有効利用しています。緑道は、通勤・通学・散歩などの歩行空間として利用されるほか、身近な生きものの生息・生育の場、歩行者の安全確保と緊急避難通路の確保などの様々な機能があります。



烏山川緑道

【新たに創出された屋上緑化などのみどり】

近年、深刻な問題となっているヒートアイランド現象の緩和や、よりよい自然環境の創出のために、市街地における建物の緑化手法の一つとして屋上・壁面緑化が注目されています。また、都市の環境改善効果として、温度調整や建築物の保護効果、視覚から人間の心理に及ぼす良い効果などが期待できます。



屋上緑化

世田谷では民有地の緑化推進のため、屋上・壁面緑化の助成^{※2}を実施しており、区内全域でその面積は増えています。

※1 ヒートアイランド現象とは、郊外に比べ、都市部ほど気温が高くなる現象のことで、東京では過去100年間で、約3℃気温が上昇しました。

※2 世田谷区では、建物の屋上や壁面を緑化する場合に、その費用の一部を助成しています。

(3) 資源の供給

世田谷には、地下水が広く分布しており、地上へ湧き出しているところもあります。このような地下水の存在は、水循環の健全性を表しています。また、世田谷には、減ってきてはいるものの、23区内では比較的多くの農地が残っており、様々な農作物が栽培されています。

資源の供給



農作物、湧水など

【世田谷の生活用水としての地下水】

世田谷の国分寺崖線に沿った地域に多く分布する湧水は、自然に潤いを与え、みどりや生きものを育てています。また、地下水は健全な水循環の役割を担うとともに、区内に多くある井戸から井戸水として、散水などの生活用水（飲料以外）に広く利用され、災害時の備えにもなっています。また、烏山寺町周辺には「宙水（ちゅうすい）」と呼ばれる浅い地下水があり、非常に貴重な水資源です。



大蔵運動公園の洗い場

【"せたがやそだち"などの農作物の生産の場としての農地】

世田谷は、江戸時代のころから、江戸市中向けに野菜などを供給する農村として発展してきました。戦後の高度経済成長とともに都市化が進み、多くの農地は宅地化されましたが、各所に残された農地は、近郊農村としての世田谷の原風景を今に引き継いでいます。そこでは“せたがやそだち”という名称で様々な農作物が生産されるほか、農業体験や自然環境を保全する場としても農地は重要な役割を担っています。



農地と“せたがやそだち”

(4) 豊かな暮らしと文化の創造

世田谷は、生活や文化が感じられる街並みや、人々が行き交う商店街の賑わいなど、皆が誇りと愛着を持った大切な風景を「地域風景資産」として指定しています。また、都市公園には、子どもたちが「自分の責任で自由に遊ぶ」プレーパークがあり、想像力やコミュニケーション能力を育む場としても特徴的な空間となっています。

伝統野菜の「大蔵大根^{※1}」などは、世田谷の文化や歴史を代表しています。これらは、人々が豊かに暮らし、世田谷の文化や教育において重要な役割をもっています。

豊かな暮らしと文化の創造



地域風景資産、プレーパーク、伝統野菜など

【世田谷の歴史を伝える屋敷林】

世田谷のみどりの特徴のひとつは、屋敷林です。古くからの住宅庭園などの民有地のみどりが区内に点在し、地域の歴史を伝えています。屋敷林は区西部から中部にかけて多く残っており、地域風景資産^{※2}やせたがや百景などにも選出されています。



北烏山九丁目屋敷林市民緑地の屋敷林

【文化や歴史を伝える役割をもつ公園緑地】

公園緑地は公共のオープンスペースであり、みどりとみずの重要な拠点となっており、都市環境の改善、健康・レクリエーション、自然環境の保全、地域コミュニティの醸成、景観形成、防災など、多様な機能を有しています。また、田園風景を楽しめる次大夫堀公園、区部で唯一の渓谷である等々力渓谷公園の等々力不動尊や遺跡など、伝統文化や歴史を引き継ぐ場としての役割ももっています。



岡本公園民家園

※1 大蔵大根の説明は、巻末資料 p.136 を参照。

※2 地域風景資産の説明は、巻末資料 p.139 を参照。

5 生物多様性の視点でとらえた世田谷の特徴と課題

(1) 世田谷の特徴

ここまで述べてきた世田谷の成り立ちや地形、みどりや生きものの現状などから、下段の図 2-15 整理の方法のように、「3つの地域性」と「生物多様性の4つの恵み」のそれぞれの視点で、世田谷の特長と問題点を整理し、次頁の図 2-16 整理の方法ごとの特長と問題点としてまとめました。

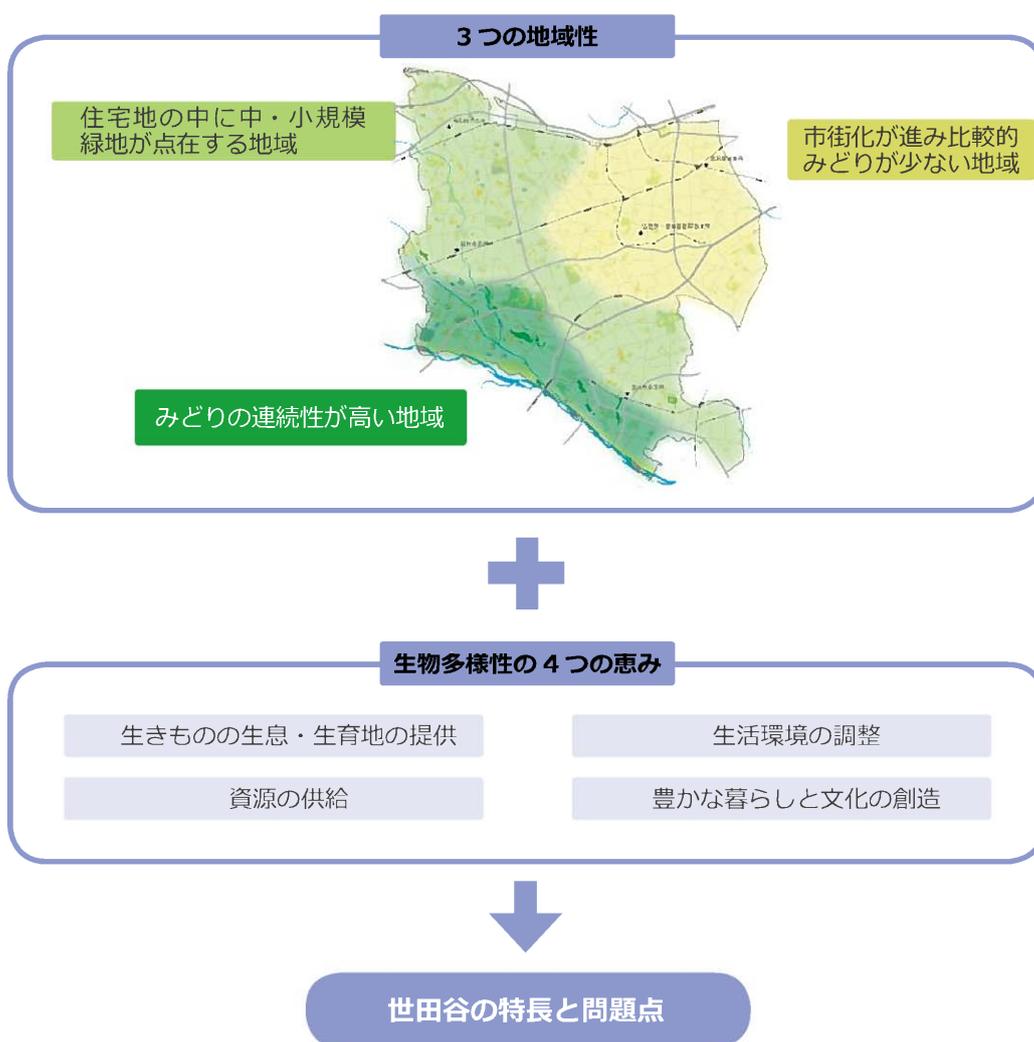


図 2-15 整理の方法

生物多様性の4つの恵み

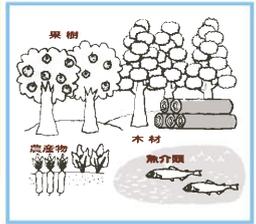
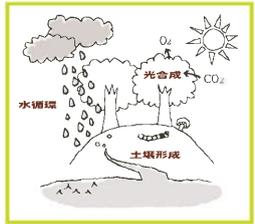
● 生きものの
生息・生育地の提供

● 生活環境の調整

● 資源の供給

● 豊かな暮らしと
文化の創造

● その他



【世田谷全域】

特長

- 大小様々な公園が多く存在
- 大小様々な河川や湧水の存在
- まとまりのあるみどりを特別緑地保全地区や特別保護区として保全
- 地形が多様

- 地域風景資産の選定、フィールドミュージアムの整備
- トラストボランティアによる身近な自然環境の保全・育成
- 教育機関、活動団体の存在
- 人口 89 万人のマンパワー
- (一財) 世田谷トラストまちづくりの存在

【みどりの連続性が高い地域】

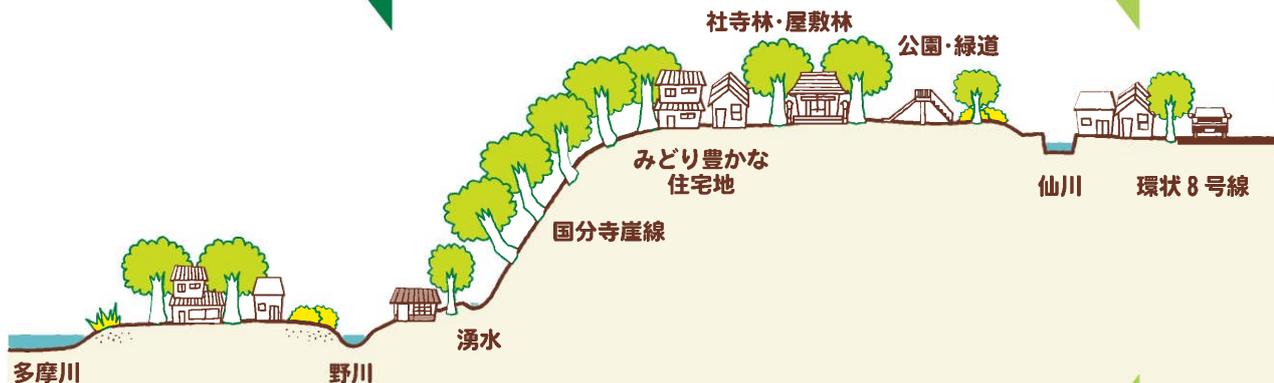
特長

- 国分寺崖線・多摩川、等々力渓谷などみどり豊かな環境の存在
- 屋敷林、社寺林などが点在
- 自然性の高い緑地を特別緑地保全地区や特別保護区として保全
- 生物多様性に関わる多くの活動団体が存在

【住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域】

特長

- みどり豊かな住宅地の存在
- 農地面積は 23 区内で 2 番目に多い
- 農地で生産される農作物は、野菜、果実、花き、植木など多品目



問題点

- 生きものの生息・生育環境の偏り
- 生きものの生息・生育環境の量と質の低下、生態系ネットワークの減少

問題点

- 農地や民有地のみどりなどの減少・消失

問題点

- 外来種の侵入機会の増加
- 外国産の園芸種等による在来種への影響
- 生きもの情報の不足
- 野生生物による生活被害
- ヒートアイランド現象の増加
- 文化を伝える人材の不足
- 文化財や歴史的景観の消失
- 生物多様性に関わる活動主体の減少
- 人口の多い住宅都市であり、一大消費地から生じる環境への負荷

【住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域】

特長

- 大蔵大根などの世田谷の伝統品種の復活・継承
- 区民農園、農業体験農園、農業公園などの整備

【市街化が進み比較のみどりが少ない地域】

特長

- 企業や商店街などでの小規模空間の緑化
- 建物の屋上・壁面の緑化
- 雨水貯留槽・透水性舗装の整備



問題点

- 農地の減少による農作物の減少や環境保全・防災機能の低下

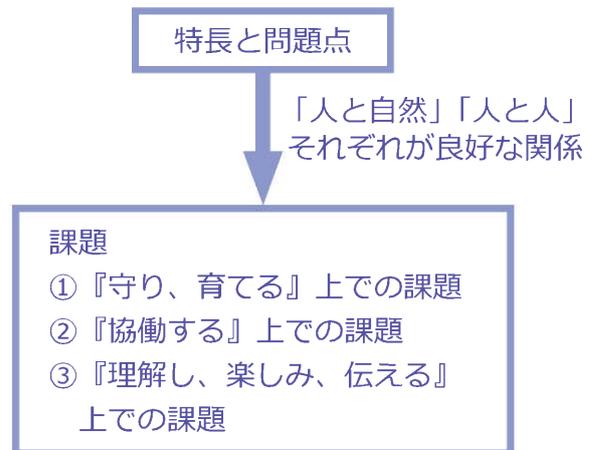
問題点

- 生態系ネットワークの機能低下
- 都市化による集中豪雨時の水害の増加
- みどりの減少による防災・減災機能の低下
- 自然とふれあう機会の減少

図 2-16 整理の方法ごとの特長と問題点

(2) 世田谷の課題

生物多様性の恵みを将来にわたって受けるためには、私たち人間が生物多様性を守り、育てる必要があります。そのためには、人と人が協働して、生物多様性を理解し、楽しみ、次代へ伝えることが重要です。また、世田谷の特長を活かし、問題点を解決するには、「人と自然」、「人と人」が、良い関係を保ち、行動しなければなりません。そこで、これらの『守り、育てる』『協働する』『理解し、楽しみ、伝える』という3つの行動ごとに、前頁で掲げた問題点を踏まえて世田谷の生物多様性に関わる課題を抽出しました。



① 『守り、育てる』上での課題

- 世田谷の象徴である、国分寺崖線や多摩川、農地などを活かしていくためには、現在残されている草地や農地、樹林の減少を抑制し、みどりの質の向上を図る必要があります。
- 屋敷林や社寺林、みどり豊かな住宅地、大小様々な公園を活かしていくためには、みどりの連続性を高めて、生きものの移動を容易にする必要があります。
- 世田谷らしい生態系を守るため、生態系に影響を及ぼす外来種や人の暮らしに深刻な被害を及ぼす野生生物の増加を抑制する必要があります。

② 『協働する』上での課題

- 生物多様性に関わる多くの活動団体の役割を活かすためには、生物多様性の保全を担う主体の継続的な活動を支える必要があります。
- 生物多様性に関わる活動団体が持つ貴重で多様な情報を活かすためには、様々な情報を集積・管理し、効果的に活用する手段を考える必要があります。
- 多くの企業、活動団体、教育・研究機関の役割を活かすためには、生物多様性に関わる主体や活動の連携を図る必要があります。

③ 『理解し、楽しみ、伝える』上での課題

- みどり豊かで快適な世田谷での暮らしを継続するためには、誰もが生物多様性に支えられていることを理解する必要があります。
- 今ある生物多様性の恵みを将来へ引き継いでいくためには、次代を担う人材の育成、子どもたちへの環境教育を一層進める必要があります。
- 世田谷らしい文化や歴史的景観を継承するためには、生物多様性に支えられた文化や歴史的景観を保全する必要があります。

1 生きものつながる世田谷プランの役割

生きものつながる世田谷プランは、「生物多様性基本法」の第3条^{※1}で示される基本原則に従い、同法第13条^{※2}の「市町村の区域内における生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」として策定するものです。

生きものつながる世田谷プランは、生物多様性国家戦略や東京都の「緑施策の新展開」を踏まえ、世田谷区基本構想・基本計画を上位計画とし、都市整備方針や環境基本計画などの関連計画と連携を図るとともに、これらの計画では言及されていなかった生物多様性の視点を持って、より良い街づくりを戦略的に進めていくための計画です（図3-1）。

生物多様性の視点は、自然環境、農業、教育、街づくり、文化など幅広い分野に関わります。世田谷の課題を生物多様性の視点でとらえ、この生きものつながる世田谷プランを拠り所として、様々な施策を横断的かつ計画的に実施していきます。また、2020年（平成32年）に開催される、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、生物多様性の視点を定着させ、国際都市東京の一翼を担うにふさわしい形で、当区の発展を目指します。

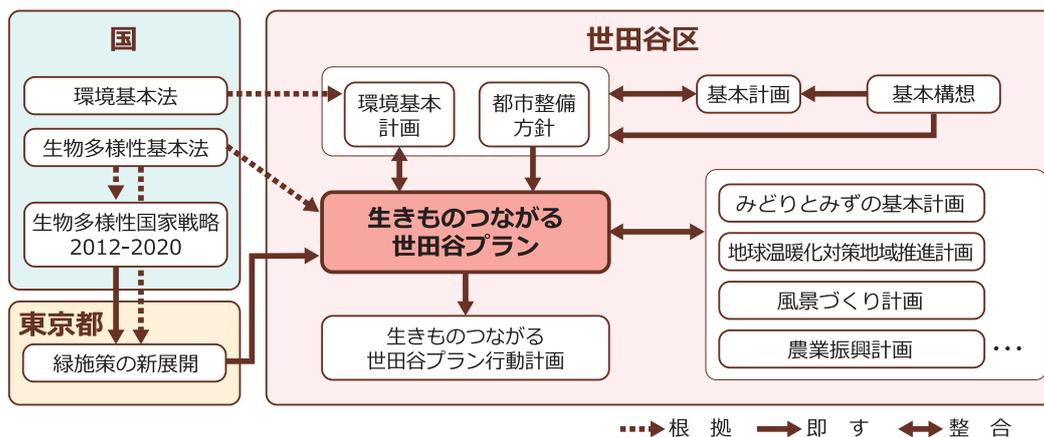


図3-1 生物多様性地域戦略と国・都の法律や計画との関係図

※1 生物多様性基本法 第3条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることに鑑み、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

※2 生物多様性基本法 第13条 都道府県および市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独でまたは共同して、当該都道府県または市町村の区域内における生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 対象区域

世田谷区全域

3 対象期間

対象期間：策定から 2032 年（平成 44 年）まで

計画期間は、2016 年（平成 28 年）から 16 年間とします。みどりとみずの基本計画と足並みをそろえ、区制 100 周年でもある「世田谷みどり 33」の目標年の 2032 年（平成 44 年）を最終年とします。また、対象期間内でも、社会的情勢の変化に応じて、随時必要な見直しを行います。

なお、対象期間後にも、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けられるよう取り組みを継続し、次代に引き継いでいきます。

4 理念

環境共生をリードする住宅都市として、区民との協働によって生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、豊かな地球環境の一部となる世田谷の地域環境を次代に伝えていきます。

●住宅都市・世田谷で快適な暮らしを続けるために

世田谷での暮らしは、食料やエネルギーなどの多くを地方または外国に依存しています。そのため、区民の消費活動は世界中の生物多様性に影響を与え、また生物多様性の危機が我々の生活に大きく影響することを認識しなければなりません。

●生物多様性の保全と持続可能な利用のために

国分寺崖線、農地・屋敷林、公園緑地などは、生きものの重要な生息・生育場所であり、区内外の生きものの移動経路となっています。これらの生物多様性の恵みとその役割を再発見・再認識し、区民との協働により、いかにして保全し、持続可能な利用を進めていくかを考え、実行しなければなりません。

●世田谷の地域環境を次代に伝えるために

自然や生きものに触れ合うことで命の尊さを学び、豊かな感性を育むことにつながります。現役世代は、生物多様性の重要性を理解し、その恵みを楽しむのみならず、次代を担う若者や子どもたちに大切な資源と機会を残し、伝えていく責務があります。

5 将来像

2032年（平成44年）

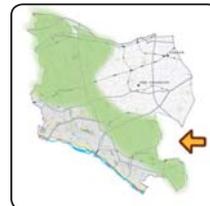
“みどり・生きもの・ひとがつながって、
生物多様性の恵みをみんなが実感し、大切にしている街・世田谷”

生物多様性は、樹林地、住宅地のみどりなど様々な生態系がつながりあって成り立っています。そのため、世田谷の中での身近なつながりと、世田谷を越えた広域のつながりが良好に保たれていることが重要になっていきます。

これらの視点から、2032年（平成44年）の世田谷の将来像を、（1）3つの地域ごとの将来イメージ（①みどりの連続性が高い地域、②住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域、③市街化が進み比較のみどりが少ない地域）と、（2）生きものネットワークの将来イメージ（①広域的な生きものネットワーク、②区内の生きものネットワーク）に分けて描きました。

②住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域「住宅地エリア」

- 体験農園・区民農園や農業公園が増え、区民が農を生活に取り入れています。
- 住宅地に庭木、水鉢、プランターなど生きものを呼ぶ工夫がされています。
- 公園緑地や住宅のみどりには、区民との協働などによって、在来種の緑化が行われています。



(2) 生きものネットワークのイメージ

① 広域的な生きものネットワーク

生きもののは多くは、みどりやみずのある場所を移動しながら暮らしています。

生きものの生息・生育する環境は、区の南西部にある自然環境に恵まれた国分寺崖線や多摩川などと、区内の大小様々な公園緑地、住宅や学校のみどりがつながり、またそれぞれが、世田谷周辺の生田緑地、井の頭公園、明治神宮などのみどり豊かな場所とつながることで、区境を越えた広域的な生きものネットワークとなります（図 3-2、図 3-3）。

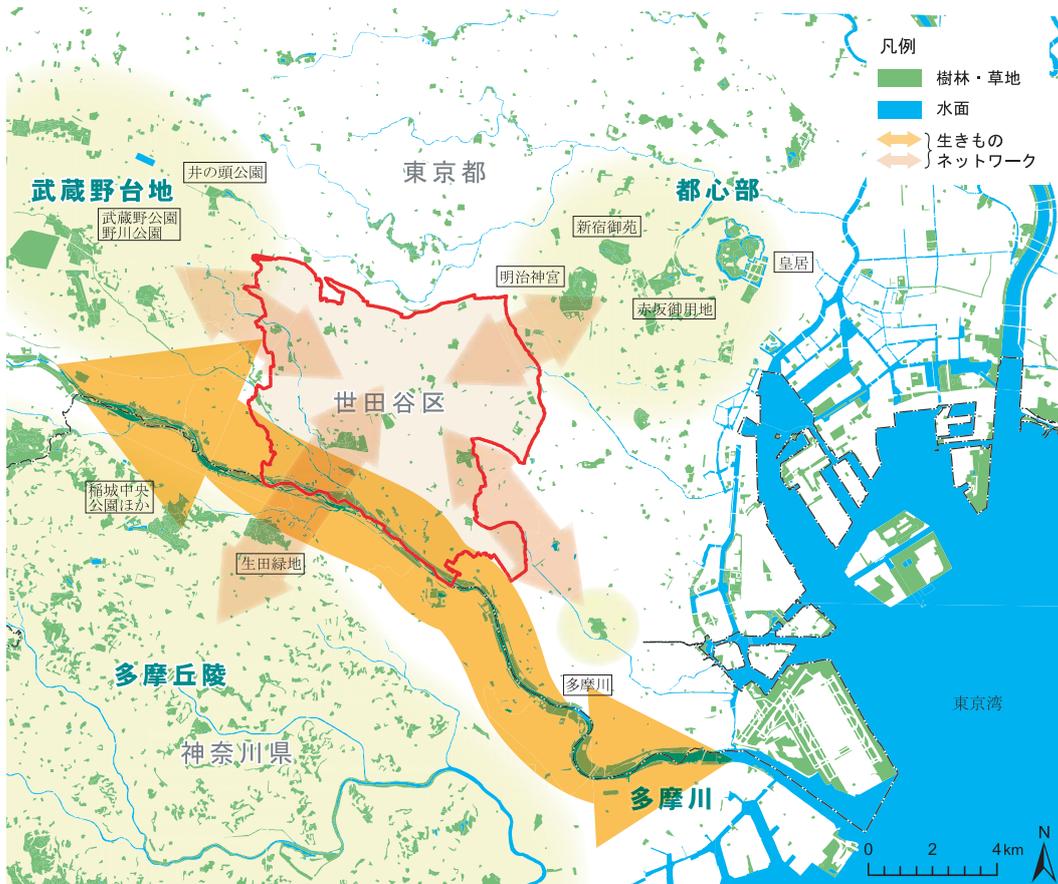


図 3-2 世田谷とその周辺のネットワークのイメージ※1



図 3-3 広域的な生きものの移動

※ 1 1/25,000 植生図「川崎」「荏田」「東京国際空港」「溝口」「東京南西部」「東京南部」「吉祥寺」「東京西部」「東京首部」GIS データ（環境省生物多様性センター）を使用し、世田谷区が作成・加工したものである。
(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>)

②区内の生きものネットワーク

区内の生きものの生息・生育する環境は、骨格的なみどりとみずの軸（国分寺崖線と多摩川）、みどりとみずの軸（緑道、河川など）、みどりの軸（幹線道路の街路樹）、みどりの拠点（大規模の公園やまとまりのあるみどり）、まちなかのみどり（宅地のみどりや中小規模の公園）がつながることで、区内の生きものネットワークとなります（図3-4）。

例えば、鳥類は国分寺崖線の樹林や屋敷林、河川や池の間を、昆虫類は街路樹や庭木の草花の間を移動し、両生類は水辺の間を、爬虫類は草地の間を移動しています（図3-5）。このような生きものの行動を踏まえ、生きものが豊富な国分寺崖線を起点に、植物や鳥、昆虫が区内に広がっていきけるよう、豊かな自然環境のつながりをつくっていきます。



図3-4 区内の生きものネットワーク

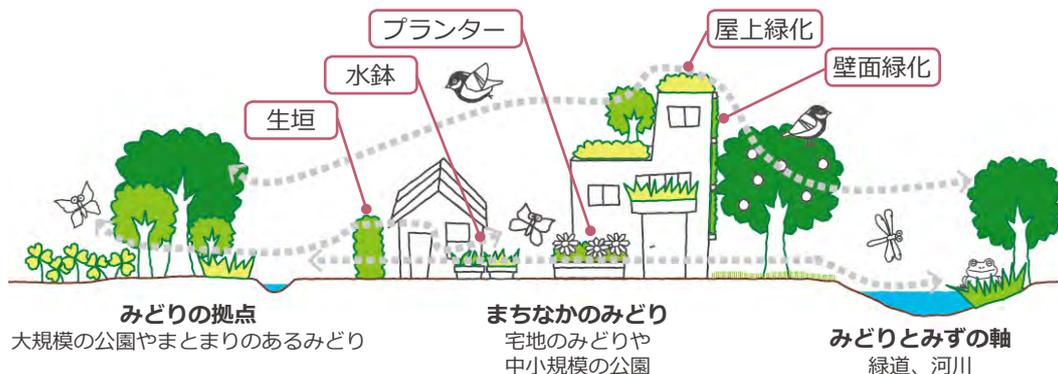
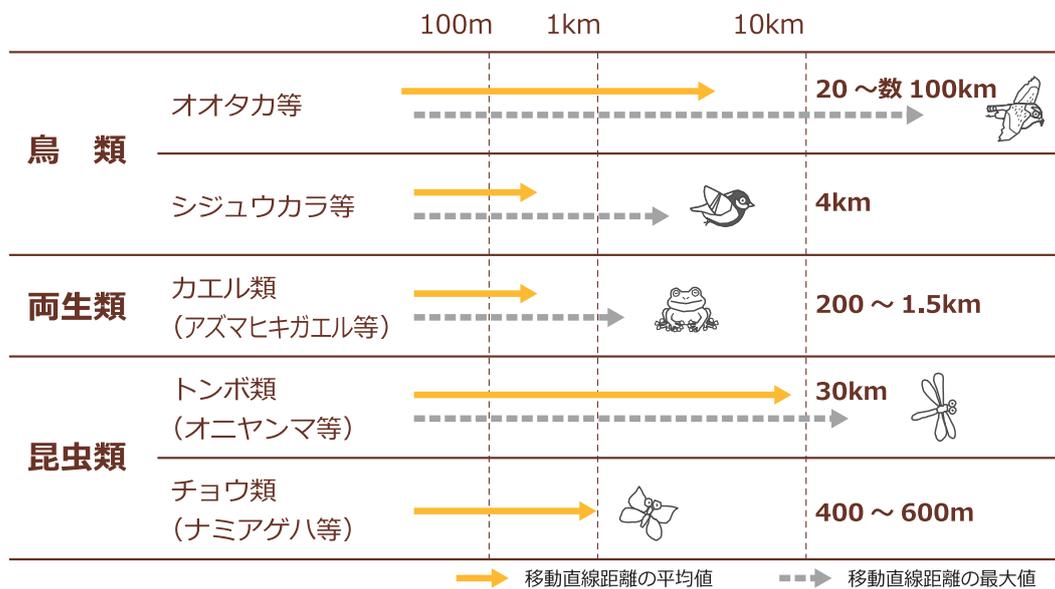


図3-5 区内の身近な生きものの移動

生きものの移動距離 ^{※1}

生きものは、餌をとるために動き回り、季節的に親元から周辺の生息地へ分散し、生息地を移動します。移動距離は、体のサイズが大きいほど移動距離が大きいことや、肉食動物のほうが草食動物よりも移動距離

が大きいことなど、種の性格によって異なります。以下に示した図は、世田谷に生息する動物の移動距離を示しています。



※1 都市域のエコロジカルネットワーク計画における動物の移動分散の距離に関する考察。徳江 義宏, 大澤 啓志, 今村 史子, 日本緑化学会誌, Vol37, 1 - 206, 2011

6 9つの目標

将来像を実現するために、世田谷の特長と課題から、3つの柱と9つの目標を導き出し、目標ごとに、達成のための取り組みを体系づけます。



1. 生物多様性を「守り、育てる」

世田谷では、国分寺崖線や湧水の保全、みどりの創出に積極的に取り組んでいますが、本プランにより、生物多様性に配慮したみどりの保全・再生、創出をより一層推進していきます。

《目標 1》多様な生きものが生息・生育する場を保全する

《目標 2》多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する

《目標 3》外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める



2. 生物多様性のために「協働する」

生物多様性の保全には、生きものを守ることと同時に、地域の経済活動と生物多様性を育む自然環境が調和する地域づくりが必要です。そのため、行政、区民、事業者、教育機関などの多くの主体との連携・協働を推進します。

《目標 4》生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する

《目標 5》生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす

《目標 6》生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える



3. 生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」

世田谷の文化や歴史に育まれた自然環境を次代へ継承するためには、様々な世代が世田谷の生物多様性を理解し、次代へ伝えることが重要です。生物多様性についての普及啓発や世田谷らしい地域資源を伝えていきます。

《目標 7》多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する

《目標 8》将来にわたって恵みを享受し続けるための人材育成・教育の仕組みを整える

《目標 9》生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する

9つの目標を達成するため、様々な施策を再構築し、体系づけます。生物多様性の保全は、自然環境の保全だけでなく、多岐にわたるため、各分野に関係する様々な計画や施策と連携を図りながら進めていきます。

1 取り組み主体

生物多様性の恵みを受ける8つの主体が、それぞれの役割を認識し、連携することによって実行力と継続性を持って取り組んでいきます。



2 取り組みの体系

将来像の実現に向かって、3つの柱ごとの9つの目標を達成するため、様々な施策を再構築し、取り組みを体系づけます。

個々の具体的な取り組み内容は53頁から70頁に示し、リーディングプロジェクトは71頁から75頁で示します。

理念：環境共生をリードする住宅都市として、区民との協働によって生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、豊かな地球環境の一部となる世田谷の地域環境を次代に伝えていきます。

－ 3つの柱－

1

生物多様性を「守り、育てる」

2

生物多様性のために「協働する」

3

生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ 伝える」

－ 9つの目標－

《目標1》
 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

《目標2》
 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する

《目標3》
 外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める

《目標4》
 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する

《目標5》
 生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす

《目標6》
 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える

《目標7》
 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する

《目標8》
 将来にわたって恵みを享受し続けるための人材育成・教育の仕組みを整える

《目標9》
 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する

－取り組み方針－

－取り組み内容－

方針 1-1. 国分寺崖線の保全

1-1-1. 国分寺崖線を守り育てる活動の推進

方針 1-2. 景観の保全

1-1-2. 国分寺崖線保全のための生物多様性に配慮した緑化

方針 1-3. 河川・水辺の保全

1-2-1. 風景づくり活動の推進による生物多様性への配慮

方針 1-4. 農地の保全

1-3-1. 生物多様性に配慮した河川の管理

1-3-2. 建設時の地下水・湧水の保全指導

方針 1-5. 民有地・公共用地のみどりの保全

1-4-1. 農地保全の取り組みの推進

1-5-1. 諸制度を活用したみどりの保全

1-5-2. 生きものを守り増やすための基金などによる緑地の確保

方針 2-1. 河川・水辺のネットワークづくり

2-1-1. 河川、湧水などの水辺と周辺のみどりを活かしたビオトープづくり

2-1-2. 多自然川づくりや水生生物の移動に配慮した河川整備

方針 2-2. 公園緑地のネットワークづくり

2-2-1. 生物多様性に配慮した公園緑地の整備

2-2-2. 生物多様性に配慮した公園緑地の管理

方針 2-3. 民有地・公共用地の生物生息空間づくり

2-3-1. 生物多様性に配慮した民有地の緑化推進

2-3-2. 生物多様性に配慮した建築計画などともなう緑化の推進

2-3-3. 生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進

方針 3-1. 外来種や野生生物への対応

3-1-1. 世田谷の生態系に影響を及ぼす外来種対策の実施

3-1-2. 野生生物の適正管理、普及啓発の推進

方針 4-1. 国や関係自治体との連携

4-1-1. 国・東京都・関係自治体との連携

方針 4-2. 区民の活動を活性化する仕組みづくり

4-2-1. 区民や団体との連携

4-2-2. 生物多様性に関わる活動の顕彰制度の設立

方針 5-1. 生物多様性に関わる活動の活性化

5-1-1. トラスト運動への参加の拡大

方針 6-1. 生物多様性に関わる情報整理、
発信の仕組みづくり

6-1-1. 生物多様性に関する情報の集約・管理と活用

方針 7-1. 生物多様性の普及啓発

7-1-1. 生物多様性を伝える場づくり

7-1-2. 生物多様性の理解を促すための普及啓発

方針 8-1. 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり

8-1-1. 学校や地域と連携した生物多様性に関する体験・学習機会の拡充

方針 8-2. 生物多様性保全の人材育成

8-2-1. 生物多様性保全に関わる人材の育成

方針 9-1. 世田谷らしい農の継承

9-1-1. 地産地消の促進と伝統野菜の継承

方針 9-2. 歴史・伝統文化の継承と活用

9-2-1. 伝統的な自然との関わり方の継承

3 取り組み



目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

取り組み方針 1-1.

国分寺崖線の保全

(1) 趣 旨

世田谷の貴重な自然環境が残された国分寺崖線とその周辺地域の良好な景観の形成および住環境の整備を図るとともに、崖線の生きものを守り育てる活動を広げます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 1-1-1】国分寺崖線を守り育てる活動の推進

学校・企業・ボランティアとの連携により崖線の生きものを守り育てる活動を拡大し、樹林や湧水を保全します。

【取り組み内容 1-1-2】国分寺崖線保全のための生物多様性に配慮した緑化

国分寺崖線周辺の建築緑化の推進や生物多様性に配慮した緑化を行うように誘導します。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	国分寺崖線発見マップやホームページの活用の推進、生物多様性に配慮した緑化誘導、樹林や湧水の保全再生を進めます。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	国分寺崖線の自然環境調査や、希少生物の生息・生育地の保全活動を進めます。
区 民 活動団体	国分寺崖線に関するマップを活用し、崖線を散策して理解を深め、崖線の生きものを守り育てる活動へ積極的に参加します。
事 業 者	建築・開発行為を行う際は、みどりの基本条例などの制度を守り、実施します。また改訂を予定している「植栽ガイドブック」を活用して、生物多様性に配慮した緑化を進めます。
教育機関 研究機関	国分寺崖線の魅力を発信するため、教育活動の場として利用します。



資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり

成城三丁目緑地里山づくりコア会議
地域住民が明正小学校や区と協働して、「都市型の里山づくり」の保全活動をしています。



国分寺崖線発見マップ

国分寺崖線の歴史的資産や自然環境豊かな名所などを紹介しています。



目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

取り組み方針 1-2.

景観の保全

(1) 趣 旨

建築物や工作物などの建設行為は、地域の個性を活かした世田谷らしい風景づくりを進める上で大きな役割を担っているため、建設行為などに関わる事業者が共通の価値観を持って、世田谷の風景づくりに寄与するよう促進します。

また、地域風景資産は、道、並木、水辺など、多岐にわたるため、そこで行われている風景づくり活動も様々ですが、多くは生きものの生息空間の保全や生物多様性の普及啓発と結びついています。区民が誇りと愛着を持っている区民主体の風景づくり活動と連携して、生物多様性を保全し回復を進めます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 1-2-1】 風景づくり活動の推進による生物多様性への配慮

景観法に基づく建設行為などの届出制度により、風景づくりの方針・基準に即したより良い計画となるよう指導・誘導します。

地域風景資産の選定・普及などを通じて、地域で大切にしたい風景のために活動する人の輪を広げ、世田谷全体の風景を育てていきます。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	建設行為などにおける届出制度により、風景づくりの方針・基準に沿って指導・誘導します。また、地域風景資産の選定・普及を通じて、風景づくり活動への支援を行います。
区 民 活動団体	せたがや風景MAPを活用し、身近な暮らしの中にある地域風景資産や生物多様性の恵みを理解し、さらに風景づくり活動にも積極的に参加します。
事 業 者	建設行為などにおいて、風景づくりの方針・基準に沿って計画、施工します。



地域風景資産 (季節の野草に出会う小径)
区民参加で選定した大切にしたい身近な風景です。様々な場所で風景を育む活動が行われています。



せたがや風景MAP
地域風景資産やせたがや百景など、区内の魅力ある風景を紹介しています。



目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

取り組み方針 1-3.

河川・水辺の保全

(1) 趣 旨

河川や湧水、地下水、宙水といった水辺をまちづくりの貴重な環境資源として、水辺の保全・環境整備に取り組みます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 1-3-1】 生物多様性に配慮した河川の管理

生物多様性に配慮した草刈・清掃に関する方法を検討・実施し、生きものと共生する水辺づくりを行います。

【取り組み内容 1-3-2】 建設時の地下水・湧水の保全指導

地下水の涵養を図るとともに、事業者に対する湧水および地下水の保全指導を行います。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	生物多様性に配慮した河川管理や地下水・湧水の保全指導を行います。また、雨水浸透施設設置助成による地下水の涵養を進めます。
区 民 活動団体	雨水浸透・貯留施設を積極的に利用するなど、地下水・湧水の保全活動に積極的に取り組みます。
事 業 者	建設事業者や商店街などは、雨水浸透・貯留施設を利用するなど、地下水・湧水の保全に配慮します。
東 京 都 関係自治体	区と調整・連携をして生物多様性に配慮した河川の管理を行います。



生物多様性に配慮した河川管理（野川）
河川側の草を刈らずに残すなど、様々な生きものの住処を確保する工夫をしています。



宙水に関する普及啓発パンフレット
宙水に関して理解を促すための普及啓発を行っています。



雨水浸透・貯留施設
雨水浸透・貯留施設を設置することで、地下水を豊かにし、都市型水害を軽減します。



目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

取り組み方針 1-4.

農地の保全

(1) 趣 旨

農地は草地としての生態系として重要ですが、宅地化が進み、減少傾向にあります。農業を支援するとともに、様々な制度を活用して農地の保全に取り組みます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 1-4-1】農地保全の取り組みの推進

生産緑地地区の指定などにより都市農地の保全を図るとともに、農業公園の設置・活用を通して、農地の保全、良好な景観を形成していきます。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	東京都や農業関係団体と連携して都市農地の保全を図ります。また、区が取得した農地を農業公園として活用します。
区 民	区や JA などが開催する農業に関するイベントに参加し、都市における農業の理解を深めます。
国 東京都	法律と制度を活用し、農地保全を支援します。



農業公園の都市計画決定(喜多見農業公園)
農地を都市計画公園・緑地に指定することで、長期的に保全しています。



区民参加型農園(喜多見農業公園)
収穫体験やイベントを通じて、楽しみながら地産地消や農業・農地の大切さを理解していきます。



目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

取り組み方針 1-5.

民有地・公共用地のみどりの保全

(1) 趣 旨

区内のみどり率は減少しており、その原因は、民有地のみどりの減少であることから、様々な制度を活用して、民有地のみどりの保全を進めます。また、公共のみどりである公園緑地を確保します。その際には、高木の保全だけではなく、草本類や草地環境の保全にも配慮します。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 1-5-1】 諸制度を活用したみどりの保全

都市計画法、都市緑地法、みどりの基本条例、環境配慮制度などの諸制度を活用するとともに、諸制度の充実・強化なども検討しながら、民有地のみどりを保全します。

【取り組み内容 1-5-2】 生きものを守り増やすための基金などによる緑地の確保

みどりのトラスト基金への寄付などの周知により、生きものが生息・生育する場としての公園緑地の確保を進めます。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	様々な制度を活用して民有地のみどりの保全を行います。また、みどりのトラスト基金や、寄付による土地を活用して、生物多様性に寄与する公園緑地を確保します。
(一財) 世田谷トラストまちづくり	市民緑地や小さな森の制度により、民有地のみどりの保全を進めます。
区 民 活動団体	市民緑地や小さな森の制度など、民有地のみどりの保全に関する制度を活用します。また、みどりのトラスト基金の寄付などに協力し、公園緑地の確保に努めます。



資料提供：(一財) 世田谷トラストまちづくり

特別保護区(烏山弁天池特別保護区)

樹林地や水辺などの動物生息地が一体となった土地を特別保護区に指定し、貴重な民有地のみどりを保全しています。



世田谷区みどりのトラスト基金普及啓発パンフレット

この基金は、公園緑地の買収、民間の緑化活動の推進に関する事業、公共施設の緑化に関する事業に使われています。



目標 2. 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもののネットワークを形成する

取り組み方針 2-1.

河川・水辺のネットワークづくり

(1) 趣 旨

河川や湧水とそれらを取り巻くみどりは、様々な生きものの生息・生育を支える空間として重要であるとともに、生きものの移動経路としても重要です。区民が身近に親しみ、学べるよう、トンボ池などのビオトープの造成や、地域に親しまれる水辺の再生を進めていきます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 2-1-1】 河川、湧水などの水辺と周辺のみどりを活かしたビオトープづくり

子どもが水辺に親しみ、学べるよう、トンボ池などのビオトープの造成や地域に親しまれる水辺を再生します。

【取り組み内容 2-1-2】 多自然川づくりや水生生物の移動に配慮した河川整備

水辺の生きものの生息・生育に配慮した河川整備を行います。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	国や東京都と連携して、水資源を活用したビオトープづくりや、水辺の生きものの生息・生育に配慮した河川整備を行います。
区 民 活動団体	学校ビオトープや多自然川づくりに協力し、管理運営活動に積極的に参加します。
事 業 者	開発行為などで緑地空間を整備する際は、ビオトープや水辺づくりが可能かどうか検討します。
教育機関 研究機関	公共施設や民有地に整備されるビオトープを、子どもや地域に親しまれる場所として活用し、研究場所としても利用します。
国 東 京 都	河川整備の実施の際は、地域住民など、関係主体と連携して進めていきます。



野川緑地広場

野川沿いにある広場で、生きものの生息・生育地、移動経路となるビオトープがあります。



せたがや水辺の楽校

NPO が主体となって、多摩川をフィールドとした体験・学習や環境学習を企画運営しています。



目標 2. 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもののネットワークを形成する

取り組み方針 2-2.

公園緑地のネットワークづくり

(1) 趣 旨

生物多様性に配慮した公園緑地の整備・管理を進めることで、生きものの生息・生育環境のつながり（生きもののネットワーク）を高めていきます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 2-2-1】生物多様性に配慮した公園緑地の整備

生きものの生息・生育環境の核となる公園緑地において、在来種を活用した植栽を行い、公園緑地による生きもののネットワークの形成を計画的に進めます。

【取り組み内容 2-2-2】生物多様性に配慮した公園緑地の管理

生きものの生息・生育環境となる多様な空間を創出するための様々な工夫（在来種を用いた植栽、在来種の育成、剪定方法の工夫、草地の維持・創出、ビオトープづくり、落ち葉溜めの造成など）を取り入れ、管理を進めます。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	区内から区周辺の生きもののネットワークを実現するため、国や東京都、近隣自治体の緑地とのつながりや生物多様性に配慮した公園緑地の整備・管理を進めます。
(一財) 世田谷トラスト まちづくり	自然体験や環境保全を目的とした公園緑地などの保全・運営を進めます。また、区民のボランティアグループと協働で管理活動を行っていきます。
区 民 活動団体	公園緑地における生物多様性に配慮した管理の工夫（ビオトープの管理、草丈や時期に配慮した草刈など）を取り入れる場で、管理活動に参加・協力します。
事 業 者	事業者が緑地の整備を行う際は、生物多様性に配慮した空間づくりを目指します。



国分寺崖線の生きもののネットワーク

崖線には、公園緑地や河川による生きもののネットワークが形成されています。



生物多様性に配慮した管理（桜丘すみれば自然庭園）

時期や頻度を変えた草刈や、剪定枝や枯れ木積みなどにより、多様な生きものの住処をつくる工夫をしています。





目標 2. 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する

取り組み方針 2-3.

民有地・公共用地の生物生息空間づくり

(1) 趣 旨

教育施設、区民利用施設などの公共・公益施設に加え、民有地を活用して、生物多様性に配慮した緑化を積極的に推進します。その際には、世田谷の在来種の活用に努めます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 2-3-1】生物多様性に配慮した民有地の緑化推進

専用住宅や集合住宅、商店街、道路および鉄道の沿道などの民有地の敷地空間を活用し、様々な事業とも連携して、生物多様性に配慮した緑化を推進します。

【取り組み内容 2-3-2】生物多様性に配慮した建築計画などにもなう緑化の推進

在来種を用いた緑化や多様な種類を使用した緑化を推進します。

【取り組み内容 2-3-3】生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進

公共・公益施設の敷地を活用して、生物多様性に配慮した緑化を推進します。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	生きもののにぎわいを増進する観点から、「植栽ガイドブック」の改訂や緑化助成制度を見直し、生物多様性に配慮した緑化を誘導します。また、生きものを呼び込むための庭造りの工夫を紹介します。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	生きものを呼び込むための庭づくりの工夫を、冊子やパンフレットなどを通して紹介します。
区 民 活動団体	個人の庭や集合住宅、店舗などの敷地で生きものを呼ぶための緑化を進め、管理を行います。
事 業 者	マンション開発や集合住宅を建設する際に、生物多様性に配慮した緑化を行います。商店街にも積極的にみどりを取り入れます。



生物多様性に配慮した整備・管理のイメージ
階層性を意識した在来種による植栽や、落ち葉溜めづくりなどを行います。



ビオトープ（深沢環境共生住宅）
省エネルギーや、環境調和を考えた集合住宅で、井戸を水源としたビオトープが整備されています。



植栽ガイドブックの改訂
建築にともなう緑化の際に、より質の高いみどりを生み出す参考となるようなガイドブックを作成します。



目標 3. 外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める

取り組み方針 3-1.

外来種や野生生物への対応

(1) 趣 旨

野生生物の個体数増加による生活被害、侵略的外来種による生態系への影響など、被害が深刻な場合には防除を実施します。野生生物との共存や外来種への認識を高めるために普及啓発を行います。特に、国分寺崖線のように在来種の貴重な生息・生育地では、外来種の侵入防止に努めます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 3-1-1】世田谷の生態系に影響を及ぼす外来種対策の実施

外来種に対する区民の認識を高めるために、外来種リストの作成や侵略的外来種の区内への侵入や区外への拡散防止の対策を行います。

【取り組み内容 3-1-2】野生生物の適正管理、普及啓発の推進

野生生物とうまく共生する方法について普及啓発を進めますが、生活被害が深刻な場合には防除活動を行います。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	生活被害を及ぼす野生生物の防除や共生に向けた普及啓発に努め、侵略的外来種や生態系被害防止外来種リスト掲載種の区内への侵入や区外への拡散を防止します。
区 民 活動団体	野生生物や外来種への理解を深めるとともに、外来種の防除活動に参加します。
事 業 者	緑化に用いる植物はなるべく在来種を尊重します。



野生生物に関する普及啓発パンフレット
生活被害を及ぼす野生生物との共生について普及啓発を行っています。



野生生物に関する普及啓発講習会
ハチの巣対策の講習会では、生態や被害の予防対策を学び、共生に向けた普及啓発を行います。



目標 4. 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する

取り組み方針 4-1.

国や関係自治体との連携

(1) 趣 旨

生物多様性の取り組みを効果的に行うために、国・東京都・関係自治体と情報を共有するなど、連携して取り組みます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 4-1-1】国・東京都・関係自治体との連携

国・東京都・関係自治体と情報を共有するなど、区外の自治体と連携します。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	生きものの生息状況の情報共有や生物多様性に関わる様々な取り組みを、国・東京都・関係自治体、群馬県川場村 ^{※1} と連携して取り組みます。
区 民 活動団体 事業者	世田谷周辺の自然環境や生きものに関心を持ち、近隣自治体の緑地に足を運び、イベントなどにも参加します。
国 東京都 関係自治体	緑地などの創出・保全を行うことで、互いの生きものネットワークをつなげます。



生きものネットワーク

ネットワークを高めるために、国・都・関係自治体と連携し、生物多様性に関する情報やイベントなどを共有します。

※1 1981年（昭和56年）に相互協力協定を締結し、区民健康村として様々な交流事業を行っています。



目標 4. 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する

取り組み方針 4-2

区民の活動を活性化する仕組みづくり

(1) 趣 旨

生物多様性の保全活動を進めるためには、従来からの参加主体となっているボランティアに加え、若い世代などの多様な主体の活動を活性化する必要があります。その仕組みづくりを行います。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 4-2-1】 区民や団体との連携

様々な主体の協働体制を構築するため、情報交換をする場を設けます。また、専門的な知識が必要な場合は、専門家派遣などの支援を行います。また、公共用地の生物多様性の維持管理に当たっては区民や活動団体の参画に努めます。

【取り組み内容 4-2-2】 生物多様性に関わる活動の顕彰制度の設立

生物多様性に関する取り組みが、社会全体で一般的なものとして受け入れられるよう、企業や NPO・地域の活動を支援し、優れた活動を顕彰します。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	様々な主体の協働体制を構築するため情報交換をする場の設立や、団体などの活動での困り事などに対してアドバイスが行えるように専門家派遣などの支援を行います。また、生物多様性の貢献が高い活動や模範的な事例について顕彰する制度を設けます。
(一財) 世田谷トラスト まちづくり	事業者や学校と連携した緑の保全活動を実施します。
区 民	生物多様性に配慮した活動により、生きものと共生する地域づくりに貢献します。
活動団体	
事 業 者	



ワークショップ

様々な主体が連携できるよう、意見交換や情報共有できる場を設けます。



環境ポスターコンクール (平成 28 年度)
入選作品の一例

環境に配慮した暮らしの理解と関心を広げるため、小学生を対象に実施しています。



目標 5. 生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす

取り組み方針 5-1.

生物多様性に関わる活動の活性化

(1) 趣 旨

世田谷の自然環境や歴史的文化遺産に対する「世田谷のトラスト運動」を生物多様性保全にも拡大し、区民の共有財産として、守り育て、次代へ引き継いでいきます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 5-1-1】トラスト運動への参加の拡大

セミナーの開催や情報発信拠点を活用して、区民に生物多様性を伝える場を提供し、トラスト運動への参加を促します。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区 (一財) 世田谷トラスト まちづくり	世田谷区は（一財）世田谷トラストまちづくりと、財団は世田谷区並びにトラスト賛助会員やボランティアなどと連携・協力し、世田谷の自然環境や歴史的・文化的環境の保全や生きものの保全活動を支える人材を育て、その輪を広げていきます。
区 民 活動団体 事 業 者	生活している環境・働いている環境をより良いものにするために、生物多様性について理解を深められるよう、情報と知識が得られる機会や場を活用し、トラスト運動を支えます。



資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり
区民ボランティアとの連携・協力（野鳥ボランティア）
 野鳥観察と生態調査により、自然環境のあり方や環境保全を考える基礎資料としています。



目標 6. 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える

取り組み方針 6-1.

生物多様性に関わる情報整理、発信の仕組みづくり

(1) 趣 旨

生物多様性に関わる取り組みを実施するためには、生きものに関わる様々な情報が集約され、誰もが活用できることが重要です。そのために、区の実施に加え、各主体が実施する継続的な調査結果を収集して、経年変化の把握や評価を行い、より使い勝手のよい情報として発信していきます。その際には、学校の教育活動との連携などに努めます。

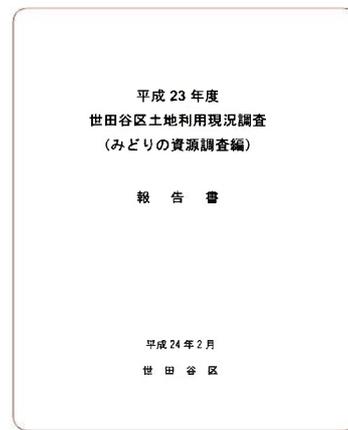
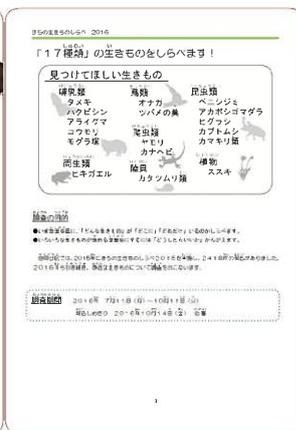
(2) 取り組み内容

【取り組み内容 6-1-1】生物多様性に関する情報の集約・管理と活用

生きものの定期的なモニタリングを実施し、世田谷の生きものの生息・生育状況を評価し、その情報を活用して普及啓発を行います。さらに、生きもの調査などを、区民参加で進めていきます。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区 (一財)世田谷トラスト まちづくり	生きもの調査（定点観測）や環境調査を定期的実施し、情報を集めて発信します。
区 民	生きものに関する現状を知り、生きもの調査に参加するなど、身近な暮らしの中での生きものとの関わりを感じていきます。
活動団体 事業者 教育機関 研究機関	活動の場において、生きものに関わる情報を蓄積し、地域へ情報発信を行います。



まちの生きものしらべ
身近な生きものを調査・報告して、生きものや自然環境について一人ひとりが考えていききっかけとなる区民参加の調査を行っています。

みどりの資源調査
みどりや生きもの現状を定期的に調査・集計し、基礎資料としています。



目標 7. 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する

取り組み方針 7-1.

生物多様性の普及啓発

(1) 趣 旨

区民一人ひとりが、生きものに関する知識や情報を理解し、生物多様性に配慮したライフスタイルを確立するために、生物多様性の重要性を伝える取り組みを行います。

有害鳥獣や外来種の生態や習性について、また、ペットについては人間の良きパートナーとして命を預かる責任を自覚するなど、生物多様性の普及啓発に取り組めます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 7-1-1】生物多様性を伝える場づくり

セミナーの開催や、出前講座、情報発信拠点を活用して区民に生物多様性の恵みを伝える場を提供します。

【取り組み内容 7-1-2】生物多様性の理解を促すための普及啓発

生物多様性を理解し、自発的な行動につながっていくように、区民向けのガイドブックや生きものを紹介する資料などを作成します。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区 (一財)世田谷トラスト まちづくり	セミナーや講座の開催、生物多様性ガイドブックの作成などにより、区民一人ひとりに向けて、生物多様性の情報や知識を伝えます。
区 民 活動団体 事 業 者	生活している環境・働いている環境をより良いものにするために、生物多様性について理解を深められるよう、情報と知識が得られる機会や場を活用します。
教育機関 研究機関	生物多様性の情報や知識を伝えるために、区で行うセミナー、講座への講師派遣や情報提供に協力します。



出前講座

区民や学校向けの出前講座を開催し、生物多様性の大切さを伝えます。



世田谷トラストまちづくり
ビジターセンター

自然環境に関する図書の展示や普及啓発プログラムの実施を行っています。



啓発図書「生きものを楽しむ
ガーデニング」

庭やベランダに生きものを呼ぶ工夫を紹介しています。



目標 8. 将来にわたって恵みを受継ぎ続けるための人材育成・教育の仕組みを整える

取り組み方針 8-1.

生物多様性に関わる体験・学習の場づくり

(1) 趣 旨

生物多様性の恵みや重要性を理解し、一人ひとりが行動するためには、身近な自然での体験が必要です。人と自然が共生する持続可能な地域社会を構築するため、区民が人と自然の関わりについて、体験し、学ぶ機会を拡充します。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 8-1-1】 **学校や地域と連携した生物多様性に関する体験・学習機会の拡充**
学校や地域と連携して、みどりとみずの学習機会を拡充します。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	フィールドミュージアムなどによる地域の自然や生きもの紹介や、ふれあい農園などによる農業・農地を身近に感じてもらえる機会や場の提供を行います。
(一財) 世田谷トラスト まちづくり	身近な自然や生きものへの関心や愛着を高めるために自然観察会や野鳥観察会などのイベント開催や、情報発信やボランティア活動の拠点としてビジターセンターの運営を行います。
区 民	世田谷の生物多様性が豊かな場所を知り、生物多様性に関わる学習の場やイベントを活用します。
活動団体	
事業者	
教育機関	公開講座、移動教室（群馬県川場村等）など、区民や子どもたちへの学習の機会を設けます。
研究機関	



収穫体験（ふれあい農園）

区内の農園で、野菜や果樹の収穫体験を行っています。



桜丘すみれば自然庭園ネイチャーセンター

自然解説員が常駐し、来園者に生きものの魅力などを伝えています。



目標 8. 将来にわたって恵みを受し続けるための人材育成・教育の仕組みを整える

取り組み方針 8-2.

生物多様性保全の人材育成

(1) 趣 旨

生物多様性の恵みを将来にわたって受けるためには、若い世代を含め様々な主体が継続的に取り組んでいく必要があります。生物多様性の保全に主体的に取り組む、参加の輪を広げていく人材の育成を図ります。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 8-2-1】生物多様性保全に関わる人材の育成

生きものの保全活動に取り組む人材を育て、その輪を広げていきます。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	生物多様性に関する講座を開催し、生物多様性保全に関わる人材を育成します。
(一財)世田谷トラストまちづくり	世田谷トラストまちづくり大学の開催や緑地の保全活動などを通じて、区民参加の底辺を広げ、まちづくりの担い手を育成します。
区 民 活動団体 事 業 者	生物多様性保全に関するボランティア育成講座などに参加します。



資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり

世田谷トラストまちづくり大学（緑地保全コース）

現場を知り体験し考えながら、身近なみどりの保全やまちづくり活動に携わる実践者を育成しています。



目標 9. 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する

取り組み方針 9-1.

世田谷らしい農の継承

(1) 趣 旨

区内産農産物をより多くの区民の食卓へ提供することにより「地産地消」を定着させるとともに、多くの区民に農業に関心を持ってもらい農業・農地に対する理解や支援などの意識を醸成します。

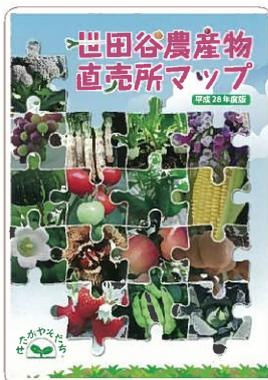
(2) 取り組み内容

【取り組み内容 9-1-1】地産地消の促進と伝統野菜^{※1}の継承

「せたがやそだち」の消費拡大による「地産地消」の推進と、伝統野菜を継承します。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	「せたがやそだち」の消費を拡大するとともに、農業イベントなどによる農業・農地に対する理解や支援などの意識の醸成、伝統野菜の継承を推進します。
区 民 活動団体	区内産農産物を購入し「地産地消」に貢献するとともに、農業イベントに参加します。
事 業 者	区内産農産物を販売し、原材料として利用するなど、「地産地消」に取り組みます。農業従事者は、新鮮な農産物の生産・提供に努めます。



世田谷農産物直売所マップ
直売所情報を地図付きで紹介し、地産地消を推進しています。



農業イベント（世田谷区農業祭）
野菜や果樹の品評会のほか、即売会や区内農産物を使用した宝胎の展示などを行っています。

※1 伝統野菜とは、世田谷区内でも古くから栽培され、現在も栽培されている品種のこと。



目標 9. 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する

取り組み方針 9-2.

歴史・伝統文化の継承と活用

(1) 趣 旨

世田谷には、地域の歴史や文化を伝える様々な歴史的文化的な財産が伝えられていますが、これらは、世田谷の自然環境や生物多様性に支えられ、継承されてきました。これらを次世代に継承していくために、地域の歴史・文化への理解を深め、伝統的な文化を身近に感じることができる取り組みを通じて、郷土への愛着を高め、世田谷の豊かな歴史・文化を次世代に継承していく取り組みを進めます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 9-2-1】伝統的な自然との関わり方の継承

世田谷の地域に根ざし、受け継がれてきた歴史や文化財、史跡、伝統行事などの伝統的な文化について、文化財などとそれを取り巻く環境を一体的に保存・活用する取り組みを通じて、次世代に郷土の歴史・文化を継承していきます。

(3) 特に役割を担う主体

主 体	役 割
世田谷区	地域の伝統的な行事を支え、世田谷の歴史・文化を学び、体験する機会を充実させます。また、文化財の保存・活用を進め、民家園・郷土資料館の事業を推進することにより、生物多様性に支えられた郷土「世田谷」の歴史や文化を次世代に継承していきます。
(一財) 世田谷トラスト まちづくり	みどりと歴史的文化遺産が一体となった身近な広場や市民緑地の利活用をボランティアや地域団体とともに推進していきます。
区 民 活動団体 事業者	地域ごとに開催される伝統行事や講習会、地域の文化財の保全活動に積極的に参加します。また、民家園や資料館の事業に参加し、世田谷の歴史や文化を伝えていきます。



民家園の運営 (岡本公園民家園)
古民家を保存・公開し、かつての世田谷の農村の生活文化を伝えています。



さぎ草講習会 (若林小学校)
区の花さぎ草の講習会をまちづくりセンターや小学校などで開催しています。

1 リーディングプロジェクト

将来像を実現するために、取り組みの体系（51 頁～ 52 頁）で示した個々の取り組みを進めます。

その上で、9つの目標を総合的かつ効果的に達成するために、「守り、育てる」「協働する」「理解し、楽しみ、伝える」の3つの柱ごとの取り組み方針を複数関連付け、先導的に進めていくプロジェクト事業を、リーディングプロジェクトとして立ち上げます（図 5-1）。これは、区民など各主体がそれぞれの立場から取り組みに参加していくにあたっての、いわば最初の一步となることが期待されるものです。

		リーディングプロジェクト			
3つの柱		①生きもの 拠点づくり	②ちよこっと 空間づくり	③せたがやカレー	④世田谷 生きもの会議
1. 生物多様性を「守り、育てる」	目標 1～3	【取り組み方針 2-1】 河川・水辺のネットワークづくり	【取り組み方針 2-3】 民有地・公共用地の 生物生息空間づくり	【取り組み方針 1-4】 農地の保全	【取り組み方針 2-1】 河川・水辺のネットワ ークづくり
		【取り組み方針 2-2】 公園緑地のネットワ ークづくり			【取り組み方針 2-2】 公園緑地のネットワ ークづくり
	目標 4～6	【取り組み方針 4-1】 国や関係自治体との 連携	【取り組み方針 6-1】 生物多様性に関わる 情報整理、発信の仕組 みづくり	【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり	【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり
2. 生物多様性のために「協働する」		【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり			【取り組み方針 6-1】 生物多様性に関わる 情報整理、発信の仕組 みづくり
	目標 7～9	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓発	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓発	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓発	【取り組み方針 8-2】 生物多様性保全の人 材育成
3. 生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」		【取り組み方針 8-1】 生物多様性に関わる 体験・学習の場づくり	【取り組み方針 8-2】 生物多様性保全の人 材育成	【取り組み方針 9-1】 世田谷らしい農の継承	

図 5-1 リーディングプロジェクトの考え方

①生きもの拠点づくりプロジェクト

生きものの生息環境の核となる大小様々なスケールの場所を生きもの拠点として考え、その場所で生物多様性に配慮した環境づくりを進め、区内の生きものネットワークおよび広域的な生きものネットワークを形成していきます。

区内で実践されている先進的な取り組みを参考にしながら、公園緑地の整備および管理において、生物多様性に配慮した手法を取り入れ、区民と連携して生きものにとって心地よい環境をつくっていきます。さらに、それらの場所を体験し、学ぶ場として活用していきます。



資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり

桜丘すみれば自然庭園

「生きものが主役」をコンセプトに、ボランティアを中心として生物多様な環境づくりを実践しています。



成城みつ池緑地

貴重な動植物が生息・生育している樹林地で、ボランティアによる保全活動が行われています。

【関連する取り組み方針】

3つの柱

1. 生物多様性を「守り、育てる」	目標1~3	【取り組み方針 2-1】 河川・水辺のネットワークづくり
		【取り組み方針 2-2】 公園緑地のネットワークづくり
2. 生物多様性のために「協働する」	目標4~6	【取り組み方針 4-1】 国や関係自治体との連携
		【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化する仕組みづくり
3. 生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」	目標7~9	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓発
		【取り組み方針 8-1】 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり

【プロジェクトの進め方】

- ・生物多様性に配慮した公園設計や管理の手法を構築したうえで、それに基づくネットワークを考慮した新たな拠点を含む、公園緑地の整備や管理を実施します。
- ・生きもの情報発信拠点として、(一財)世田谷トラストまちづくりのデジタルセンターを活用します。
- ・生きもの拠点を、区民が自然との関わりについて体験し、学ぶ場として活用します。

② ちょっと空間づくりプロジェクト

公園緑地などの拠点と拠点をつなぐためには、世田谷のみどりの6割を占める民有地のみどりのあり方が重要です。区民参加により、個人宅の庭やベランダ、商店街などで生きものが立ち寄る場をつくる工夫を進めることで、生きものの生息・生育空間を増やします。自宅の庭やベランダで、野鳥、チョウ、トンボなどを観察することで、日々の楽しみや喜びにもつながります。まずは、モニターを募集して、各家庭や商店街で生きものを呼ぶ工夫を行い、ちょっとした生物生息空間を広げていきます。その際は、一般の居住環境の維持に関する様々な配慮事項についても併せて普及していきます。



バードバス

植木鉢の受け皿などに水を張ると、鳥の水浴び・水遊びの場になります。



水鉢

水草を浮かべた水鉢は、トンボが産卵する場になります。ポウフラ対策のためにメダカを放します。

【関連する取り組み方針】

3つの柱

1. 生物多様性を「守り、育てる」

目標
1～3

【取り組み方針 2-3】 民有地・公共用地の生物生息空間づくり

2. 生物多様性のために「協働する」

目標
4～6

【取り組み方針 6-1】 生物多様性に関わる情報整理、発信の仕組みづくり

3. 生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」

目標
7～9

【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓発

【取り組み方針 8-2】 生物多様性保全の人材育成

【プロジェクトの進め方】

- ・庭やベランダに生きものを呼び込む工夫を学び実践し、観察記録などを報告して、広く共有する「生きものモニター制度」を始めます。
- ・「植栽ガイドブック」を改訂し、区民や事業者などに生物多様性に配慮した緑化を普及啓発します。

③ せたがやカレープロジェクト

都市で暮らす私たちが普段食する農産物は生物多様性の恵みによるもので、その多くを国外または地方に依存しています。住宅都市にある農地は、農産物を供給するだけでなく、まちの環境を整え、食育体験の場となる大切な財産です。

様々な主体と連携して、区内農産物を使い、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを実施することで、生物多様性への関心の向上につなげ、農地が持つ多面的な機能の理解を進めるきっかけづくりとします。



農産物の収穫体験

収穫体験を通して農地と触れ合い、地産地消や都市農地の大切さを理解していきます。



収穫した農産物を使った料理づくり

カレーなどの料理を通して、生物多様性の恵みを味わいます。

【関連する取り組み方針】

3つの柱

1. 生物多様性を「守り、育てる」	目標 1～3 【取り組み方針 1-4】農地の保全
2. 生物多様性のために「協働する」	目標 4～6 【取り組み方針 4-2】区民の活動を活性化する仕組みづくり
3. 生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」	目標 7～9 【取り組み方針 7-1】生物多様性の普及啓発 【取り組み方針 9-1】世田谷らしい農の継承

【プロジェクトの進め方】

- ・農業公園で活動する区民団体、農業関連団体、学校との連携を進めます。
- ・"せたがやそだち"などの区内農作物を使った、カレーなどをつくるイベントを実施することで、生物多様性への関心の向上や、農地の大切さの理解を進めます。

④ 世田谷生きもの会議 プロジェクト

区内には既に生物多様性に配慮した場やボランティア活動の先進事例があり、それらは世田谷の財産であり、世田谷らしさと言えます。しかし、個々の活動やノウハウがそれぞれに独立していることもあり、互いの連携が十分であるとは言えません。生きものをつなぐを増やすためにも、区は、様々な主体が連携して情報を共有する場を設け、知恵や経験を学ぶ機会を増やします。また、生きもの調査などの共同の事業を行うことも考えます。区民や多くの活動団体は参加することにより、多くの主体と連携します。



意見交換の場

個々の活動をより充実したものにするため、情報や知恵を共有する場をつくります。



専門家派遣制度

各分野に精通する専門家の派遣により、活動を支援します。

【関連する取り組み方針】

3つの柱

<p>1. 生物多様性を「守り、育てる」</p>	<p>目標1〜3</p> <p>【取り組み方針 2-1】 河川・水辺のネットワークづくり</p> <p>【取り組み方針 2-2】 公園緑地のネットワークづくり</p>
<p>2. 生物多様性のために「協働する」</p>	<p>目標4〜6</p> <p>【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化する仕組みづくり</p> <p>【取り組み方針 6-1】 生物多様性に関わる情報整理、発信の仕組みづくり</p>
<p>3. 生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」</p>	<p>目標7〜9</p> <p>【取り組み方針 8-2】 生物多様性保全の人材育成</p>

【プロジェクトの進め方】

- ・ 様々な主体が連携して情報を共有し、生きもの調査なども行う、「世田谷生きもの会議」を創設します。
- ・ 各活動団体などの活動がより充実したものになるよう、専門家の派遣制度をつくります。

2 行動計画と進行管理

(1) 生きものつながる世田谷プラン行動計画

第4章で示した個々の取り組みと、前項のリーディングプロジェクトの詳細な進め方については、別途『生きものつながる世田谷プラン行動計画』を策定し、着実に推進していきます。行動計画は、目標を達成するための取り組み内容について、環境審議会の意見を踏まえて区が策定し、区が主体となって行動していくもので、所管課ごとの具体的な個別取り組み内容と、平成29年度を初年度とする5年間の年次計画を示します。

(2) 進行管理

『生きものつながる世田谷プラン行動計画』は、区が年度毎に進捗状況を把握し、環境審議会に報告しつつ、庁内で評価・検証して、個別取り組みのその後の進行に活かすことにより、計画を確実に進めます（図5-2）。また、個別取り組みは、機会を捉えて関係する区民の意見を聞きながら進めていきます。

さらに5年を基本として、区の実施計画の見直しや社会情勢の変化などに応じて個々の取り組みを評価・検証して、次期行動計画を策定します。次期行動計画の策定にあたっては、区民の意見を参考にし、環境審議会に意見を求めてまいります。

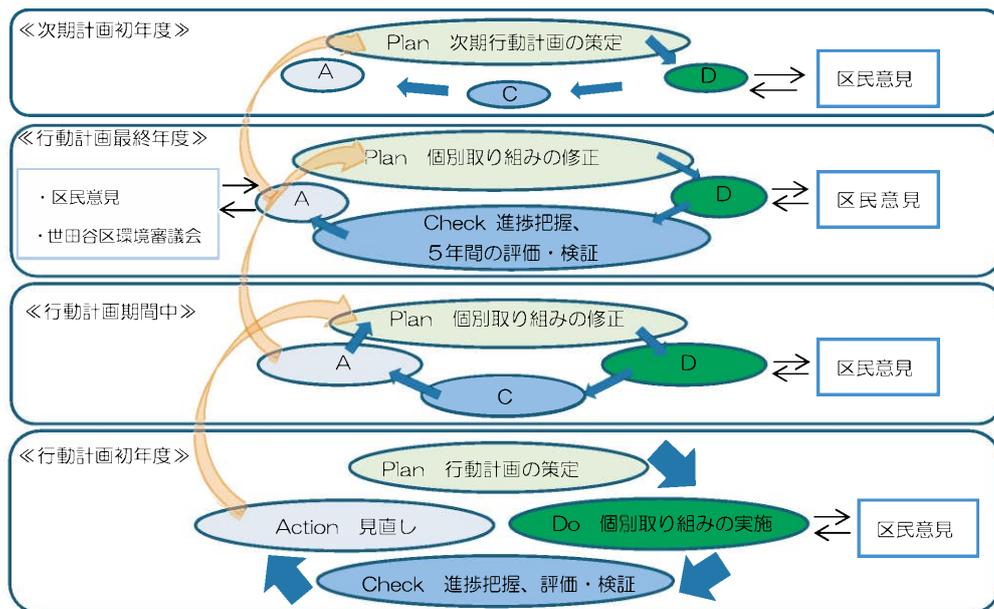


図 5-2 進行管理のイメージ図

3 推進体制

(1) 多様な主体による推進体制

生きものつながる世田谷プランを推進していくために、区民、事業者、活動団体、教育機関・研究機関、(一財)世田谷トラストまちづくり、世田谷区、国・東京都、関係自治体(隣接する都内市区や川崎市、川場村など)の多様な主体の連携によって、生物多様性に関わる取り組みを進めていきます(図5-3)。

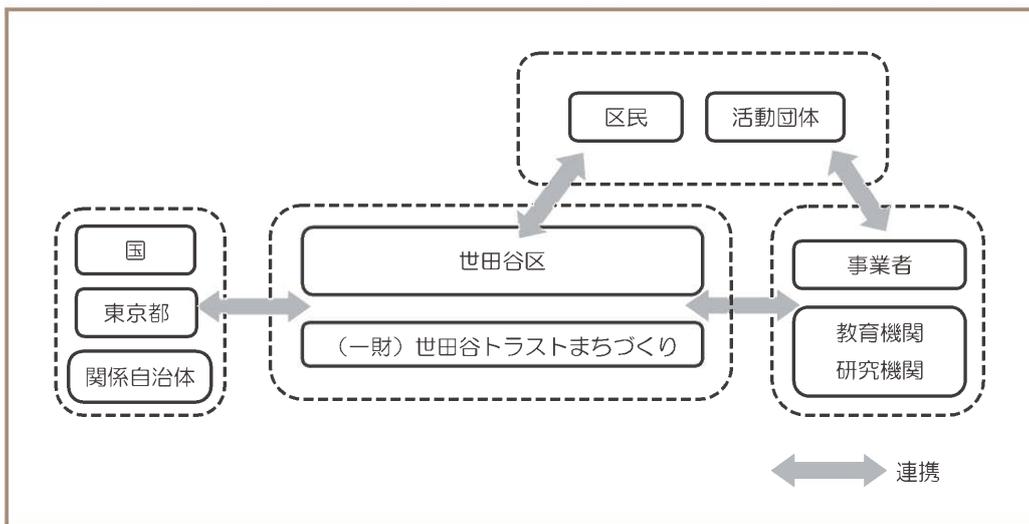


図 5-3 各推進主体の連携のイメージ

(2) 各主体の役割

●世田谷区・(一財)世田谷トラストまちづくりの役割

世田谷区は、各主体の中心として、各主体をつなげる役割、また主導的に取り組みを実施していきます。

(一財)世田谷トラストまちづくりは、世田谷の生きもの情報や人材情報の蓄積、区民向けの情報発信など、生物多様性の情報拠点としての役割が期待されます。

区は、生きものつながる世田谷プランの実現に向けて、(一財)世田谷トラストまちづくり、さらに国・東京都、周辺自治体と、情報共有、技術支援などについての連携を図ります。

●区民・活動団体の役割

区民・活動団体は、生物多様性を理解し楽しむことから始め、さらには次代へと生物多様性の大切さを伝えていく役割が期待されます。

生物多様性の恵みを区内外から受けていることを認識し、生物多様性の保全活動に自主的に参加したり、今の活動や暮らしに生物多様性に配慮した工夫を取り入れることを実践します。

●事業者・教育研究機関の役割

事業者は、区の世界の一部を作り出している主体として、その認識を深め、生物多様性に配慮した事業に取り組むことが期待されます。

教育研究機関は、生物多様性に関する知識や情報を集め、各主体と共有する役割が期待されます。

そのため、事業者は、事業所の敷地における生物多様性に配慮した緑化や、生物多様性に配慮した製品の設計・製造、商品の販売、サービスの提供を実施します。

また、教育機関は、専門的な人材の育成や派遣、情報の蓄積と発信を実施します。

巻末資料

1. 策定の経緯	80
(1) 区民参加	81
(2) 環境審議会	99
(3) 庁内検討	103
2. 文献調査及び現地調査	104
(1) 文献調査	104
(2) 現地調査	109
3. 国・東京都の目標と 世田谷区の目標の比較	131
4. ヒアリングにご協力いただいた 団体・商店街・事業者	133
5. 用語解説	136

1. 策定の経緯

策定にあたっては、環境審議会、庁内、区民参加によって検討を行いました。

日程	区民参加	庁内検討			環境審議会	
		作業部会	幹事会	みどり推進会議	検討部会	審議会
平成27年度	4月			報告 (4月23日)		報告 (4月27日)
	5月					
	6月	区政モニターアンケート (5月27日～6月10日)	課題把握 (6月22日)		課題把握 (6月29日)	諮問 (6月29日)
	7月	キックオフイベント (7月20日)				
	8月	まちの生きものしらべ (7月20日～9月30日)	骨子検討 (8月31日)			課題把握 (7月24日)
	9月			骨子検討 (9月11日)		
	10月				骨子検討 (10月2日)	
	11月	ワークショップ 第1回 (11月1日)				骨子検討 (11月4日)
	12月	ワークショップ 第2回 (12月20日)				
	1月		たたき台検討 (1月19日)			
	2月			たたき台検討 (2月3日)	たたき台検討 (2月19日)	
	3月					たたき台検討 (3月11日)
平成28年度	4月	ワークショップ 第3回 (4月2日)	素案検討 (4月20日)			たたき台検討 (4月28日)
	5月			素案検討 (5月12日)		
	6月				素案検討 (5月30日)	
	7月					素案検討 (6月6日)
	8月	シンポジウム (9月19日)				
	9月	パブリックコメント (9月8日～29日)				素案検討 (7月7日)
	10月		案検討 (10月14日)			
	11月			案検討 (10月26日)	案検討 (10月24日)	案検討 (11月4日)
	12月					答申 (12月8日)
	1月					
	2月					
	3月		生きものつながる世田谷プラン 策定			

(1) 区民参加

1) キックオフイベント

①開催概要

- ・名称 世田谷区の生物多様性地域戦略づくり キックオフイベント
- ・日時 平成 27 年 7 月 20 日 (月・祝) 13:30 ~ 15:30
- ・場所 成城ホール (砧区民会館)
- ・主催 世田谷区
- ・共催 (一財) 世田谷トラストまちづくり
- ・参加 225 名

②内容

・生物多様性地域戦略、まちの生きものしらべの説明

事務局より、生物多様性とは何か、なぜ生物多様性地域戦略をつくるのかなどについて説明しました。また、「まちの生きものしらべ」について、調査・報告の方法などについて説明しました。

・生きものおもしろ講演会 (プロ・ナチュラリスト 佐々木洋氏)

会場に来ている子どもたち (主に小学生) にわかるような内容で、生きものの生態や魅力についてお話をいただきました。また、場内の子どもたちからの質問に対して、生きものの生態についてわかりやすく回答していただきました。

・パネルなどの展示

会場に展示スペースを設置し、生物多様性地域戦略の説明パネルや昆虫などの実物を展示しました。



生物多様性地域戦略の説明



佐々木洋氏の講演



生物多様性のパネル展示



生きもの相談コーナー

2) ワークショップ

将来にわたって生物多様性の恵みを受けるために、大切にしたい世田谷の自然は何か、私たちは何をしたらよいかなどについて、計3回のワークショップを開催し、アイデアを出し合って、意見交換を行いました。

参加者は、区の広報やホームページで募集した区民などで、参加枠50名で原則全3回に出席できる方を対象に募集しました。

【第1回ワークショップ】

①概要

- ・日時 平成27年11月1日(日) 10:00～12:00
- ・場所 北沢タウンホール 12階スカイサロン
- ・参加 25人

②内容

・これまでの経緯について

生物多様性とは何なのか、なぜ世田谷区で地域戦略をつくるのか、今後のスケジュールなどについて説明しました。

・話題提供「世田谷の生きものと生物多様な環境づくりの事例紹介」

(一財)世田谷トラストまちづくりの生きものアドバイザー山崎裕志氏より、世田谷区内にいる生きものの紹介や、区立桜丘すみれば自然庭園での生きものへの配慮の工夫などについてお話しをいただきました。

・グループでの話し合い・発表

4つのグループに分かれ、2つのテーマについて話し合いを行いました。

- ・テーマ① 自慢したい世田谷の自然豊かな場所や環境
- ・テーマ② こんなふうになったらいいなと思う場所や環境



山崎氏による話題提供



地図に意見を書き込みました

ワークショップ通信 (No.1)

生物多様性を
おどり広げよう
つくりを
すすめるために

生物多様性地域戦略づくり ワークショップ通信 No.1

発行 世田谷区みどりみず政策担当みどり政策課
発行日 平成27年11月

～第1回ワークショップを11月1日(日)に開催しました～

区では、生物多様性の保全・回復を図るために、平成28年度末の生物多様性地域戦略の策定に向けて具体的な検討を行っています。

ワークショップでは、将来にわたって生物多様性の恵みを受けるために、大切にしたい世田谷の自然は何か、私たちは何をしたらよいか、アイデアを出し合って意見交換を行います。第1回目のワークショップが、11月1日(日)に開催され、約30名のみなさんにご参加いただきました。

Step1_これまでの経緯について

生物多様性とは何なのか、なぜ世田谷区で地域戦略をつくる必要があるのかなど、区が説明をしました。



山崎様による話題提供

Step2_話題提供「世田谷の生きもの多様な環境づくりの事例紹介」

「一財」世田谷トラストまちづくりの生きものアドバイザー 山崎裕志様より、世田谷区内にいる生き物の紹介や、桜丘すみれば自然屋敷での生きものへの配慮の工夫などについてお話しいただきました。



地域に意見を寄せ込みました

Step3_グループでの話し合い・発表

4つのグループに分かれ、2つのテーマについて話し合いました。

テーマ① 自慢したい世田谷の自然豊かな場所や環境

テーマ② こんなふうになったらいいと思う場所や環境

⇒詳しくは裏面をご覧ください。



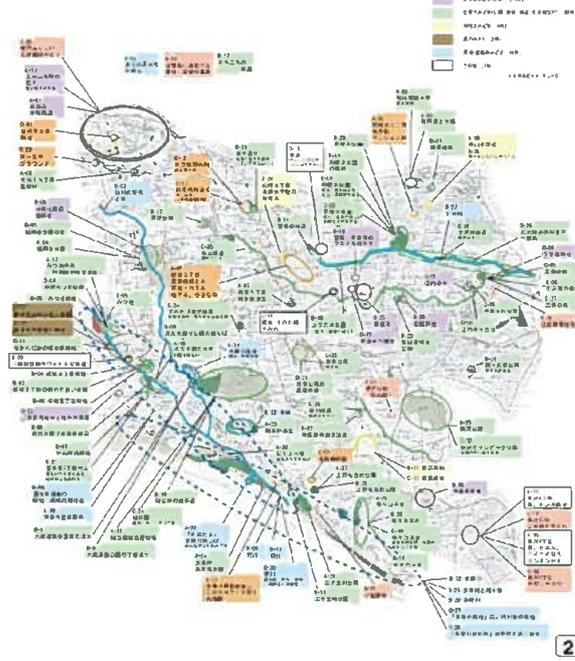
グループごとに発表しました

1

Step3 グループでの話し合いでは、このようなことが話し合われました。

テーマ①『自慢したい世田谷の自然豊かな場所や環境』

都市化が進み、かつての自然が失われつつありますが、区内にはまだまだ多くの自然や生きものが残っています。私たちは自慢したい世田谷の自然はどんなのか、世田谷らしい自然とは何なのか、たくさん意見が出されました。



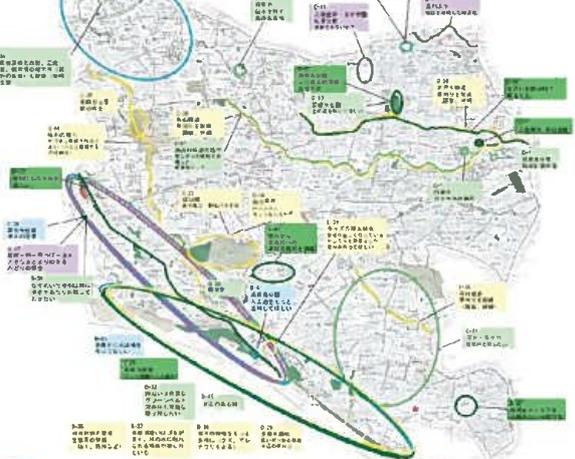
2

Step3 グループでの話し合いでは、このようなことが話し合われました。

テーマ②『こんなふうになったらいいと思う場所や環境』

様々な生きものや自然と共存するためには、どこがどんなふうになったらいいの、どんなことをすればいいの、たくさん意見が出されました。

議題	提案	ポイントワーク	議題
自然環境の保全	1. 自然環境の保全 2. 自然環境の活用	3. 自然環境の活用 4. 自然環境の活用	自然環境の活用



議題	提案	ポイントワーク	議題
自然環境の保全	1. 自然環境の保全 2. 自然環境の活用	3. 自然環境の活用 4. 自然環境の活用	自然環境の活用

3

Step3 グループごとの話し合い・発表のまとめ

グループごとの代表的な意見

テーマ① 私自慢したい、世田谷区の自然豊かな場所や環境

- A班 民有地のみどり、神社仏閣のみどり・・・など
- B班 豊の風景、多摩川・野川、屋敷林、富士山が見える風景・・・など
- C班 環7内川にあるみどり、区分岸線沿いの圧倒的なみどり・・・など
- D班 岸線・河川・個人・歴史・公園、それぞれのみどり・・・など

テーマ② こんな風になったらいいと思う場所や環境

- A班 公園で生き物を増やす場所をつくる、マンション公園空地の工夫・・・など
- B班 緑地ではなく生き物に合わせた管理、生き物がすむ川の再生・・・など
- C班 人口増加地帯はみどりも増加させる、みどりの面としてつなげる・・・など
- D班 季節を感じるスポットづくり、生き物に配慮した草刈り・・・など

～次回、第2回ワークショップのお知らせ～

日時：平成27年12月20日(日) 10:00～12:00

場所：北沢タウンホール 12階スカイロソ

Step1 話題提供「本物を観る力を育てる」と環境教育の原点 東京女学館小学校理科講師 福田真男 様

Step2 グループでの話し合い・発表
1. いたらいいと思う生きもの、困る生きもの
2. 名わたりたちにできることは何か

～このようなスケジュールで進めていく予定です～



担当：世田谷区みどりみず政策担当みどり政策課
みどり公園計画担当 木村・永田・酒井
電話03-5432-2536 FAX03-5432-3083

4

【第2回ワークショップ】

①概要

- ・日時 平成 27 年 12 月 20 日（日） 10：00～12：00
- ・場所 北沢タウンホール 12 階スカイサロン
- ・参加 25 人

②内容

・前回のグループ討議の振り返り

第1回ワークショップの振り返りと、12月12日（土）にワークショップ参加者を対象に行った、区立桜丘すみれば自然庭園での見学会の開催結果の報告を行いました。

・話題提供「本物を観る力を育てることが環境教育の原点」

東京女学館小学校理科講師の福田晴男氏より、小学校の授業において蝶の標本づくりをすることによって、飼育・観察だけでは得られない様々な学習効果について、お話しを伺いました。

・グループでの話し合い・発表

4つのグループに分かれ、2つのテーマについて話し合いを行いました。

- ・テーマ① いたらいいなと思う生きもの、いると困る生きもの
- ・テーマ② 生物多様性豊かな世田谷にするために私たちができること



福田氏による話題提供



思い思いの意見を出し合いました

生物多様性地域戦略づくり ワークショップ通信 No.2

発行 世田谷区みどりみず政策担当部みどり政策課
発行日 平成28年2月2日

～第2回ワークショップを12月20日(日)に開催しました～

区では、生物多様性の保全・回復を図るために、平成28年度末の生物多様性地域戦略の策定に向けて具体的な検討を行っています。

ワークショップでは、将来にわたって生物多様性の恵みを受けるために、大切にしたい世田谷の自然は何か、私たちは何をしたらよいか、アイデアを出し合って意見交換を行います。11月30日(日)に開催した第1回ワークショップに引き続き、12月20日(日)に第2回が開催され、約30名のみなさんにご参加いただきました。

ワークショップでは、Step1から3の内容を行いました

Step1 前回のグループ討議の振り返り

第1回のワークショップの振り返りと、12月12日(土)にワークショップ参加者を対象に行った、区立桜丘すみれは自然席での見学会の関係結果を報告しました。



福田区による環境提供

Step2 話題提供「本物を観る力を育てることが環境教育の原点」

東京女学館小学校の理科の福田晴男講師に、小学校の授業で蝶の標本をつくることによって、飼育・観察だけでは得られない様々な学習効果について、お話しをいただきました。



思い思いの意見を話し合いました

Step3 グループでの話し合い・発表

4つのグループに分かれ、2つのテーマについて話し合いました。

テーマ① いたらないと思う生きもの、いると困る生きもの
テーマ② 生物多様性豊かな世田谷にするために私たちができること



グループごとに発表しました

⇒話し合いの内容は、

裏面 2～3 ページからご覧下さい。

1

Step3 グループでの話し合いでは、このようなことが話し合われました。

各グループのみなさんに書かれた意見を参考にしました。

テーマ① 『いたらないと思う生きもの・いると困る生きもの』

- ①-1 いたらないと思う生きもの
 - ①-2 シンボルになる生きもの
 - ①-3 困る生きもの
- 3つに分けてまとめました。

テーマ①の
凡例

- 哺乳類
- 鳥類
- 両生類
- 爬虫類
- 魚類
- 節足動物
- 植物

2

Step3 グループでの話し合いでは、このようなことが話し合われました。

各グループのみなさんに書かれた意見を参考にしました。

テーマ② 『生物多様性豊かな世田谷にするために私たちができること』

- ②-1 いたらないと思う生きもの、シンボルになる生きものに対して私たちができること
 - ②-2 困る生きものに対して私たちができること
- 2つに分けてまとめました。

3

Step3 グループごとの話し合い・発表のまとめ

グループごとの代表的な意見

テーマ① いたらないと思う生きもの、いると困る生きもの

- A班 (良)イタチ、ヒバリ、タナゴ (困)アライグマ、アカミミガメ・・・など
- B班 (良)オニヤンマ、スズムシ、オオムラサキ (困)アメリカザリガニ・・・など
- C班 (良)タマシ、クワガタ、カフトムシ (困)ナカミナゲシ、ウシガエル・・・など
- D班 (良)ホタル、生垣、カントウメナ (困)セイウタンホホ、オオタカサ・・・など

テーマ② 生物多様性豊かな世田谷にするために私たちができること

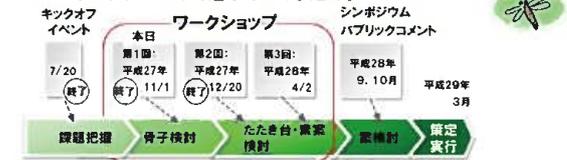
- A班 管理方法が大切、政策、人などをつなぐネットワークが必要。私たちができることや、なすべきことを考えていかなければならない・・・など
- B班 雑木林の管理の知恵を使って、多様性に富んだ場所を学習していく。昔は農家が生活のためにやっていた雑木林の管理を区民がやっていくべき・・・など
- C班 紙の食草など食べものを増やすこと、ホタルや水鳥については水辺周辺を整備すること、外来種がいることでどんな影響が出るのか周知する・・・など
- D班 実態を知ることが大事、ビオトープをつくる、人材育成、自然観察会など・・・など

～次回、第3回ワークショップのお知らせ～

日時：平成28年4月2日(日) 10:00～12:00
 場所：北沢タウンホール 12階スカイサロン
 ※第1&2回に参加できなかった方もぜひお越しください!

- Step1 情報の共有
・前回のワークショップのふりかえり
- Step2 グループでの話し合いと発表
・生きものと共生する世田谷にするために、わたしたちができること
・次の世代に世田谷の生物多様性を伝えるためにできること

～このようなスケジュールで進めていく予定です～



担当 世田谷区みどりみず政策担当部みどり政策課
 みどり公園計画担当 木村 永田 志乃
 電話03-5432-2536 FAX03-5432-3083

4

【第3回ワークショップ】

①概要

- ・日時 平成 28 年 4 月 2 日（土） 10 : 00 ~ 12 : 00
- ・場所 北沢タウンホール 12 階スカイサロン
- ・参加 26 人

②内容

・前回までのグループ討議の振り返り

これまでのワークショップの振り返りを行いました。

・グループでの話し合い・発表

4つのグループに分かれ、テーマについて話し合いを行いました。

「生物多様性豊かな「住宅都市・世田谷」にするために、私たちができること」



グループごとの話し合いの様子



様々な意見を出し合いました

【ワークショップの意見反映】

ワークショップ意見反映

ワークショップ第1回

テーマ①「私が自慢したい、世田谷区の自然豊かな場所や環境」
 テーマ②「こんな風になったらいいなと思う場所や環境」

	ワークショップで話し合ったこと
テーマ①：自慢したい世田谷の自然豊かな場所や環境	成城みつ池緑地、成城三丁目緑地、西多摩五丁目白山市民緑地、次大木公園の田んぼ、大塚の豊彦、向本静彦亭、上野毛自然公園、善々カヌー等
	多摩川と知川、野川、仙川等
	黒山川緑道、北沢川緑道、香川緑道等
	二子玉川ライズや玉川高岸原の屋上緑地
	住宅街に点在する農地
	北青山九丁目緑地、西多摩等の社寺林
テーマ②「こんな風になったらいいなと思う場所や環境」	緑道の活用、創出・再生、生きものに配慮した草刈りの実施する。
	生産緑地の保存、住宅地の身近な民家の緑と水の保全する。
	公園緑地をネットワークでつなぐ。
	生きものの情報発信が必要。
	公園の一元管理を避けて、生物多様性に配慮した管理を行う。（草刈り、落ち葉、木の伐採）
	昔やった遊びができる場所、小学校の校庭にビオトープや水田、みず（水辺）の復活、跡水地（池）を創出・再生する。

このように地域戦略に活かしました	
目次	内容
	世田谷のみどりの生命線としての園分寺産緑
第2章 世田谷の成り立ち、現状と課題 4. 生物多様性がもたらしている恵み	生きものの生息・生育場所としての水辺
	みどりのネットワークとしての街路樹や緑道
	新たに創出された屋上緑化等のみどりの
	世田谷の農作物生産の場としての農地 世田谷の歴史を伝える屋敷林
第4章 取り組み 取り組み2-1「河川・水辺のネットワーク」	水辺の生きものの生息・生育に配慮した河川整備を行います。
第4章 取り組み 取り組み1-4「農地の保全」 取り組み1-5「民有地・公共用地のみどりの保全」	生産緑地地区の指定等により都市農地の保全を図るとともに農楽公園の設置・活用を行います。また、都市計画法、都市緑地法、緑の基本条例等を活用して民有樹林地を保全します。
第4章 取り組み 取り組み2-2「公園緑地のネットワーク」	生きものの生息環境の中核となる公園緑地を、在来種を活用した多様な植栽を行い、公園緑地のネットワークを形成する計画を進めます。
第4章 取り組み 取り組み6-1「生物多様性に携わる情報発信、発信の仕組みづくり」	生きものの定期的なモニタリングを実施し、世田谷の生きものの生息・生育状況を評価し、その情報を活用して普及啓発を行います。
第4章 取り組み 取り組み2-2「公園緑地のネットワーク」	生きものの生息・生育環境となる多様な空間を創出するための工夫を取り入れ、管理を進めます。
第4章 取り組み 取り組み2-3「公共用地・民有地の生物生息空間づくり」	教育施設、公共・公設施設に加えて、民有地を活用して、生物多様性に配慮した緑化を積極的に推進します。

ワークショップ第2回

テーマ「いたらないなと思う生きもの、いると困る生きもの」

	ワークショップで話し合ったこと
世田谷にいたらないなと思う生きもの	かつて生息・生育していた種（イタチ、ノツサギ、リス、メダカ、オオムラサキ等）、希少性が高い種（オオダカ、キンラン、ゲンジボタル、カフラバタ等）、身近な種（タヌキ、コウモリ）、少なくなっている種（フクロウ、ヒバリ、カエル類、トンボ類）ほか
世田谷にいたら困ると思う生きもの	外来生物（ハクビシン、アライグマ、ミシシッピーアカミミガメ、アレチウリ等）、快適な生活への影響（ネズミ、カラス、ヘビ類等）ほか

このように地域戦略に活かしました	
目次	内容
第3章 将来像 (1) 3つの地域ごとのイメージ	①「多摩川・園分寺産緑エリア」②「住宅地エリア」③「市街地エリア」の各イメージ図に反映しました。
第4章 取り組み 取り組み3-1「外来種や野生生物への対応」	・野生生物による生活被害が深刻な場合には、駆除及び共存のための普及啓発を行います。 ・外来種に対する区民の認識を高めるために、外来種リストの作成や屋路的外来種の区内への侵入や区外への拡散防止の対策を行います。
第3章 将来像 (1) 3つの地域ごとのイメージ	①「多摩川・園分寺産緑エリア」イメージ図にアレチウリの駆除を反映しました。

ワークショップ第2、3回
 テーマ「生物多様性がなせ世田谷にするために動けたことができること」

目標の「3つの柱」	ワークショップで話し合ったこと	このように施策戦略に活かしました	
		目次	内容
守り・育てる	・生きものに配慮した管理を行う。(ビオトープづくり、生息地の確保、管理手法の工夫)	第4章 取り組み 取り組み1-3「河川・水辺の保全」 取り組み2-2「公園緑地のネットワーク」	・生物多様性に配慮した準刈・清掃に関する方法を検討・実施し、生きものと共生する水辺づくりを行います。 ・生きものの生息・生育環境となる多様な空間を創出するための工夫を取り入れ、管理を進めます。 【リーディング① 生きもの拠点づくりプロジェクト】
	・地下水を守る。(浸透ますの設置、地下水への影響の防止)	第4章 取り組み 取り組み1-3「河川・水辺の保全」	地下水の涵養を図るとともに、事業者に対する漏水および地下水の保全指導を行います。
	・個人宅や集合住宅にみどりを増やす。	第4章 取り組み 取り組み2-3「公共用地・民有地の生物生息空間づくり」	教育施設、公共・公益施設に加えて、民有地を活用して、生物多様性に配慮した緑化を積極的に推進します。 【リーディング② ちょこっと空間づくりプロジェクト】
協働する	・活動する団体や人、行政、専門家、学校、町内会などが必要な時に連携し合えるしくみをつくる。 ・活動する団体や人をつなぐマッチングサービスを行う。 ・専門家の育成が必要。長期的に区が人材を育てるしくみをつくる。	第4章 取り組み 取り組み4-2「区民の活動を活性化させる仕組みづくり」	様々な主体の協働体制を構築するため、情報交換をする場を設けます。また、専門的な知識が必要な場合は、専門家派遣などの支援を行います。 【リーディング④ 世田谷区生きもの会議プロジェクト】
	・区内の集積らしい取り組みを知らせるために、活動を表彰する制度をつくる。	第4章 取り組み 取り組み4-2「区民の活動を活性化させる仕組みづくり」	生物多様性に関する取り組みが、社会全体で一般的なものとして受け入れられるよう、企業やNPO、地域の活動を支援し、優れた活動を表彰します。
	・生物情報を一元化し活用するしくみをつくる。	第4章 取り組み 取り組み6-1「生物多様性に関わる情報管理、発信の仕組みづくり」	生きもの定期的なモニタリングを実施し、世田谷の生きものの生息・生育状況を評価し、その情報を活用して普及啓発を行います。 【リーディング④ 世田谷区生きもの会議プロジェクト】
理解し、楽しみ、伝える	・区内道、都内道の作物を給食に利用する。 ・「せたがやそだち」のPRイベントを実施する。	第4章 取り組み 取り組み9-1「世田谷らしい農の継承」	「せたがやそだち」の区内流通拡大による「産地別」の推進と、伝統野菜を継承します。 【リーディング③ せたがやカレープロジェクト】
	・子供たちに生物多様性を伝える。(遊び、イベント、スタンプラリー等)	第4章 取り組み 取り組み7-1「生物多様性の普及啓発」 取り組み8-1「生物多様性に関わる体験・学習の場づくり」	・生物多様性に関する区民向けのガイドブックや生きものを紹介する資料などを作成します。 ・学校や施設と連携して、みどりとみずの学習機会を拡充します。
	・職業体験ができる場を増やす。 ・子供が自然の中で遊び、興味を感じる空間をつくる。	第4章 取り組み 取り組み1-4「農地保全」 取り組み8-1「生物多様性に関わる体験・学習の場づくり」	・半産地地区の指定などにより都市農地の保全を図るとともに、農業公園の設置・活用を通して、農地の保全、良好な景観の形成を推進します。 ・学校や施設と連携して、みどりとみずの学習機会を拡充します。
	・自然を楽しむための情報ツールをつくる。	第4章 取り組み 取り組み7-1「生物多様性の普及啓発」	・生物多様性に関する区民向けのガイドブックや生きものを紹介する資料等を作成します。

3) 生きもの調査「まちの生きものしらべ 2015」

身近な生きものや自然環境について理解を深める機会として、区内に「どんな生きもの」が「どこに」「どれだけ」いるのかを区民参加で調査し、2015年度（平成27年度）は2,418件の報告がありました。

順位	分類	件数	順位	分類	件数
1位	ススキ	100	10位	カナヘビ	14
2位	カマキリ類	87	11位	モグラ塚	12
3位	コウモリ	72	12位	カタツムリ	8
4位	ヤモリ	52	12位	カブトムシ	8
5位	ヒキガエル	30	12位	ベニシジミ	8
6位	アカボシゴマダラ	27	15位	ハクビシン	2
7位	ヒグラシ	22	16位	タヌキ	1
8位	ツバメの巣	20	17位	アライグマ	0
9位	オナガ	16		その他	1939
			合計		2418



「まちの生きものしらべ 2015」結果報告のチラシ抜粋

4) 生きもの調査「まちの生きものしらべ2016」

身近な生きものや自然環境について理解を深める機会として、区内に「どんな生きもの」が「どこに」「どれだけ」いるのかを区民参加で調査し、2016年度（平成28年度）は4,318件の報告がありました。

順位	分類	件数	順位	分類	件数
1位	ススキ	252	10位	モグラ塚	22
2位	ヤモリ	165	11位	アカボシゴマダラ	13
3位	オナガ	99	12位	ツバメの巣	10
4位	ヒグラシ	85	13位	カナヘビ	9
5位	カブトムシ	62	14位	ハクビシン	3
6位	カマキリ類	59	15位	タヌキ	3
7位	カタツムリ	52	16位	ベニシジミ	1
8位	コウモリ	47	17位	アライグマ	0
9位	ヒキガエル	28		その他	3408
			合計		4318



「まちの生きものしらべ2016」結果報告のチラシ抜粋

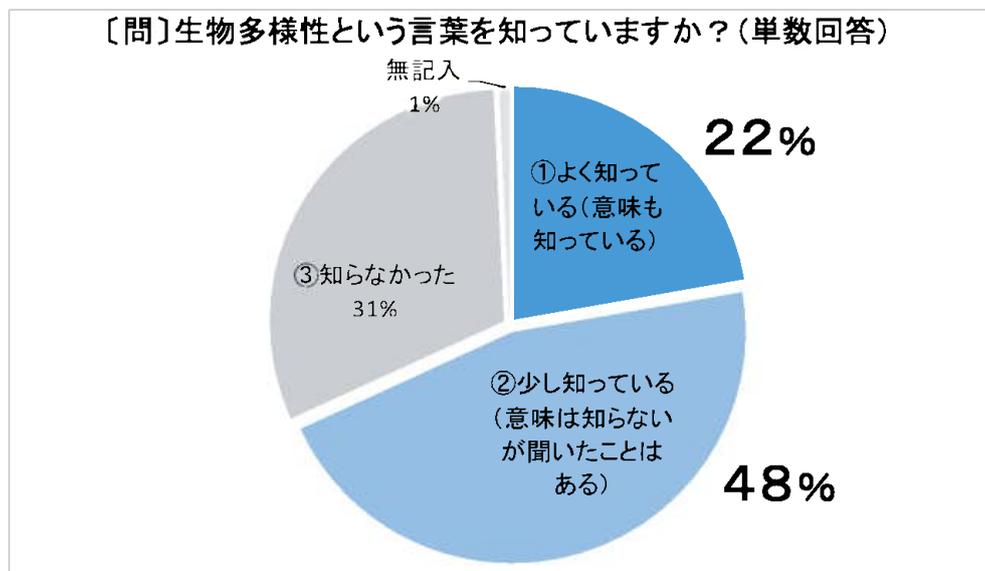
5) アンケート調査

各種イベントおよび区政モニターにおいて、生物多様性に関するアンケート調査を実施しました。

	実施期間	回答数	対象
ガーデニングフェア	平成 27 年 5 月 23 日～5 月 24 日	100	イベント来場者（区内在住等不問）
区政モニター	平成 27 年 5 月 27 日～6 月 10 日	188	区政モニター制度登録者（20 歳以上の区内在住者）
キックオフイベント	平成 27 年 7 月 20 日	83	イベント来場者（区内在住等不問）
区民まつり	平成 27 年 8 月 1 日～8 月 2 日	200	イベント来場者（区内在住等不問）
合計		571 人	

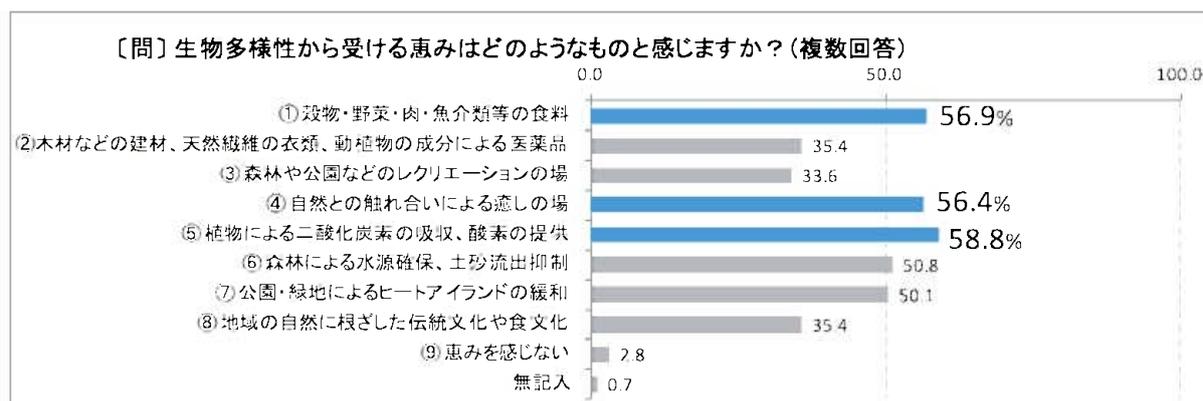
①生物多様性の認知度

7 割の方が知っていると回答しましたが、生物多様性の意味まで知っている方は 2 割に留まりました。



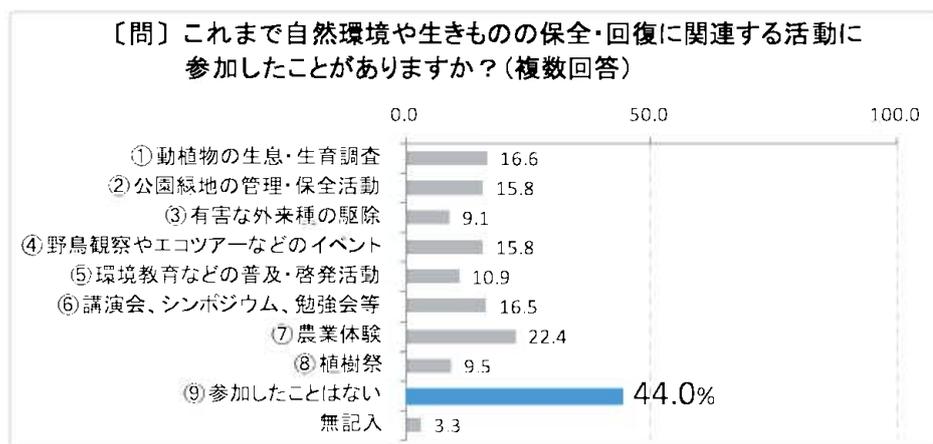
②生物多様性の恵みの認識

多くの方が生物多様性から得られる恵みを認識しており、特に植物による調整作用、食料の供給、癒しの場の提供についての認識が高い結果となりました。



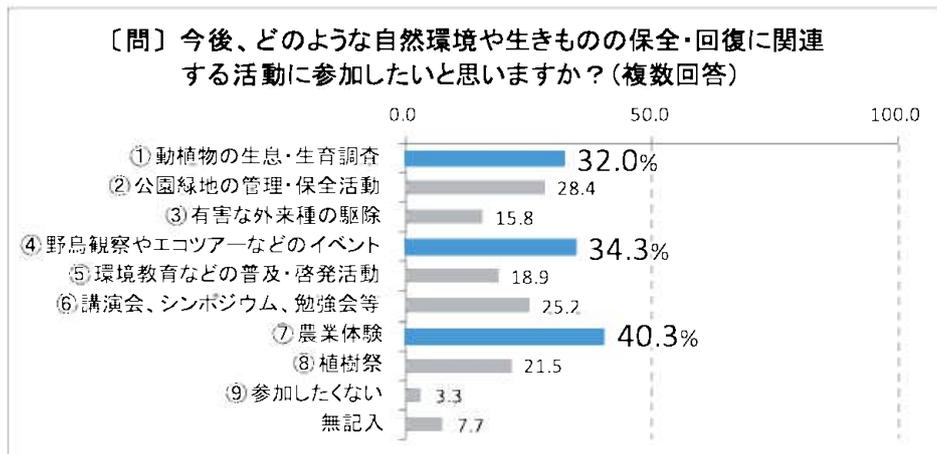
③生物多様性に関する活動についてのこれまでの参加

幅広く様々な活動に参加されていますが、4割以上の方がこれまでに生物多様性に関する活動に参加したことがないことがわかりました。



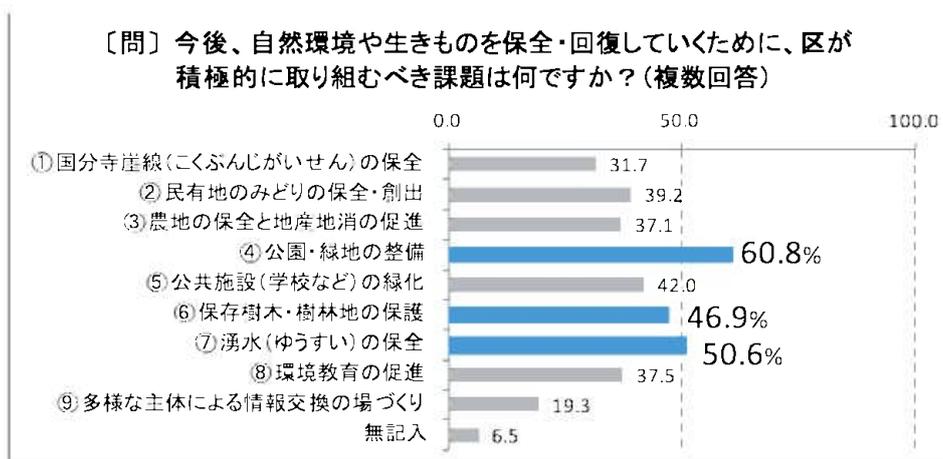
④生物多様性に関する活動についてのこれからの参加

③のこれまでの参加に比べ、多くの方が積極的に様々な活動に参加したいという意思がわかる結果となりました。農業体験が最も多く、動植物の観察や調査についても関心が高いことがわかりました。



⑤区が取り組むべき課題

公園緑地の整備が最も多く、次いで湧水の保全、保存樹木・樹林地の保全となりました。多くの方が、生きものの生息・生育地の保全と回復に関する課題が重要と考えています。



〔問〕 今後、世田谷区の自然環境や生きものを保全・回復していくために、区民の方々がどのようなことを実践していけばよいと思いますか？（記述回答）

記述回答の抜粋

- ・せっかく緑の多い区なので、それをもっと謳って魅力を他の人々にも伝えられればよいと思う。
- ・庭やベランダで園芸をするなど出来る範囲で各家庭も緑化に努める
- ・参加意識は高いので、参加しやすい、インセンティブのわく市民企画を立案、実施すると良いと思う。
- ・自然の中で遊ぶことで自然の必要性を各世代が共有するようなイベントを催すのが良いと思う。
- ・緑を積極的に取り入れている住居には、補助もしくはサポートが得られる仕組みがあるとよい。
- ・区民は、できることから植物を置くよう意識する必要があるだろう。
- ・子どもたちは動物が大好きなので、すずめや野鳥とふれあう機会などがあると喜ぶと思う。
- ・まずは身近な自然を知るところから始めるとよいかと思う。
- ・身のまわりの日常生活を見直し、衣食住において化学薬品や合成洗剤などに頼らない生活。
- ・マナーを守った公園などの利用、ごみのポイ捨て禁止、新規の建物建築ルール整備の実践。
- ・跡継ぎのいない農業用地を区民農園としてコマ割りにして貸し出す。
- ・植物を育てることの重要性をそれぞれ認識し、植物を育てていく人が増えれば、そこに虫などが寄ってくる。
- ・保全活動を広報で紹介して、区民の参加を募ってもらえると実践しやすいと思う。
- ・世田谷区の農業を守るため、世田谷区でとれた作物を優先して購入する。
- ・街路樹を植える、繁華街付近にも憩いの場を作るなど。
- ・区民の環境への意識を高めることが大事。講演会などだけでなく、読ませる資料づくりも大切。
- ・国分寺崖線の保全活動への参加。野川や多摩川の清掃。
- ・学校における課外活動で、緑道や公園で、生物や植物の生態調査を行う。
- ・池やちょっとした水場をつくり、ヤゴなどの水生生物がすめるようにする。
- ・今、話題の空き家を自然環境、生きもの保全回復用に活用する。
- ・里山文化の保存ということについて、もっと知る必要があるし、可能であれば自覚的に取り組むべき。
- ・各自の住まいで、少しでも樹木、草花を栽培することにより、自然のありがたさと季節の移り変わりを感ずるとともに、地区の環境改善に寄与していく。
- ・もっと川場村の有効利用を考えるべきと思う。
- ・多くのボランティアやサークルの力を借り、公園や緑地の保全に取り組む。
- ・自然環境や生きもの保全・回復だけに特化せず、全体としての環境情報・啓蒙、支援などが必要。
- ・トラスト協会の活動や、地元の小さな緑地の公開が進んでいることは、とても良いことだと思う。
- ・区内にある区立の公園を中心に情報発信するシステムを構築し、区民が年令に関係なく参考にできる運営方法をつくる。
- ・自然環境や生きもの保全・回復に参画する事が最も効率的と思いますが現状では個人がどこにどう参加したら良いかわからない。
- ・緑豊かな地域が減っているのを、一区民が実践できる事があれば、教えて頂きたいと思う。
- ・公園や民家園での掃除や植物を育てるなどのボランティア活動は良いと思うのでそれを強化する。
- ・個人の緑の保有率を上げる方法があれば、また大きな力になるのではないかなと思う。
- ・区民に認知度を深めるような、活動および映像をつかっただけの活動のアップ。

6) 生きものつながる世田谷プラン シンポジウム

1. 概要

- (1) 日時 平成 28 年 9 月 19 日 (月・祝)
13:30 ~ 15:30
- (2) 場所 成城ホール (砧区民会館)
- (3) 参加 103 人



2. プログラム

- (1) 「生きものつながる世田谷プラン」素案の紹介
- (2) 世田谷区環境審議会について
- (3) 区内の生きものと共生する活動の事例紹介
- (4) パネルディスカッション

3. 内容

(1) 「生きものつながる世田谷プラン」素案の紹介 (世田谷区)

プラン策定の流れ、将来像、素案の構成、取り組み内容、先導的に取り組みを進めるための「リーディングプロジェクト」について、紹介しました。

■プランの構成

はじめに

第1章 私たちの暮らしと生物多様性をつなぐ

- ① 生物多様性とは
- ② 生物多様性の重要性

第2章 世田谷の成り立ち、現状と課題

- ① 世田谷の成り立ち
- ② 世田谷の現状と課題
- ③ 世田谷の課題と課題の解決策
- ④ 世田谷の課題と課題の解決策

第3章 基本事項

- 1. プランの目的
- 2. 対象区域
- 3. 実施期間
- 4. 構成
- 5. 評価

第4章 取り組み

- 1. 取り組みの目標
- 2. 取り組みの重点
- 3. 取り組み

第5章 取り組みの進め方

- 1. 取り組みの進め方
- 2. 取り組みの進め方
- 3. 取り組みの進め方

■多摩川・国分寺崖線エリアの将来像

「みどりの連続性が高い地域」

(2) 世田谷区環境審議会について (環境審議会 小林 光会長)

環境審議会の様子について、また生物多様性からの恵みを受け続けるために、行動を実践する主体が生物多様性を自分ごととして捉えることの大切さについてお話をいただきました。



(3) 区内の生きものと共生する活動の事例紹介 (①～④)

① 「みどり豊かなまちづくりに向けて ～東急電鉄のまちづくりの事例紹介～」

(東京急行電鉄株式会社 都市創造本部
開発事業部 事業計画部 笠原 徳広課長補佐)

「水・緑・光をテーマに自然との共存を掲げたクリエイティブシティ」である二子玉川の商業施設「ライズ」における取り組みについて、東急沿線全域で緑化活動を応援する『みど*リンク』アクションについて、お話しいただきました。



② 「湧水が育む世田谷の多様性」

(環境保全ボランティア 今田 裕実子さん)

成城みつ池を育てる会、せたがや野川の会で活動を実践されている内容について、また活動における生物調査の結果から、身近な所で様々な生きものが生き、切磋琢磨して生活しているということについてお話しいただきました。



③ 「生きものたちを主役に」

(世田谷すみればネット 大江 亮一代表)

区内でも先進的に生物多様な環境づくりを実践している桜丘すみれば自然庭園について、公園の紹介、その場所に生息・生育する生きもの、「世田谷区×区民」による運営体制、「生きものが主役」というコンセプトを念頭に置いた公園の管理方法についてお話しいただきました。



④ 「区民との協働による、自然環境や歴史的文化的環境を活かしたまちづくり

～多様な生きものたちとの共生を目指して～

(一般財団法人世田谷トラストまちづくり トラスト事業担当 高橋 誠係長)

世田谷トラスト運動とは何か、生きものつながる世田谷プランに関するトラスト事業の紹介(例:民有地のみどりの保全、自然環境の保全と再生、環境学習・人材育成、ボランティア養成と活動団体の支援など)や、世田谷の自然や歴史的・文化的環境を後世に残すための、事業展開についてお話しいただきました。



(4) パネルディスカッション

(コーディネーター：朝比奈 ゆりさん)

パネリスト：(3) 事例紹介の登壇者、世田谷区 みどり政策課長 笠原 聡)

テーマ：「生物多様性にどのように関わり、守っていくか」

生きものへの興味・活動に関わるきっかけをつくるためにはどうしたらよいかという事について、一人でできることから始めてみるといった意見や、子どもたちに体験をしてもらうという意見が挙げられました。また、活動は継続することが重要で、その体制づくりが鍵を握っているという話から、生態系はつながっているため、人の輪や場所に境目をつくらないことが大切だという話で締めくくられました。



7) パブリックコメント (区民意見提出手続)

「(仮称) 生きものつながる世田谷プラン (素案)」のパブリックコメントに対して、多くの皆様からご意見をお寄せいただきました。

生きものの種名や分類について (26～31 頁)、リーディングプロジェクトについて (72～75 頁)、取り組みの進行管理について (76 頁)、その他、文章の表現方法や掲載写真の配慮についてなど、お寄せいただいたご意見をプランに反映いたしました。

1. 意見募集期間

平成 28 年 9 月 8 日～9 月 29 日

2. 意見提出人数と件数

126 人

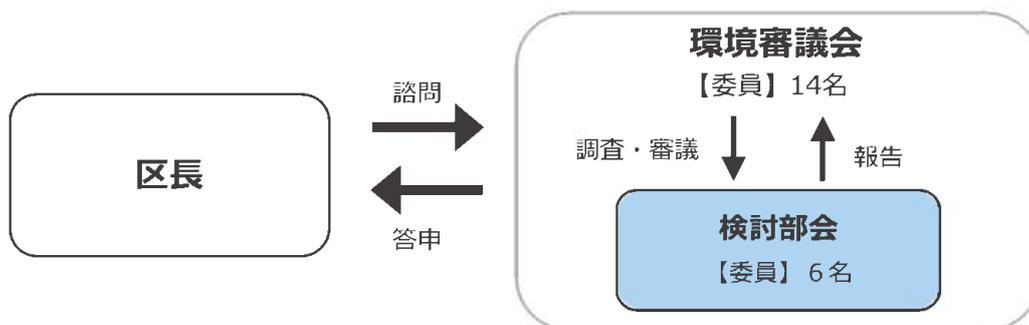
(はがき 76、ホームページ 6、持参 1、FAX 1、シンポジウム 30、その他 12)、196 件

3. 意見の概要

項目	件数	項目	件数
全体	28	情報整理、発信の仕組みづくり	5
世田谷の成り立ち、現状と課題	4	生物多様性の普及啓発	10
景観の保全	1	生物多様性に関わる体験・学習の場づくり	11
河川・水辺の保全	2	生物多様性保全の人材育成	1
農地の保全	3	世田谷の伝統文化の継承	1
公園緑地のネットワークづくり	27	リーディングプロジェクト	8
民有地・公共用地のみどりの保全	18	進行管理	3
河川・水辺のネットワークづくり	6	行動計画	10
民有地・公共用地の生物生息空間づくり	7	巻末資料	10
外来種や野生生物への対応	12	世田谷みどり33について	3
国や関係自治体との連携	3	その他	17
区民の活動を活性化する仕組みづくり	6	計	196

(2) 環境審議会

区長から環境審議会へ諮問し、答申を受けました。また、環境審議会の下部組織に検討部会を設置し、専門的事項を具体的かつ詳細に審議しました。



環境審議会 構成

任期：平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日

(敬称略)

役職	氏名	現職など
会長	小林 光	慶応義塾大学大学院 政策・メディア研究科特任教授
副会長	阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科准教授
委員	佐藤 真久	東京都市大学 環境学部 環境マネジメント学科教授
委員	中西 修一	特定非営利活動法人 せたがや水辺デザインネットワーク 副代表理事
委員	野尻 雅人	一般財団法人 省エネルギーセンター 家庭・地域省エネ普及本部 普及総括部長
委員	松行 美帆子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 准教授
委員	山口 温	関東学院大学 建築・環境学部 建築・環境学科 専任講師
委員	久保田 英文	世田谷区商店街振興組合連合会 副理事長
委員	栗本 洋二	東京商工会議所世田谷支部 情報・サービス分科会副分科会長
委員	藤本 秀雄	世田谷区町会総連合会
委員	山田 鉄	公益社団法人 世田谷工業振興協会 理事
委員	朝日 双葉	公募区民委員
委員	立花 佳美	公募区民委員
委員	羽生 郁雄	公募区民委員

検討部会 構成

(敬称略)

役職	氏名	現職など
部会長	小林 光	慶応義塾大学大学院 政策・メディア研究科特任教授
部会長職務代理	阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科准教授
委員	中西 修一	特定非営利活動法人 せたがや水辺デザインネットワーク 副代表理事
委員	磯谷 達宏	国土館大学 文学部 史学地理学科教授
委員	瀬沼 頼子	昭和女子大学 人間社会学部 現代教養学科教授
委員	今福 京子	区立城山小学校校長



世田谷区から世田谷区環境審議会へ諮問



検討部会 審議の様子

環境審議会および検討部会 経緯

	検討部会	環境審議会	内容
平成 27 年度		□審議会 4/27	検討開始の報告 ・策定について
	■検討部会 6/29	□審議会 6/29 ・諮問	現況と課題の把握 ・策定の背景 ・昨年度調査結果に基づく世田谷区の特徴と課題
		□審議会 7/24	・構成(案)の検討 ・区民参加による生きもの調査の報告
	■検討部会 10/2		骨子の検討 ・スケジュールの確認 ・前回までの環境審議会および環境審議会検討部会 のまとめ ・骨子(案)の検討 ・アンケート調査およびワークショップ概要の報告
		□審議会 11/4	
平成 28 年度	■検討部会 3/11		たたき台の検討 ・スケジュールの確認 ・前回までの環境審議会および環境審議会検討部会 のまとめ ・骨子の確認 ・たたき台(案)の検討
		□審議会 4/28	
	■検討部会 6/6		素案の検討 ・スケジュールの確認 ・前回までの環境審議会および環境審議会検討部 会のまとめ ・素案の検討 ・名称(案)の検討
		□審議会 7/7	
	■検討部会 10/24		案の検討 ・スケジュールの確認 ・前回までの環境審議会および環境審議会検討部 会のまとめ ・生きものつながる世田谷プラン(素案)に関する 区民意見提出手続きの実施結果の確認 ・案の検討
	□審議会 11/4		
		□審議会 12/8 ・答申	

素案の作成にあたって

環境審議会での審議の過程の中で、素案の作成にあたって、次の送り状をいただきました。

平成28年7月7日

環境審議会

(仮称)世田谷区生物多様性地域戦略(素案)の作成にあたって

近い将来、人類のほとんどは都市に住むこととなります。都市における資源・エネルギーなどの環境の恵みの利用の仕方が地球全体の健全性維持に大きな影響を与えます。世田谷区は、世界最大の都市の一つ、東京都に位置し、その中でも最大の人口を擁する大都市です。この大都市で、地球生態系の健全性を守り高める取り組みを進めることには、今後、脈々と続いていく人類の生き方のパイオニアとしての役割を果たす意義があります。

この場合、世田谷区の外の生態系のために、地域的な視野をもって相応の取組みを担うことはもとより、足元の生態系との共存共栄に精一杯の工夫と努力をすることにも大きな力を注がないとなりません。

生物多様性の保護増進は自分ごとなのです。この点を考えてみましょう。

大都市では、自然・生態系は決して豊かではありません。それでもしかし、都市で暮らす区民の足元の生態系との共存共栄には重要な意義があります。気候、微気象の緩和、災害の防止・軽減、歴史・文化の継承などのために、地域の生き物やそれを支える生態系は、他では代えがたい重要な役割を大都市であつても果たしています。このため、その保全が必要です。

また、我々にとって、生物の体の仕組みや働き、行動、さらには、多種の生物が互いに依存し合つて大きな価値を生み出している生態系の仕掛けには、学ぶべき点が多々あります。子供たちの自然嫌い、理科離れが心配されていますが、生物や生態系とともに共生し、賢明な活用に新境地を開くことこそ、21世紀の人類の繁栄のための必須の要件と考えられます。この意味では、大都市に暮らす区民と生物や生態系との間に身近で緊密なつながりを回復し、育てていくことは、いわば大きな投資となるもので、世田谷区のパイオニアとしての任務と言えます。

幸い世田谷区には、地形的な特色もあり、また先人の努力や皆の日常の営為もあって、大都市としては珍しいほど豊かな自然、多様な生物の暮らしが残されています。それらを守り、育み、そしてそれらもたらす様々な恵みを、区民にたっぷり楽しみ、味わってもらふようにすることは十分に可能です。自然の移ろいや生き物たちのそれぞれにけなげな工夫ある暮らしに大いに触発され、喜びを見つけ、こうした発見の楽しみを身近で増やしていくことに手応えや生きがいを感じ、さらには、人々のつながりの回復、商売の源泉とするまでに取組みを進める、そうした世田谷区民・事業者になっていきたいものです。自然とのつながりの回復は、私たち人類の豊かな生活のための、いわば、最後の、そして期待のカードであるからです。

このカードを意義あるものとする上では多くの困難が待ち構えています。私たちの自治体・世田谷区には、様々な立場の区民・事業者の力をより良く活かされるように図ることを強く望みます。隣り合う自治体や都、国、さらには国際社会と手を携えるよう努め、区民・事業者の取組みをしっかりと支えようと、適切にリーダーシップの発揮を求めます。その際の土台となるよう、当審議会では、世田谷区の生物多様性地域戦略の素案を用意しました。区長の諮問を頂戴してから約1年、環境審議会、同検討部会を都合4回開き、検討を重ねたほか、区民によるワークショップからの提案、アンケートの結果なども参酌し、この素案を作成しました。区におかれては、区民や区議会議員の考えを結集し、最善の成案を作成するよう、強くお願いするところです。

(3) 庁内検討

区役所内の検討体制として、みどり推進会議（部長級）および、その下部組織として、幹事会（課長級）と作業部会（係長級）を設置し、関係所管課で横断的に検討しました。



幹事会・作業部会の様子

幹事会および作業部会 構成

所管課
世田谷総合支所街づくり課
北沢総合支所街づくり課
玉川総合支所街づくり課
砧総合支所街づくり課
烏山総合支所街づくり課
政策経営部政策企画課
政策経営部財政課
施設営繕担当部施設営繕第一課
環境総合対策室環境計画課
環境総合対策室環境保全課
産業政策部都市農業課
産業政策部消費生活課
都市整備政策部都市計画課
都市整備政策部都市デザイン課
都市整備政策部市街地整備課
みどりとみず政策担当部みどり政策課
みどりとみず政策担当部公園緑地課
土木部土木計画課
教育委員会事務局教育総務課
教育委員会事務局教育環境推進担当部教育施設課
教育委員会事務局教育政策部教育指導課
一般財団法人世田谷トラストまちづくりトラストまちづくり課

2. 文献調査および現地調査

(1) 文献調査

表 1 に各分類群の調査状況および生きものの状況を整理しました。生きものの分布が把握できる情報については、分類群、調査地、調査年に偏りが見られ、鳥類以外の分類群、区東部、平成以降の情報が不足しています。生きもの情報は国分寺崖線沿いの緑地と多摩川に集中しており、地理的な偏りがあります。一方で、鳥類については、現在まで世田谷区全域において、十分な調査が長年にわたって行われていました。動物については、外来種の情報が少ないなっています。

表 1 (1) 文献調査によって把握された区内の生きものの状況

分類群・種数	調査の状況および生きものの状況
哺乳類 4目5科9種	<ul style="list-style-type: none"> 調査は区西部を中心に行われており、一部地域では継続的に調査が行われている。 重要種^{*1}としては、アズマモグラ、ハタネズミ、アカネズミ、アナグマの3科4種が確認された。ネズミ類は主に多摩川で確認されており、アズマモグラは公園や緑地で確認されている。アナグマは昭和53年に多摩川で確認された。
鳥類 21目58科261種	<ul style="list-style-type: none"> 調査は区内全域で行われている。 重要種としては、キシ、オシドリ、コアシサシ、トビなどの31科118種があげられた。 特定外来生物は、ガビチョウ、カオグロガビチョウが多摩川で確認され、ソウシチョウが仙川、野川、馬事公苑、蘆花恒春園、砧公園、岡本静嘉堂緑地で確認された。
両生類・爬虫類 3目10科15種	<ul style="list-style-type: none"> 調査は区西部を中心に行われており、一部地域では継続的に調査が行われている。 重要種としては、アマガエル、ニホンアカガエル、クサガメ、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビなど8科12種が確認された。 特定外来生物であるウシガエルは喜多見6丁目野川左岸で確認され、ミシシippアカミミガメは烏山弁天池や野川(天神森橋付近)などで確認された。
昆虫 23目332科2009種	<ul style="list-style-type: none"> 調査は区西部を中心に行われており、一部地域では継続的に調査が行われている。 重要種としては、モノサシトンボ、リスアカネ、コロギス、イトアメンボ、ヤマトクロスジヘビトンボ、ギンイチモンジセセリ、アカシジミ、コシロシタハなどの32科68種が確認された。

※ 1 p.115の「絶滅のおそれのある野生動植物種の種の保存に関する法律(環境省 平成4年)」「第5次レッドリストの公表について(お知らせ)(環境省 平成27年9月15日)」および「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)解説版〜レッドデータブック東京2013〜(区部)(東京都 平成25年)」に従った定義。

表 1 (2) 文献調査によって把握された区内の生きものの状況

分類群・種数	調査の状況および生きものの状況
魚類 6目7科23種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査は多摩川や野川、国分寺産線で行われている。 ・ 重要種としては、ゲンゴロウブナ、ドジョウ、ミナミメダカなどの3科11種が確認された。 ・ 特定外来生物は、カダヤシが二子橋下流の赤岩で確認された。
底生動物 24目73科162種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査は多摩川や野川、国分寺産線で行われている。 ・ 重要種としては、モノアラガイ、マシジミ、ヌマエビ、サワガニ、オニヤンマ、ヤマトクロスジヘビトンボ、ゲンジボタルなどの11科12種が確認された。 ・ 外来生物としては、アメリカザリガニが確認された。
植物 152科1032種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査は区西部を中心に行われており、一部地域では継続的に調査が行われている。 ・ 重要種としては、アイアスカイノデ、ウマノスズクサ、オミナエシ、カタクリ、キンランなど34科65種が確認された。 ・ 特定外来生物は確認されなかったが、文献では確認できなかった可能性がある。 ・ 植栽種や植栽・栽培由来の逸出種、外来種（帰化種）は90科311種と、種数全体の約3割を占めている。 ・ ニリンソウ、タマノカンアオイ、アマナ、エビネ、キンランなどの樹林性の重要種や、ハンノキ、カワチシャ、ツリフネソウ、ショウブなどの湿地や水辺の重要種が記録されており、都市域にあって重要な樹林や水辺が残存している状況がうかがえる。

※今回の文献調査以外にも、魚類・底生動物については世田谷区（環境総合対策室環境保全課）による野川、仙川、丸子川、谷沢川を対象とした調査を平成9年から実施している。

世田谷区の生きものについての文献調査資料

【哺乳類】

- 文献 1 世田谷区みどりの環境センサス（動物・昆虫調査）調査報告書（昭和 62 年 世田谷区）
- 文献 2 世田谷区みどりの環境センサス（動物）調査報告書（平成 4 年 世田谷区）
- 文献 3 東京の川にすむ生きもの～河川水辺の国勢調査結果より～（平成 25 年 東京都建設局河川部）
- 文献 4 都市における生物多様性～世田谷区立桜丘すみれば自然庭園 自然記録誌（平成 25 年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり）
- 文献 5 成城みつ池緑地活動報告書（昭和 64 年～平成 27 年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会）

【鳥類】

- 文献 1 世田谷の鳥 2010 –世田谷区鳥類目録–（平成 22 年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり）

【両生類・爬虫類】

- 文献 1 世田谷区みどりの環境センサス（動物・昆虫調査）調査報告書（昭和 62 年 世田谷区）
- 文献 2 世田谷区みどりの環境センサス（動物）調査報告書（平成 4 年 世田谷区）
- 文献 3 東京の川にすむ生きもの～河川水辺の国勢調査結果より～（平成 25 年 東京都建設局河川部）
- 文献 4 都市における生物多様性～世田谷区立桜丘すみれば自然庭園 自然記録誌（平成 25 年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり）
- 文献 5 成城みつ池緑地活動報告書（昭和 64 年～平成 27 年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会）

【昆虫類】

- 文献 1 世田谷区みどりの環境センサス（動物・昆虫調査）調査報告書（昭和 62 年 世田谷区）
- 文献 2 世田谷区みどりの環境センサス（動物）調査報告書（平成 4 年 世田谷区）
- 文献 3 東京の川にすむ生きもの～河川水辺の国勢調査結果より～（平成 25 年 東京都建設局河川部）
- 文献 4 都市における生物多様性～世田谷区立桜丘すみれば自然庭園 自然記録誌（平成 25 年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり）
- 文献 5 成城みつ池緑地活動報告書（昭和 64 年～平成 27 年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会）

【魚類】

- 文献 1 多摩川の魚類生態調査－Ⅰ昭和 48 年秋及び昭和 49 年冬における調査結果について（東京都水産試験場 昭和 49 年）
- 文献 2 多摩川の魚類生態調査－Ⅱ昭和 49 年度の調査結果及び総合解析について（東京都水産試験場 昭和 50 年）
- 文献 3 東京の川にすむ生きもの～河川水辺の国勢調査結果より～（平成 25 年 東京都建設局河川部）
- 文献 4 成城みつ池緑地活動報告書（昭和 64 年～平成 27 年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会）

【底生動物】

- 文献 1 世田谷区みどりの環境センサス（動物）調査報告書（平成 4 年世田谷区） 苔虫類、貝形類、ヒドラ科は除く。
- 文献 2 国分寺崖線保全調査～水生生物調査 崖線の水辺の生きものたち（平成 14 年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり）
- 文献 3 東京の川にすむ生きもの～河川水辺の国勢調査結果より～（平成 25 年 東京都建設局河川部）
- 文献 4 成城みつ池緑地活動報告書（昭和 64 年～平成 27 年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会）

【植物】

- 文献 1 野草 No.287（昭和 40 年野外植物研究会）
- 文献 2 世田谷区みどりの環境センサス（植物）調査報告書（平成 3 年世田谷区）
- 文献 3 世田谷区みどりの環境センサス（植物）調査報告書（平成 8 年世田谷区）
- 文献 4 神明の森みつ池成城みつ池緑地植物誌（平成 25 年 成城みつ池を育てる会）
- 文献 5 東京の川にすむ生きもの～河川水辺の国勢調査結果より～（平成 25 年 東京都建設局河川部）
- 文献 6 都市における生物多様性～世田谷区立桜丘すみれば自然庭園 自然記録誌（平成 25 年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり）
- 文献 7 成城みつ池緑地活動報告書（昭和 64 年～平成 27 年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会）



外来種とは？

外来種とは、本来その地域に生息・生育していなかった生きものが、人間の活動によって、他の地域から持ち込まれた生きもののことです。特に、外来種の中でも、地域の生態系に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを「侵略的外来種」と呼びます。

わが国では、2005年（平成17年）に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行されました。この法律では、侵略的外来種の中から特定の種を「特定外来生物」に指定し、「その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うこと」と定めています。

世田谷には、特定外来生物に指定されているアライグマ、ガビチョウ、オオキンケイギクなどが生息・生育しています。



アライグマ

北米原産であり、ペットとして輸入されたものが野生化。アニメなどで可愛いイメージがありますが、気性が荒く、農作物の被害や固有在来種の捕食が深刻化しています。



ガビチョウ

中国南部から東南アジア北部原産であり、ペットとして輸入したものが、かご脱けし定着。在来の鳥類が減少するなどの生態系への影響がみられます。



オオキンケイギク

北米原産であり、鑑賞用、緑化用に導入されたものが分布を拡大。カワラサイコやカワラナデシコなどの在来の河原固有の植物と競合し、駆逐する事例がみられます。

(2) 現地調査

世田谷区の生きものについての網羅的な調査は、みどりの環境センサス（昭和62年、平成3～4年）以降実施されてきませんでした。そのため、身近な自然の状況を把握するために、区内の動植物や自然に関する文献などの既存情報を収集し、整理するとともに、区内の緑地を対象に、2015年（平成27年）に現地調査を実施し、「（仮称）世田谷区生物多様性地域戦略策定支援業務委託（平成27年度）報告書」に生きもの調査の結果としてまとめました。以下に、調査結果の抜粋を紹介します。

1) 現地調査による生きものの把握

世田谷の河川および主な湧水、世田谷区のみどり率、世田谷の植物の分布状況などから、区分される3つの地域ごとに世田谷の代表的な環境を表す公園緑地などを選定し、調査地としました。西部は、国分寺崖線や多摩川を中心とした「みどりの連続性が高い地域」、中央部は公園や屋敷林、畑など「住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域」、東部は都心に近く、「市街化が進み比較のみどりが少ない地域」とし、対象は、哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類、魚類、底生動物、植物について調査を行いました。

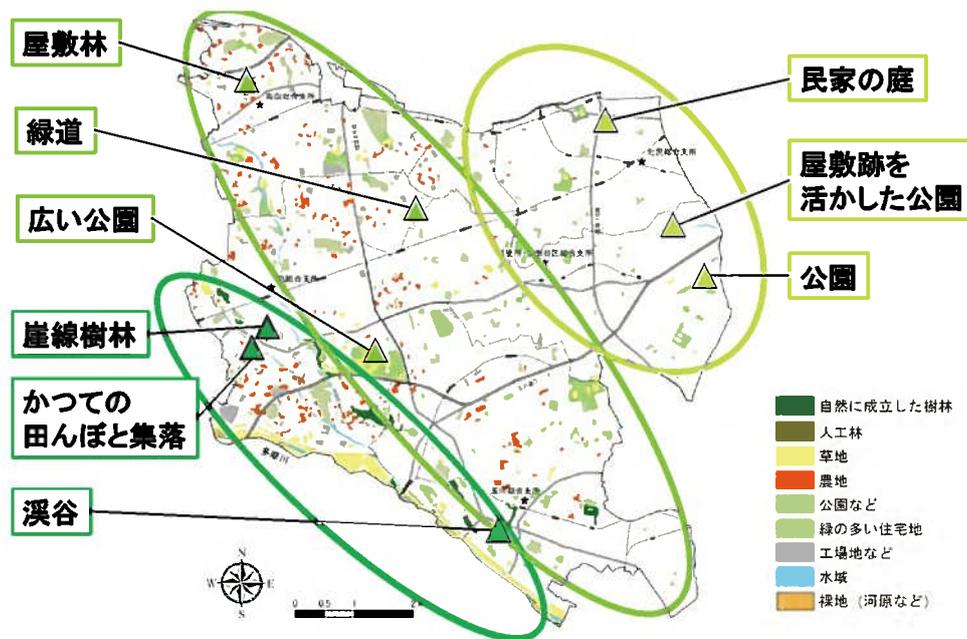


図1 現地調査の地点

2) 現地調査による生きものの特徴

みどりの連続性が高い地域

溪谷



代表的な景観



ハグロトンボ



スミウキゴリ

- [代表的な場所] 溪谷の流れと斜面に発達した樹林を保全する公園など
[植生の特徴] 大木が林立し、湧水周りにはシダ類が豊富に生育している。
[動物の特徴] ハグロトンボやスミウキゴリなど、水辺に生息する動物が確認される。

崖線樹林



資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり

代表的な景観



サワガニ



キンラン

- [代表的な場所] 国分寺崖線のみどりの一角を担うまとまった樹林など
[植生の特徴] 雑木林と湧水のある環境で、キンランなどの重要種も生育している。
[動物の特徴] サワガニなど湧水や河川に生息する動物のほか、タヌキなども生息している。

かつての田んぼと集落



代表的な景観



ドジョウ



タモロコ

- [代表的な場所] 野川沿いにかつてあった水田と民家集落を再現した公園など
[植生の特徴] 水路沿いをはじめとして、集落景観を形成する野草が生育している。
[動物の特徴] ドジョウやタモロコなど、平野部の水田や湿地に生息する動物が生息している。

住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域

広い公園



代表的な景観



アライグマ



オオタカ

- [代表的な場所] 都立砧公園などの世田谷を代表する広い公園
- [植生の特徴] 大木と芝地からなる緑地のほか、下草の多い林や水辺植生などがある。
- [動物の特徴] タヌキやアライグマなどの中型哺乳類や鳥類などが生息している。

緑道



代表的な景観



オオキンケイギク



キバラヘリカメムシ

- [代表的な場所] かつての川を緑道として整備した場所など
- [植生の特徴] 路傍の身近な草花が生育する一方、園芸品種も含む様々な植栽がある。
- [動物の特徴] 植栽木や路傍の草花を利用する昆虫類などが生息・生育している。

屋敷林



資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり

代表的な景観



モウソウチク



クロアゲハ

- [代表的な場所] 300年以上つづく農家の景観を今に残す屋敷林など
- [植生の特徴] ケヤキやモウソウチクなどの屋敷林や庭木、植込み、畑などがある。
- [動物の特徴] 庭木や植込み、畑などを利用する鳥類や昆虫類などが生息している。

市街化が進み比較的みどりが少ない地域

民家の庭



資料提供：(一財) 世田谷トラストまちづくり

代表的な景観



ツツジ類（庭木）



ササ類（生垣）

[代表的な場所] 住宅地内に残された昔ながらの民家の庭など

[植生の特徴] 庭木や生け垣などの植栽が生育する。

[動物の特徴] 庭木や生け垣、庭の草花などを利用する鳥類や昆虫類が生息している。

公園



代表的な景観



ニホンヤモリ



アブラコウモリ

[代表的な場所] レクリエーションや運動、憩いの場となる公園など

[植生の特徴] 木が多いが地表に草は少なく、生育する植物は限られる。

[動物の特徴] 身近な鳥類や昆虫類のほか、アブラコウモリやヤモリなどが生息している。

屋敷跡を生かした公園



代表的な景観



アズマヒキガエル（幼体）



ホタルブクロ

[代表的な場所] かつての屋敷林を残して整備した公園など

[植生の特徴] 昔からある大きなスダジイの木や野草類などが生育する。

[動物の特徴] 民家の庭に生息するアズマヒキガエルなど、身近な動物が生息している。

● 植生調査による環境の特徴

エリア区分	調査対象地	景観写真	環境
みどりの連続性が高い地域	溪谷		<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪谷の流れと斜面に発達した樹林を保全する公園 ・ 大木が林立し、湧水周りにはシダ類が豊富に生育 ・ 特徴：リョウメンシダ、ハリガネワラビ、アスカイノテ、ササバギラン
	崖線樹林		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国分寺崖線のみどりの一角を担うまとまった樹林 ・ 雑木林と湧水の環境に重要種が多く生育 ・ 特徴：キンラン、エビネ、ナルコユリ、ミゾホオズキ
	かつての田んぼと集落		<ul style="list-style-type: none"> ・ 野川沿いにかつてあった水田と民家集落を再現した公園 ・ 水田や水路に因んだ植物や、様々な野草を配した集落景観 ・ 特徴：水田、ハンノキ、路地の植え込み、ホトトギス
住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域	広い公園		<ul style="list-style-type: none"> ・ 世田谷を代表する広い公園のひとつ ・ 大木と芝地のほか、草木の多い林や水辺もある ・ 特徴：バードサンクチュアリ、下草の多い林、イロハモミジ、ヤブタバコ
	緑道		<ul style="list-style-type: none"> ・ かつての川を緑道として整備した場所のひとつ ・ 様々な種類の植栽と路傍の身近な草花が生育 ・ 特徴：イヌタテ、ススキ、ウツギ、ヤマノイモ
	屋敷林		<ul style="list-style-type: none"> ・ 300年以上つづく農家の景観を今に残す屋敷林 ・ ケヤキの大木や竹林、庭のみどり、隣接する畑が特徴的 ・ 特徴：庭木の植え込み、竹林、ケヤキ、エビネ

●植生調査による環境の特徴（つづき）

エリア区分	調査対象地	景観写真	環境
市街化が進み比較のみどりが少ない地域	民家の庭	 <p>資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地内に残された昔ながらの民家の庭 ・今では珍しくなった様々な野草類が見られる。 ・特徴：カワラナデシコ、ワレモコウ、エビネ、キキョウ、ホトトギス
	公園		<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションや運動、憩いの場となる公園 ・木が多いが地表に草は少なく生育する植物は限られる。 ・特徴：日当たりのよい草地、ツツジ、ナンテンハギ、ネジバナ
	屋敷跡を活かした公園		<ul style="list-style-type: none"> ・かつての屋敷林を残して整備した公園 ・昔からある大きな木や池、野草類が見られる ・特徴：スタジイ、ハンゲショウ、ホタルブクロ、ウマノスズクサ

●動物調査の結果（重要種など）

重要種は以下の3つの選定基準としてあげられた文献に掲載されている種を示します。

選定基準 1：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 （平成 4 年 法律第 75 号）

通称、種の保存法は、絶滅のおそれのある野生動植物を保護するための法律。
保護の対象となる国内の希少野生動植物は「国内希少野生動植物種」、国際的な希少野生動植物種は、「国際希少野生動植物種」に指定されます。

【カテゴリー】

- ・国内希少野生動植物種（国内）：日本に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種で、政令で定められるもの
- ・国際希少野生動植物種（国際）：国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種で、政令で定めるもの
- ・緊急指定種（緊）：国内希少野生動植物種および国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種で、保存を特に緊急に図る必要があると認められるもの

選定基準 2：第 5 次レッドリストの公表について（お知らせ）（環境省 平成 27 年 9 月 15 日）

絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。
生息する野生生物について生物学の観点から個々の種の絶滅危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたものです。

【カテゴリー】

- ・絶滅（EX）：わが国ではすでに絶滅したと考えられる種
- ・野生絶滅（EW）：飼育・栽培下のみで存続している種
- ・絶滅危惧 IA 類（CR）：ごく近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種
- ・絶滅危惧 IB 類（EN）：IA 類ほどではないが、近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種
- ・絶滅危惧 II 類（VU）：絶滅の危険が増大している種
- ・準絶滅危惧（NT）：現在、絶滅危険度は小さいが、「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
- ・情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種

選定基準 3：東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版 ～レッドデータブック東京 2013～（区部）（東京都 平成 25 年）

東京都は、平成 25 年 5 月に、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京レッドリスト～ 2010 年版の全掲載種を解説した冊子を作成しています。

【カテゴリー】

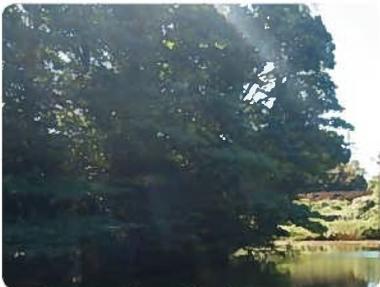
- ・絶滅（EX）：東京都において、すでに絶滅したと考えられる種
- ・野生絶滅（EW）：東京都において、飼育・栽培下のみで存続している種
- ・絶滅危惧 I 類（CR+EN）：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
- ・絶滅危惧 IA 類（CR）：ごく近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種
- ・絶滅危惧 IB 類（EN）：IA 類ほどではないが、近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種
- ・絶滅危惧 II 類（VU）：絶滅の危険が増大している種
- ・準絶滅危惧（NT）：現在、絶滅危険度は小さいが、「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
- ・情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種
- ・留意種（* または * 1）：現在、絶滅のおそれはないが、準絶滅危惧（NT）に準じる孤立個体群の存在する種や外来種の影響が懸念される種、環境指標になる種など
- ・ランク外（○）：東京都に生息・生育しているが、上記のカテゴリーに該当しない種
- ・データ無し（-）：東京都に生息・生育しているが、確実な記録や情報が得られなかった種
- ・非分布（・）：もともと東京都には生息・生育しないと考えられる種

①哺乳類

■重要種

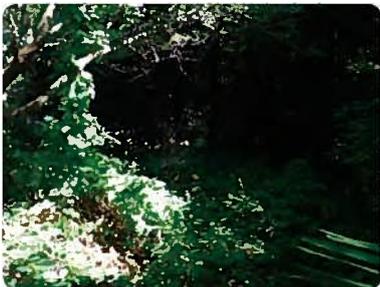
和名 カテゴリー	写真	環境
アズマモグラ 区部 留意種	 塚	 (樹林)

■外来種

和名	写真	環境
アライグマ 特定外来生物	 成獣と幼獣	 (樹林)

②両生爬虫類

■重要種（春季）

和名 カテゴリー	写真	環境
アズマヒキガエル 区部 NT	 幼体	 (池)
ニホンヤモリ 区部 VU	 成体	 (樹林)
ヒガシニホトカゲ 区部 CR+EN	 幼体	 (草地)
ニホンカナヘビ 区部 VU	 成体	 (草地)

■重要種（春季）

和名 カテゴリー	写真	環境
<p>ヒバカリ 区部 VU</p>	 <p>成体</p>	 <p>(樹林)</p>

■重要種（早春季）

和名 カテゴリー	写真	環境
<p>アズマヒキガエル 区部 NT</p>	 <p>成体</p>  <p>卵塊</p>	 <p>(池)</p>  <p>(用水路)</p>

■ 外来種

和名	写真	環境
ミシシッピ アカミミガメ	 成体	 (池)

③ 昆虫類

■ 重要種 (春季)

和名 カテゴリー	写真	環境
アカシジミ 区部 DD	 成虫	 (樹林)
ウラナミアカシジミ 区部 CR+EN	 成虫	 (樹林)

■重要種（春季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
<p>オオアメンボ 区部 CR</p>	 成虫	 (河川)
<p>オオクワガタ 環境省 VU 区部 CR</p>	 成虫	 (樹林)
<p>ヒラタクワガタ 区部 VU</p>	 成虫	 (樹林)
<p>ヒメトラハナムグリ 区部 EN</p>	 成虫	 (樹林)

■外来種（春季）

和名	写真	環境
アカボシゴマダラ 原名亜種	 成虫	 (樹林)

■重要種（秋季）

和名 カテゴリー	写真	環境
ハグロトンボ 区部 VU	 成虫	 (河川)
オニヤンマ 区部 NT	 成虫	 (湿地)

■重要種（秋季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
<p>ミヤマアカネ 区部 VU</p>	 成虫	 (草地)
<p>クマスズムシ 区部 DD</p>	 成虫	 (樹林)
<p>ヒグラシ 区部 NT</p>	 成虫	 (樹林)
<p>オオアメンボ 区部 CR</p>	 成虫	 (河川)

■重要種（秋季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
<p>リングクロカスミカメ 環境省 NT</p>	 成虫	 (草地)
<p>ウバタマムシ 区部 CR</p>	 成虫	 (樹林)
<p>モンスズメバチ 環境省 DD</p>	 成虫	 (樹林)

■外来種（秋季）

和名	写真	環境
<p>アカボシゴマダラ 原名垂種</p>	 <p>成虫</p>	 <p>(草地)</p>
	 <p>成虫</p>	 <p>(樹林)</p>

④鳥類

■重要種

和名 カテゴリー	写真	環境
オオタカ 種の保存法 国内 環境省 NT 区部 CR	 <p>成鳥</p>	 <p>(樹林)</p>

■外来種

和名	写真	環境
ガビチョウ 特定外来生物	 <p>成鳥</p>	公園や寺社が隣接する竹林と広葉樹林の混ざった場所で鳴き声を確認。
ワカケホンセイインコ	 <p>成鳥</p>	 <p>(樹林)</p>

⑤魚類・底生生物

■魚類重要種（春季）

和名 カテゴリー	写真	環境
ドジョウ 環境省 DD	 成魚	 (河川)

■底生動物重要種（春季）

和名 カテゴリー	写真	環境
スジエビ 区部 留意種	 成体	 (池)
サワガニ 区部 留意種	 成体	 (湧水)

■底生動物重要種（春季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
<p>モクスガニ 区部 留意種</p>	 成体	 (河川)
<p>ハグロトンボ 区部 VU</p>	 幼虫	 (河川)
<p>オニヤンマ 区部 NT</p>	 幼虫	 (湧水)

■底生動物重要種（春季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
ヤマトクロスジ ヘビトンボ 区部 CR	 幼虫	 (湧水)
ドジョウ 環境省 DD	 成魚	 (河川)

■底生動物重要種（秋季）

和名 カテゴリー	写真	環境
スジエビ 区部 留意種	 成体	 (河川)

■底生動物重要種（秋季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
<p>サワガニ 区部 留意種</p>	 成体	 (湧水)
<p>モクスガニ 区部 留意種</p>	 成体	 (河川)
<p>オニヤンマ 区部 NT</p>	 幼虫	 (湧水)
<p>オオアメンボ 区部 CR</p>	 成虫	 (河川)

■底生動物重要種（秋季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
<p>ヤマトクロスジ ヘビトンボ 区部 CR</p>	 <p>幼虫</p>	 <p>(湧水)</p>

3. 国・東京都の目標と世田谷区の目標の比較

生物多様性国家戦略2012-2020(愛知目標) ^{※1}		東京都 ^{※2}	世田谷区	
戦略目標A 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。	目標1	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために取り得る行動を、人々が認識する。	・生物多様性に配慮した行動様式への転換 ・水辺と緑の活用による地域と連携した啓発活動 ・生物多様性の持続可能な利用のための普及啓発	目標7 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する。
	目標2	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。	・みどりの指標調査	
	目標3	遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改定され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。	・緑化計画書制度による都市緑化の誘導 ・建築物環境計画書制度等 ・保全地域の指定を通じた貴重な緑の保全 ・特別緑地保全地区の指定による緑の保全 ・「緑確保の総合的な方針」に基づく緑の保全 ・農地等の保全 ・都市開発諸制度等緑化を推進する取組	目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する。
	目標4	遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。	・経済活動と自然環境保全の両立を図る開発規制の推進 ・緑の地産地消	目標9 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する。
戦略目標B 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。	目標5	2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。	・里地里山の保全 ・森林の保全 ・緑の拠点となる公園・緑地の整備拡大 ・グリーンロード・ネットワークの形成・充実 ・学校の総合的な緑化の推進	目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する。 目標2 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもののネットワークを形成する。 (目標9 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する)
	目標6	2020年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、枯渇したすべての種に対して回復計画や対策が実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる。		目標7 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する
	目標7	2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。		目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する
	目標8	2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。	・水環境の保全・回復	
	目標9	2020年までに、侵略的外来種及びその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる。	・外来種対策	目標3 外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める
	目標10	2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。		目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

※1 生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～、2012年9月、環境省発行
 ※2 緑施策の発展～生物多様性の保全に向けた基本戦略～2012年5月、東京都発行

生物多様性国家戦略2012-2020(愛知目標) ^{※1}		東京都 ^{※2}	世田谷区
戦略目標C: 生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する。	目標11	2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。	目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する。 目標2 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもののネットワークを形成する。
	目標12	2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。	目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する。
	目標13	2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。	目標9 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する。
戦略目標D: 生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する。	目標14	2020年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。	目標9 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する。
	目標15	2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。	
	目標16	2015年までに、遺伝資源の取得の機会(アクセス)及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。	
戦略目標E: 参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する。	目標17	2015年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。	目標4 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する。
	目標18	2020年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される。	目標9 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する。
	目標19	2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される。	目標6 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える。
	目標20	遅くとも2020年までに、戦略計画2011-2020の効果的な実施に向けて、あらゆる資金源からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。	目標8 将来にわたって恵みを受継ぎ続けるための人材育成・教育の仕組みを整える。

「目標5 生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす」は、国・都の目標に含まれていない。

※1 生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～ 2012年9月 環境省発行
 ※2 緑地策の展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ 2012年5月 東京都発行

4. ヒアリングにご協力いただいた団体・商店街・事業者

様々な取り組みを行っている団体や事業者は、世田谷の強みであり、世田谷らしさとも言えます。区は、2016年（平成28年）1月に、区内の団体・事業者などにアンケート調査を行いました。ご回答いただいた対象の中から、個別の聞き取りを了承していただき、既に生物多様性に配慮した取り組みを行っている、または行う可能性がある主体へ、2016年（平成28年）3月にヒアリングを行いました。以下では、その具体的な取り組み事例を紹介します。

（1）活動団体の取り組み

【成城みつ池緑地と成城みつ池を育てる会】

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区と世田谷区みどりの基本条例に基づく特別保護区に指定されている、成城みつ池緑地があります。この緑地の基本整備方針を、多くの区民の参加を得て考えようと、2001年（平成13年）から2年間「成城みつ池を考える会」として毎月1回会議が行われ、平成15年3月に基本整備方針が決定しました。これを受け、区民参加で守り育てる活動を進める母体として、2003年（平成15年）4月、『成城みつ池を育てる会』が誕生し、基本整備方針に沿った内容で、（一財）世田谷トラストまちづくり事業として区民参加による生きもの調査と保全活動を行っています。



資料提供：（一財）世田谷トラストまちづくり

所在地：世田谷区成城 4-20-8

【桜丘すみれば自然庭園とすみればネット】

桜丘すみれば自然庭園は、故・植村傳助氏の邸宅と庭園の跡地で、植村氏の武蔵野の風景を再現するという構想のもと、昭和初期につくられ、ご家族が守り育ててきた庭園です。世田谷区では1993年度（平成5年度）よりこの跡地の取得を進め、2000年度（平成12年度）からは住民参加によるワークショップを行い、緑地づくりに取り組んできました。2003年（平成15年）に、「スミレ」の咲く「場」「原っぱ」という意味をこめて「区立桜丘すみれば自然庭園」として開設しました。



資料提供：（一財）世田谷トラストまちづくり

所在地：世田谷区桜丘 4-23-12

現在、市民運営グループ「世田谷すみればネット」と一般財団法人世田谷トラストまちづくりが協働して生きものが主役の管理運営を行なっています。

【季節の野草に会う小径(こみち)と船橋小径(こみち)の会】

船橋の小径は、野草や草花が残る昔ながらの土の道で、区の地域風景資産に選定されています。

ここでは地域住民が2003年(平成15年)にグループ「船橋小径の会」を設立し、現在日常管理を行っています。管理では、昆虫の居場所に配慮した選択的な草刈を実施、また、植生調査や通信の発行、近隣の学生や住民とともに様々なイベントを行うなど、地域に向けた情報発信やPRを行っています。今後も、地域由来の生きものや植物を復元することを目指し、活動を続けていきます。



所在地：船橋 3-10、13、17、19
(船橋地区会館前～千歳丘高校脇)

(2) 商店街の取り組み

【下北沢一番街商店街】

下北沢一番街商店街は、防災や治安の維持、伝統文化の継承と新たな文化の創造などにも取り組んできました。2009年(平成21年)12月に、新しい街路灯・アーチ・防犯カメラ・街路放送システムが完成しました。LED灯採用、太陽光・風力発電式のハイブリッド型でCO₂を70%削減した地球に優しいECO街路灯です。2012年(平成24年)12月に火災初期用のスタンドパイプを全国に先駆けて街路灯に設置しています。みどりに関する取り組みとしては、景観に配慮しながら、少しずつ緑化プランターなどを設置していくことも必要と考えています。また、環境・文化・芸術など多岐にわたる取り組みが可能だと考えています。



所在地：北沢 2-37-17
(下北沢一番街商店街振興組合事務所)

(3) 事業者の取り組み

【二子玉川ライズ】

二子玉川東地区市街地再開発事業（第2期）では、良好な自然環境に恵まれた二子玉川周辺において、環境への影響を最小限にするだけでなく、地域の生態系と共生する環境づくりにも力を入れています。

ここでは、多摩川、武蔵野台地、国分寺崖線、等々力溪谷など、周辺の地形や、そこで見られる植生を再生することで、生態系の保全に貢献する生物ネットワークの基盤を構築しています。

また、約6,000m²ものルーフガーデンは、「エコミュージアム」というコンセプトで、地域の自然を体感し、学ぶことができる空間となっています。周辺の水辺環境を再現したビオトープ「めだかの池」を設置したほか、研究者と連携のもと、環境省のレッドデータブックに指定されている多摩川の草花の代表格であるカワラノギクを育成しています。同街区では、全敷地面積に対する緑地率を40%以上とし、植生の95%以上を在来種から構成することにより、施行前と比べ、生物多様性の価値は大幅に向上しました。こうした多摩川の生態系を維持・保全する計画が評価され、生物多様性を高める事業を評価する「JHEP（ハビタット評価認証制度）」において、最高ランクとなるAAAを取得しています。



所在地：世田谷区玉川 1-14-1

【世田谷ハウス】

世田谷ハウスでは、三菱地所グループが開発、運営するオフィスビル、商業施設、集合住宅などにおいて、今後もより生物多様性に配慮しつつ、集う方々にとっても魅力的な外構づくりを行うための「実験庭園」として、2015年（平成27年）に外構部分の改修を行いました。この「実験庭園」では、維持管理、モニタリング、社員参画型のコミュニケーションプログ



所在地：世田谷区船橋 7-25-2

ラムなど、社宅の枠を超えた実際の事業での展開を視野に、様々な取り組みを実験的に行っています。また、世田谷ハウスは、生物多様性保全の取り組みを可視化して認証する制度「いきもの共生事業所認証（ABINC認証）」を取得しています。

5. 用語解説

【あ行】

愛知目標（あいちもくひょう）

2010年（平成22年）に愛知県名古屋市で開催された、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された、生物多様性に関する世界目標となる「戦略計画2011-2020」。2050年（平成62年）までに「自然と共生する世界」の実現を目指し、2020年（平成32年）までに生物多様性の損失をとめるための効果的かつ緊急の行動を実施するため、5つの戦略目標と、20の個別目標を掲げている。

生きものネットワーク（いきものねっとわーく）

生物多様性の保全や生態系の保全・回復を目指して、生物生息空間である自然環境を質的・量的に改善し、生息地間の生きものの移動を容易にするために生態的（せいたいてき）回廊（かいろう）（飛び石状や線状の生きものの移動経路）でつなげ、地域的・広域的にネットワークを形成したものの。

大蔵大根（おおくらだいこん）

1965年代（昭和40年代）までは、世田谷の至るところで栽培されていたが、1974年（昭和49年）に誕生した病気に強く、栽培しやすい青首大根の普及に伴い、白首系の大蔵大根は次第に姿を消していった。「区内の農産物をPRするためにも地元ゆかりの野菜である大蔵大根を見直そう。」と区内農家が1997年（平成9年）から再び栽培をはじめ、今では「せたがやそだち」の地場野菜のひとつとして親しまれている。

屋上緑化（おくじょうりょっか）

屋上緑化とは、建築物の断熱性や景観の向上、生態系の創出などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。

【か行】

外来種（がいらいしゅ）

環境省の定義によれば、外来種とは、もともとその地域にいなかったものが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののことを指す。日本国内

のある地域から、もともといなかった地域に人為的に持ち込まれた場合に、もともからその地域にいる生きものに影響を与える場合もある。

「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」では、明治時代以降に海外から持ち込まれた生きもののことを指す。ただし、渡り鳥、海流によって移動してくる魚や植物の種などの、本来自然の力で移動する生きものは、外来種には当たらない。その中でも、地域の生態系に大きな影響を与え、地域の生物多様性を脅かす種のことを侵略的外来種という。

国分寺崖線（こくぶんじがいせん）

立川市、国分寺市、小金井市などから世田谷区を通り、大田区まで続く延長約 25km、高さ 10 ～ 20 m ほどの崖の連なり。多摩川が 10 万年以上かけて武蔵野台地を削り取ってできた河岸段丘で、樹林や湧水などの豊かな自然環境が残る。

【さ行】

里山（さとやま）

地域住民の生活と密接な関わりを持つ集落周辺の山・森林。かつて住民は、生活の一部として、燃料となる薪や薪炭用木材をとり、食料などとなる山菜をとり、落ち葉を利用した堆肥づくりなどを行い、里山を利用した。

市民緑地（しみんりよくち）

300m² 以上の緑地の土地所有者と、緑地管理機構の指定を受けた（一財）世田谷トラストまちづくりが契約を結び、整備したあとに、地域に公開し、みどりの保全を図る、都市緑地法に基づく制度。所有者は税制面で優遇措置を受けることができるほか、緑地の維持管理の負担を軽減できる。

生物多様性基本法（せいぶつたようせいきほんほう）

生きものの多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、合わせて地球環境の保全に寄与することを目的とした法律（2008 年（平成 20 年）6 月施行）。国による生物多様性国家基本計画の策定や、地方自治体による計画策定（生物多様性地域戦略）や生物多様性の保全施策に関する規定などを定めている。

世田谷区みどりとみずの基本計画（せたがやくみどりとみずのきほんけいかく）

都市緑地法に基づく、世田谷区の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画。区制 100 周年を迎える 2032 年（平成 44 年）に「みどり率」33%の達成を目指す「世田谷みどり 33」を進めている。

せたがやそだち

世田谷区では、区内産農産物のイメージアップとPRを図り、区内の農業と農地の保全について理解を深めてもらうため、区内で生産された野菜や果実、花などにロゴマーク「せたがやそだち」を表示している。

世田谷トラストまちづくり大学（せたがやとらすとまちづくりだいがく）

環境共生・地域共生のまちづくりの理念のもと、現場を知り体験し考えることで、身近なみどりの保全やまちづくり活動に携わる実践者を育成することを目的として、（一財）世田谷トラストまちづくりが実施している学びの場。

世田谷のトラスト運動（せたがやのとらすとうんどう）

（一財）世田谷トラストまちづくりは、みどりや水辺などの自然環境や、近代建築などの歴史的文化遺産などを区民共有の宝物として、協力しながら守り育て、次世代に引き継いでいくことを目的とした“世田谷のトラスト運動”を進めている。

世田谷のトラスト運動は、単にみどりを守るというだけでなく、地域に誇りと愛着を持った人々が、ボランティアとして主体的に環境保全を進めている。

せたがや百景（せたがやひゃっけい）

区民が「好ましい」と感じる風景の中で生活し、活動していくことを願い、そのような風景を区民、行政、事業者が協力しあって守り育て、つくっていくために、1984年（昭和59年）に、区民から推薦を募り100の風景を選定したものの。

世田谷・みどりのフィールドミュージアム（せたがや・みどりのふいーるとみゅーじあむ）

フィールドミュージアムは、地域全体（フィールド）をひとつの博物館（ミュージアム）として捉え、学習・体験の場とする考え方。世田谷区は、世田谷の自然や生きものについての知識が得られ、自然への関心が深められるよう、2009年度（平成21年度）に成城学園前駅周辺地区、2015年度（平成27年度）に喜多見4・5丁目農の風景育成地区で周辺の地図や案内板を整備した。

絶滅危惧種（ぜつめつきぐしゅ）

絶滅の危機にある生きもののこと。生きものの絶滅は地球の歴史の中では当然のことであったが、人間の経済活動によりかつてないほどの速度で多くの生きものが絶滅している。国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストでは、絶滅（EX）、野生絶滅（EW）、絶滅危惧（EN）、絶滅寸前（CR）、危急（VU）、低リスク、保全対策依存（CD）、準絶滅危惧（NT）、軽度懸念（LC）などのカテゴリーで絶滅のしやすさを表している。

【た行】

多自然川づくり（たしぜんかわづくり）

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生きものの生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川の管理を行うこと。

小さな森（ちいさなもり）

50 m²以上の民有地の緑地を登録することにより、区民共有の財産である都市の貴重なみどりを保全する、（一財）世田谷トラストまちづくりの制度。区民に緑を保全することの大切さを知ってもらうために、公開日を設けてオープンガーデンを開催している。

地域風景資産（ちいきふうけいしさん）

世田谷区風景づくり条例に基づき、身近にある、守り、育みたい風景を区民参加で選定している。地域で大切にしたい風景のために活動する人の輪を広げ、世田谷全体の風景を育んでいくことを目指している。

宙水（ちゅうすい・ちゅうみず）

区内には、比較的浅い地層の地下水である「宙（ちゅう）水（すい）」（ちゅうみずとも呼ぶ）がある。ローム層中に水を通し難い層が介在する場合、水が地中で局所的に受け止められ、地下水が地表に近い位置に分布しているものを宙水と呼ぶ。

特別保護区（とくべつほごく）

樹林地や水辺地、動物の生息地が一体となった土地で、自然的社会的諸条件から特に保全する必要があると認められる民有地について、区が「世田谷区みどりの基本条例」に基づき、指定している。建築行為などの一定の行為を制限し、緑地の保全を図る制度。

等々力溪谷（とどろきけいこく）

23区唯一の溪谷であり、1999年（平成11年）に東京都指定名勝となる。東急大井町線等々力駅近くのゴルフ橋が溪谷の起点となり、谷沢川に沿って設けられた遊歩道を進むと、木々だけでなく、湿生植物や武蔵野れき層などの地層が見られる。

【は行】

ビオトープ

生きものが生息・生育できる条件を備えた生態学的に良好な空間。

プレーパーク

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、子どもの自由な遊びを目指して、世田谷区と住民がともに作っている遊び場。禁止事項をなるべくなくし、子どもが自然の中で、自由にのびのび遊べる環境をつくっている。現在、区内には羽根木公園、世田谷公園、駒沢緑泉公園、北烏山もぐら公園にある。

壁面緑化（へきめんりょっか）

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、建物の外壁を植物で緑化すること。

【や行】

屋敷林（やしきりん）

防風などを目的として、屋敷の周囲に植えられたケヤキやモウソウチクなどの林のこと。

湧水（ゆうすい）

地表や河川などに自然状態で湧き出てきた地下水。世田谷には国分寺崖線沿いに数多く存在している。

【ら行】

緑道（りょくどう）

都市公園法に基づき配置する植樹帯と歩行者路を主体とする帯状の緑地。世田谷区では、暗渠化された河川の上部を歩行者の安全と災害時の避難路の確保などを目的として、緑道を整備している。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因などの情報を記載した図書。1966年（昭和41年）にIUCN（国際自然保護連合）が中心となって作成されたものに始まり、現在は国や団体などによって、これに準じるものが多数作成されている。日本では、環境省や都道府県によるものがある。

生きものつながる世田谷プラン

～生きものの元気！ひと元気！生物多様性地域戦略～

2017年（平成29）年3月発行 （広報印刷物登録番号 No.1506）

編集・発行：世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課

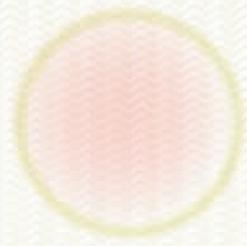
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

電話：03-5432-2281 FAX：03-5432-3083

<http://www.city.setagaya.lg.jp/>



成城みつ池緑地



次大夫堀公園

